

第3次三浦市地域福祉活動計画

平成26年4月1日 ▶ 平成31年3月31日



計画の理念
皆で支えあう豊かなまち
“三浦”となるために！

キャッチコピー
私たちにもできることがある！

CONTENTS

第3次三浦市地域福祉活動計画の改定にあたって	3
第1章 計画の目的、策定経過と特色	4
はじめに	4
1 計画策定の目的	5
2 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係性	5
3 計画の策定手法と前計画の評価	6
(1) 団体ヒアリングと住民懇談会について	8
(2) 三浦市民生活向上会議会報について	12

(3) 前計画の評価と計画策定の流れについて	13
4 三浦市の現状	18
5 計画の期間	20
第2章 実施計画	21
1 ミウの物語（根拠事例と計画事業）	21
2 計画の体系図	33
3 実施計画	34
子供の未来のために	34
高齢者の暮らしを支える	39
地域包括ケアの概念図	42
地域包括ケアシステムの中で生きる社協の特性	43
障害者の暮らしを支える	48
生活困窮者の暮らしを支える	52
生活問題の解決に向けて	53
地域社会の“つながり”の強化	63
つながるために知る（意識の醸成）	68
ボランティア・市民活動の推進	72
情報を暮らしに役立てる仕組みづくり	73
“民”の力で三浦を守る	76
第3章 重点事業	79
重点事業	79
その1生活困窮者支援システムの構築	80
その2三浦市における防災対策事業	88
第4章 参考資料	94
おわりに	97

三浦市民の皆様へ

第3次三浦市地域福祉活動計画の策定にあたって

このたび、市民の皆様の協力を得ながら取り組んできました第3次三浦市地域福祉活動計画がついに策定されるにいたりました。今回この内容を市民の皆様にお届けすることができることを嬉しく思っています。

本計画は、平成8年度と、平成15年度、そして平成20年度に策定や改訂を行った「三浦市地域福祉活動計画」に続くもので、住民が主人公になって活動を推進する行動計画となることを狙いとしています。

当初、今回の計画は平成20年度に策定した計画の達成度についてきちんと評価をし、それをもとにして改訂をはかり行動計画を推進することを一義的な目標にしていました。しかしながらここ数年、市民生活に直接関わるような根幹の制度の改正が多くなされ、それに伴う政策の転換がめざましく、過去の計画を評価し、改正をはかるだけでは本来の目的を達成するのは困難であると判断せざるを得ませんでした。そこで、過去の地域福祉活動計画の達成度と課題について評価をしながらも、新たな政策の動向に即しながら今日の状況に耐えうるものとするためには、計画そのものを新たに策定していく必要があるとの考えにたち、市民の皆様の協力を得て取り組んだのが、今回の第3次三浦市地域福祉活動計画の策定でした。

三浦市社会福祉協議会が策定する「三浦市地域福祉活動計画」は、三浦市が策定する「三浦市地域福祉計画」と密接に連動しています。それぞれが、市民の生活のニーズをもとにして計画が策定されるところは共通していますが、三浦市のそれは行政サービスとしての地域計画であるのに対し、社会福祉協

三浦市民生活向上会議委員長

大野 和男



議会の計画は、行政サービスを補完するものとしての役割と、行政サービスでは制度上行うことが困難なことについて、市民が協働して支援し合うことにより、暮らしやすい福祉の地域づくりを目指そうとしているところに相違があります。この策定した計画が成功するかしないかは、まさに、市民の皆様の理解と納得が得られるか、そして、この行動計画に市民の皆様の力が結集されるかどうかにかかっているといつてよいでしょう。

どうかこの策定した内容に目を通していただき、市民の一人おひとりが取り組まれる身近な活動に役に立ってほしいものと心から願っているところです。

計画策定にあたり、市民団体で活動している多くの方々、住民懇談会で貴重な意見を述べていただいた市民の方々に助けられてこの計画を意味のあるものにできました、このことについて心から感謝いたします。

本計画の第2章実施計画のところでは、ミウという女の子とその弟であるミラとその家族の日常の暮らしの一コマ、ひとコマをエピソードに、物語的に市民としての日常的な福祉課題・生活課題を浮き彫りにし、事業計画との関連が理解しやすいように工夫がほどこされています。これは事務局を担った三浦市社会福祉協議会の4人の若いスタッフ(杉崎さん、齋田さん、石井さん、井戸さん)による努力の成果として評価しているところです。団体ヒアリング、住民懇談会でお聞きした内容の多くが物語のエピソードとして反映されています。きっと事業内容が身近に感じていただけるのではないのでしょうか。

三浦市の誰もが安心してすごせるような地域として、さらに充実していくことを願ってやみません。

第1章 計画の目的、策定経過と特色

はじめに

地域福祉の時代と言われて久しい。しかし、本当に地域社会は、高齢者や障害者、児童などそこに存在する福祉的課題を受け止めていけるのだろうか。人口減少に歯止めがかからず、少子高齢化が顕著なこの三浦市にそのキャパシティはあるのだろうか？

そもそも“地域社会”とは何なのだろう？

この素朴な疑問に対する答えを見出そうとすることから、計画づくりは始まった。

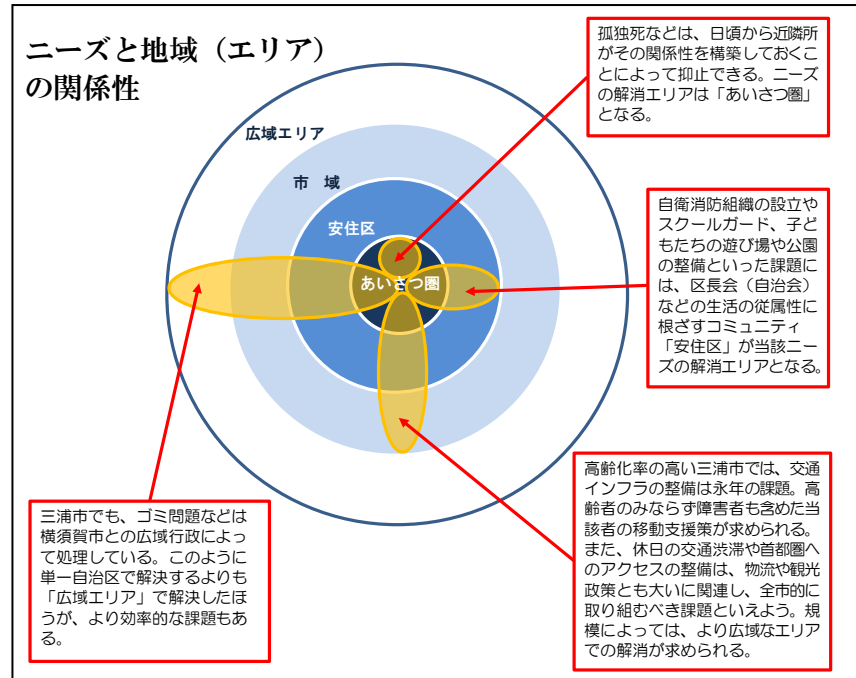
我々は、エリアという視点のみをもって地域社会やそこに存在する生活課題を具象化することは困難であると考えた。地域福祉を論じる際に求められる視座として、まず先にニーズが存在するということ、そして、解決すべき困りごとがあってこそ、それを吸収する地域が生まれるという仮説をもって“地域社会”を捉えることにしたのだ。

地域社会を単にエリアとして捉えるのではなく、そこに人間関係や諸種の課題が介在し、一方で、その解決に効率性や優位性があるからこそ纏まる“地縁団体・集団・組織”を「地域社会」とする考え方である。

そこで我々は、「地域社会」を次のとおり定義した。

「三浦市という基礎自治体を基本的な範域とする空間領域で、そこに居住することを契機に発生する多様な生活問題を、生活者間の協働によって処理することを主要な構成要素として成立する社会」

また我々は、便宜的にこの定義に基づく“地域社会”を4つの空間に区分した。一つは、ゴミの集積場単位を“あいさつ圏”とする生活者に最も身近なエリア。二つ目は、生活者の従属性に基づく小学校区をエリアとする“安住区”。旧来からの三崎地区、南下浦地区、初声地区といった市制施行以前から存在する自治エリアは、この安住区に属する。



我々が求めた定義に依拠するなら、諸種の課題を解決するための舞台となる「地域」は、その「課題」によって範域を変容させることになる。また、それぞれの活動の担い手によって「地域社会」を育み、新しい範域を設定することも可能だ。地域社会とは、人間が存在し発展する空間であり、常時変化の可能性を有し、他地域と複合的、重層的に関係するものとして総括することができるからである。上図は、それを図示したものだ。

例えば隣市の横須賀市などとは、行政面での連携というほかに、生活

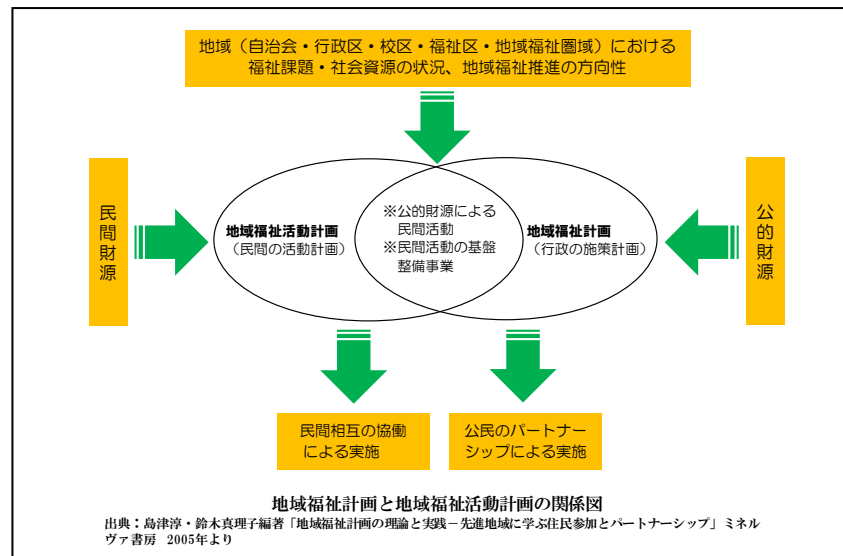
面でも市民が月に数回、買い物や図書館などの利用といった形で交流をもっている。こういう場合には等質性（同一の生活習慣に従い、かつ共に生活する一体感と集合体への帰属意識）には欠けても、繋属性を持っていることから、広義な「地域」と見做すことができる。本計画における地域社会の規模は、必ずしも一定ではなく、時として境界を越えることがあったり、あるいは、縮小する可能性があることを再度確認しておきたい。

1 計画策定の目的

本計画は、平成 8 年度、平成 15 年度、平成 20 年度に策定ないし改訂した「三浦市地域福祉活動計画」に続く住民主体の行動計画であり、この間の目まぐるしい社会情勢の変化や法制度の改変、そこから生まれた新たな課題や社会ニーズに対応することを命題とする。もとより、地域福祉活動計画を策定する意義は、地域住民による創造性の発揮や協働に基づいて、地域の価値観や長期的な目標を明確に定め、地域の取るべき方向性を具現化していくことが、地域社会に存在する諸課題の解決策の一つとして考えられていることに他ならない。鳥瞰的な視点とともに、地域社会を取り巻く、自然環境や産業、人口属性などの複雑な地域特性をふまえた上で、地域住民の目線に合わせ、日々安心感のある生活を送ることができるように、きめ細やかな地域社会システムの構築を進める必要があると考えているからだ。

なお、地域福祉の推進と在宅福祉の充実・地域生活移行の推進は地域の福祉力の程度とのバランスをとりながら進めていく必要があるという考え方を基本としている。

2 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係性



地域福祉活動計画とは「福祉ニーズが現れる地域社会において、福祉課題の解決をめざして、住民や民間団体の行う諸々の解決活動と必要な資源の造成・配分活動などを組織だてて行うことを目的として体系的かつ年度ごとにとりまとめたとりきめ」（全国社会福祉協議会）とされている。また、行政に先行して旧来から策定されてきた経緯を持っており、事実、行政計画たる「地域福祉計画」が社会福祉法において明文化される以前から、本会では「地域福祉活動計画」を策定している。そこで本項では、本計画とも密接に関連する行政の「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」の関係性について整理したい。

地域福祉計画の法根根拠は、地方自治法第 2 条第 4 項において「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。」とする規定に即し、社会福祉法第 107 条（平成 15 年 4 月 1 日施行）「地域福祉の推進に關

地域福祉計画と地域福祉活動計画の内容

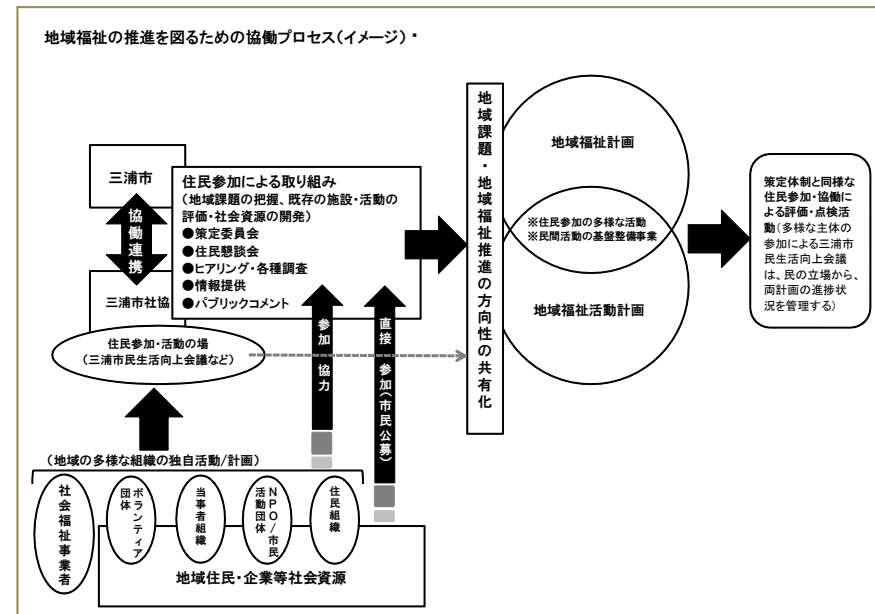
種別 項目	地域福祉計画	地域福祉活動計画
作成主体	行政	社協
性格	行政計画（施策化・事業目標の明確化）	民間の福祉活動推進のための自発的な計画（地域協働のルール化）
理念	公民協働で地域課題を把握し、共有する	
内容	●公的サービスの基盤整備 ●地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスの施策化・目標	●施策に基づくサービスの展開（施策の動向を監視し、未実施サービスの実現を求める） ●施策化されたもの以外の独自サービスの開発・展開
	公民連携や協働のルール化	
利用者の権利擁護	●情報提供、日常生活自立支援事業、成年後見制度の利用支援・普及、総合相談事業業などの整備	●福祉サービス利用の方法や内容などについての自発的な学習 ●住民相互のサポートシステム（小地域ネットワーク、ニーズ発見システム）
サービスの開発	●新規参入（法人誘致）やベンチャー的福祉サービスの試験運用の支援	●地域ニーズに応じたサービスの開発（福祉活動をおこなう団体の協働プロジェクト）
サービスの質	●事業者への指導（監査） ●職員研修（スキルアップ）の支援 ●事業評価システム	●住民や利用者の参加による事業評価
住民参加	●行政施策に対する住民参加の仕組みづくり（評価・一部権限の委譲） ●ボランティア（市民活動）センター設置 ●ボランティアコーディネーターの設置 ●住民活動の拠点整備、住民の福祉活動への支援	●ボランティアセンターや拠点などの運営 ●ボランティア活動推進計画の実行

出典：井岡勉他編著「地域福祉概説」明石書店 加筆修正

する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。」とある。なお、厚生労働省社会保障審議会福祉部会がまとめた「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針の在り方について（一人ひとりの地域住民

への訴え／平成14年1月28日）」には、次のような記述もある。

「社会福祉協議会が中心となって策定している地域福祉活動計画は、住民等の福祉活動計画として地域福祉の推進を目指すものであることから、地域福祉計画とその内容を一部共有したり、地域福祉計画の実現を支援するための施策を盛り込んだりする等、相互に連携を図ることは当然である。」（左表及び下図参照）



このように、社会福祉法に基づき行政が「地域福祉計画」を策定することが規定されたことを受け、社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」が持つ重要性はより高まったといえる。

3 計画の策定手法と前計画の評価

本計画の策定事務局を担ったのは、ボランティア活動推進計画の策定にも携わった杉崎悠子をチームリーダーとする若手職員4名である。

彼らは、三浦市社会福祉協議会が策定した「地域福祉活動計画」の進

捗の管理を通して、行政・社協・住民・関係機関・団体間での「地域福祉の推進」に関する認識と「地域福祉の推進における課題」の共有化を目途として組織された「三浦市民生活向上会議」活動評価促進部会の事務局を担ったのである。



杉崎悠子



齋田聖子



石井貴之



井戸友美

同会議は、市民各層からの幅広い参画のもとに組織され、協働をキーワードとした住民懇談会の開催や、部会活動の積極的な推進を通して、地域福祉の推進をめざすとともに、会議に参画する委員自身が「一人の住民」として地域を再発見し、やがては「地域福祉推進の中核的リーダー」として、そこで獲得した技能を地域に還元していくことを目的としている。

また、「三浦市地域福祉計画」（平成22年8月）において、『地域福祉計画の進捗管理は、PDCA サイクルにより、毎年点検・評価します。なお、地域福祉活動計画の連携・評価・進行管理は、「三浦市民生活向上会議」が担いますが、この生活向上会議との連携を図っていきます。』とされていることから、地域福祉活動計画の進行管理を担う「三浦市民生活向上会議」は、民の立場から地域福祉計画の実現に寄与するとともに、その連携の在り方において一定の責務を負うこととなった。

これをより効果的に推進するため、委員会に3つの部会を設けた。①活動評価促進部会②福祉のまちづくり検討部会③ボランティア活動推進部会がそれで、右上図は、その概念図となる。本図を見てもわかると

おり、各部会は無機に連携・連動。部会毎に活動成果をとりまとめ、これを三浦市民生活向上会議に上程する仕組みになっている。

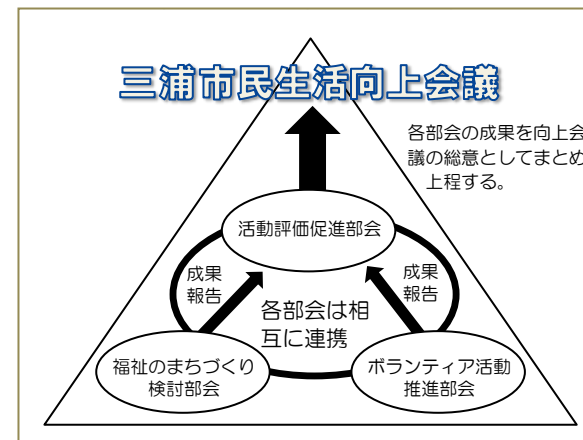
一連の過程において3部会の中でも中心的役割を担う

活動評価促進部会は、それぞれの報告を総括するとともに、これを「地域福祉活動計画」との関連から精査・集約し、課題の整理へと結びつけていく。

若い職員にこうした職務を与えたのには理由がある。これら一連の行為が、コミュニティオーガニゼーションそのものだからである。社会福祉協議会がめざすところの本質を彼らには、そのキャリアの最初期において経験させたかったからである。果たして彼らは、ある種の稚拙さを伴いながらも、その職務を全うした。

なお、こうした仕組みの中で、杉崎らは以下の役割を果たした。

- ①具体的なケースの処遇検討から不足しているサービスや社会制度の不備を炙り出す作業
- ②上記①を踏まえて、ニーズ把握から実質的生活支援策をフロー化する作業
- ③住民、当事者、関係機関・団体へのヒアリング・懇談の実施
- ④上記②～③を踏まえて、地域課題の解決方策を見出す作業（優先順位、実施時期、財源の確認等）



⑤個別実施計画の素案づくり

このように、基礎資料や各種データの収集は、主に事務局が担い、それを三浦市民生活向上会議の各部会に提出する仕組みをとった。

この中でも杉崎らは、特に③の作業に熱心に取り組んだ。そこで顕在化された三浦市民が抱える様々な“困りごと（生活問題）”は、そのまま計画を策定する根拠となっている。

(1)団体ヒアリングと住民懇談会について

①団体ヒアリング

三浦市において、様々な活動を展開しているボランティア団体や福祉当事者団体等を対象に「三浦市で活動していて困っていること」「三浦市で生活していて困っていること」を中心にヒアリングをおこなった。右のチラシは、当該団体に手渡したもので、何故このようなヒアリングをおこなうのかを掻い摘んで記してある。22団体に実施した。

皆さまのお話を聞かせて下さい！

地域の困りごとは、行政の力だけで解決できるものとは限りません。地域に住む皆さまや、民間企業など、それぞれの立場からの協力があって、はじめて解決する課題があります。こうした地域の課題を解決するために、計画を立てます（この計画を「地域福祉活動計画」と呼んでいます。）

三浦市社会福祉協議会では、この「地域福祉活動計画」を立てるために、三浦市で活動する団体・組織の皆さまにお話を伺っています。（これを「団体ヒアリング」と呼んでいます。）

団体ヒアリングで伺った「三浦市の困りごと」や「もうちょっとこうだといいたい…」といったご意見を、三浦市民の皆さまに「こういった意見があったよ！」と授けかけ、議論をします。（これを「住民懇談会」と呼んでいます。）

住民懇談会で出た解決方法や、できることをまとめて、三浦市の「地域福祉活動計画」を作ります。

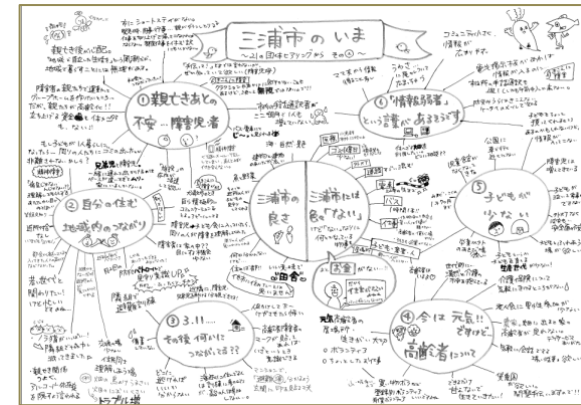
つまり、三浦市で困りごとやニーズのために活動されている、皆さまのお話から、この計画づくりはスタートします。

愚直、ご協力をお願い致します！

②住民懇談会

団体ヒアリングを通して把握した三浦市民の“困りごと（生活問題）”を広く三浦市民と共有し「課題解決のために何ができるか？」を共に考える機会として住民懇談会を実施した。自治会の集まりなど、合計 20 か所で実施することができた。

右上図は、先の“困りごと（生活問題）”を懇談会参加者と共有する手段として作成した「三浦市のいま」という資料である。三浦市において確認された“困りごと（生活問題）”を視覚化したものであるが、個々の生活問題や住民ニーズが複雑に絡み合っていることがわかる。なお下図は、地域住民に三浦市社会福祉協議会事業の“しごと”について説明するために作成した資料である。一連の行為が“三浦市社会福祉協議会”という組織の認知度を高めるためにいかに有効であるか実感することができた。



三浦市でやってどんなことしてるPFI??

ものごとを判断する時に、不安がある人のための…

★法人後見事業（法人、NPOの代表者）
利用者さんの気持ちに寄り添って、契約などものごとの決定をサポートします。

③日常生活自立支援事業
①福祉のサービスを利用できるようにお手伝いします。
②お金の出入り入れのお手伝いをします。
③通帳などを管理いたします。
認知症の方、障害をもつ方が利用しやすいです。

HUG
高学年・高学年の障害と学習障害の子のための「学習支援」の場です。
①月1回が風タープで、本校園児のあそび場「きりぎりす」を貸しています。

どうせなら、こーやって
①高齢者サービス（介護サービス）
②研修（ヘルパーさんの研修、介護士さんの研修）
③地域生活支援センター（身体障害者のためのサービス）
④ボランティアセンター（場所の貸出しや、ボランティアや、ボランティアの相談など）
⑤福祉見守りサービス
⑥被災地支援
⑦皆に海に親しむ会
⑧無償貸出
⑨お葬儀
⑩無料法律相談
⑪住宅改修相談
⑫地域包括福祉センター
⑬福祉相談事業

★印があるものは、
前回の「地域福祉活動計画」をまとめたあとに、始めた事業です。この計画をつづけて、また、日頃の活動で「困、だよ」の声が、福祉の事業ははじまります。

団体ヒアリング実施団体一覧

No.	団体・個人名	人数	日付
1	育児サークルにっこにこ	10人	6月12日
2	つくしクラブ	4人	6月13日
3	三浦市身体障害者福祉協会	2人	6月24日
4	HUGくみ保護者	16人	7月6日
5	三浦市聴覚障害者協会	5人	7月8日
6	ほっと＊ハート	親子29組	7月12日
7	きらきらキッズ	5人	7月25日
8	みうら楽農くらぶ	3人	7月31日
9	あぶらつぼ幼稚園	7人	8月27日
10	三浦市農業協同組合	21人	8月30日
11	ムナカタ商事	12人	9月10日
12	三浦断酒会	3人	9月10日
13	環境衛生管理株式会社	7人	9月12日
14	三浦地蔵精神衛生家族会 うしお会	7人	9月18日
15	石渡正志さん	1人	9月19日
16	日ノ出長寿会	16人	10月7日
17	高齢者ふれあい広場運営協議会	4人	10月19日
18	NPO法人三浦市介護サービスセンター	8人	10月23日
19	三浦まちづくりの会	8人	11月8日
20	三浦市ケアマネジャー連絡会	12人	11月15日
21	豊かな共生社会を目指す実行委員会	2人	11月28日
22	三浦市手をつなぐ育成会	4人	12月5日

住民懇談会開催 実施団体一覧

No.	団体名	人数	日付
1	職員対象のブレ懇談会	計35人	6月19・25・28日
2	小網代区（夏祭り実行委員会）	27人	7月23日
3	城ヶ島水産	38人	8月2日
4	いいじま農園	11人	8月5日
5	公務員有志①	4人	11月5日
6	城ヶ島老人クラブ	24人	11月11日
7	ひばりの会	11人	11月22日
8	大根女性グループ	7人	11月22日
9	老人クラブ役員会	9人	11月28日
10	宮田さんと書道の先生	2人	11月29日
11	小網代区網代東区会	6人	12月2日
12	下宮田神田区会	21人	12月7日
13	ふれあいサロンはまゆう(初声)	11人	12月9日
14	住民有志（初声保育園保護者）	9人	12月10日
15	住民有志（クリエイト）	6人	12月16日
16	ふれあいサロンはまゆう(南下浦)	30人	12月24日
17	みうらふれあいサロン	8人	12月26日
18	矢作地区会	15人	1月9日
19	上宮田4区地区会	45人	1月18日
20	三栄会	11人	2月12日

団体ヒアリング実施風景

①育児サークルにっこにこ



②つくレクラブ



③三浦市身体障害者福祉協会



④HUG くみ保護者



⑤三浦市聴覚障害者協会



⑥ほっと＊ハート



⑦きらきらキッズ



⑧みうら楽農くらぶ



⑨油壺幼稚園



⑩三浦市農業協同組合



⑬環境衛生管理株式会社



⑭三浦地域精神衛生家族会 うしお会



⑮石渡正志さん



⑰高齢者ふれあい広場運営協議会



⑱NPO 法人三浦市介護サービスセンター



⑲三浦まちづくりの会



⑳三浦市ケアマネジャー連絡会



㉑豊かな共生社会を目指す実行委員会



住民懇談会実施風景

㉒城ヶ島老人クラブ



㉓ひばりの会



㉔大根女性グループ



㉕老人クラブ役員会



㉖宮田さんと書道の先生



㉗小網代区網代東地区会



⑫下宮田神田区地区会



⑰みうらふれあいサロン



⑳三栄会



⑬ふれあいサロンはまゆう（初声）



⑱矢作地区会



⑯ふれあいサロンはまゆう（南下浦）



⑲上宮田 4 区地区会



(2)三浦市民生活向上会議会報について

本計画策定の進行状況については、会報「Citizen activity information magazine」を発行し、周知徹底に努めている。この会報は、三浦市社会福祉協議会のホームページでもリアルタイムで閲覧できるようにした。



また、全ての三浦市社会福祉協議会職員が情報を共有化するため、各部署における回覧を義務付けている。三浦市社会福祉協議会の職員こそ、本計画の客体であってはならない。個々の職員が地域社会の一員として、それぞれの役割をそれぞれのコミュニティにおいて発揮することが、この社会を変える大きな一歩に繋がると考えるからである。もとより、自らが体験できないことを市民に強要することはできないし、それは、各々の“気づき”に基づかなければならない。この会報はそれを成し得るためのツールとなった。

(3)前計画の評価と計画策定の流れについて

計画の策定において、事務局が担った作業の一つに前計画の評価作業があった。

三浦市社会福祉協議会では、地域福祉活動計画の第1版を平成8年に、第2版を平成15年（平成20年に改訂）に策定し、その実現に向けて歩みを進めてきた。もちろん計画を実現していく中で改善された地域課題もあるが、長期にわたって解決できないままの課題も少なからず残っている。

実施主体を三浦市社会福祉協議会とする取組みについてはある程度の成果を挙げることができたとの自負もあるが、その一方で、行政がその主体であったり、地域住民との協働、あるいは地域住民の主体的な取組みについては、捗々しい成果をあげることができなかったとの感は否めない。財政難が声高に叫ばれる地方自治体であって、とりわけ財政力が乏しい三浦市の現状を考えると、三浦市主体の事業に関しては、今後益々この傾向は顕著なものとなるだろう。だからこそ、民が“市民力”を発揮すべき時機を得たとも言えるのだが…。

また、計画の策定過程において、行政サービスが行き届かない理由を「財政不足」として住民自身が熟知し、諦観が支配的となっている現状も目の当たりにした。市内の各所で自治会や当事者、ボランティアによ

る様々な取り組みがなされている一方で、根拠は脆弱だが、三浦市全体を俯瞰したとき、“自分たちの地域を自分たちで良くしていこう”という意識が、やや希薄なのではないか—との印象を受けたこともまた事実である。住民の主体形成に関する取組みが不十分であったことは、これまでの大きな反省点といえよう。そこで本計画の策定には、下のフローにあるような手順で本計画を策定し、徹底して当該住民に生活問題の共有化とその解決に向けた動機付けをおこなった。

ここでは、平成15年に策定・20年に改訂した「第2次地域福祉活動計画」を、「0」「2」「4」「6」「8」「10」の6段階で評価した。

1. 生活支援の充実強化

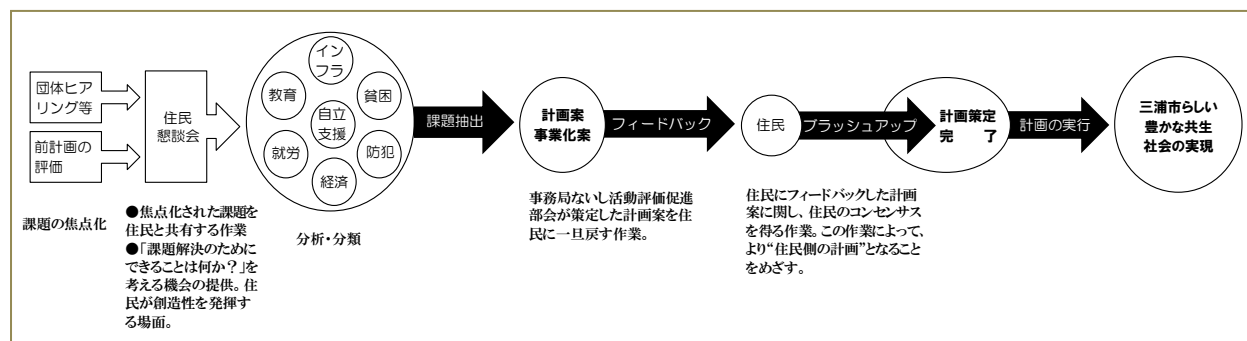
(1) 権利擁護システムの整備…全体評価…5

各取り組みの中では「日常生活自立支援事業の充実」と「成年後見制度の普及」が高評価を得た。「日常生活自立支援事業の充実」に関しては「契約締結審査会」によるスーパービジョン機能が評価された格好だ。また、支援員も研鑽を積んでいる。

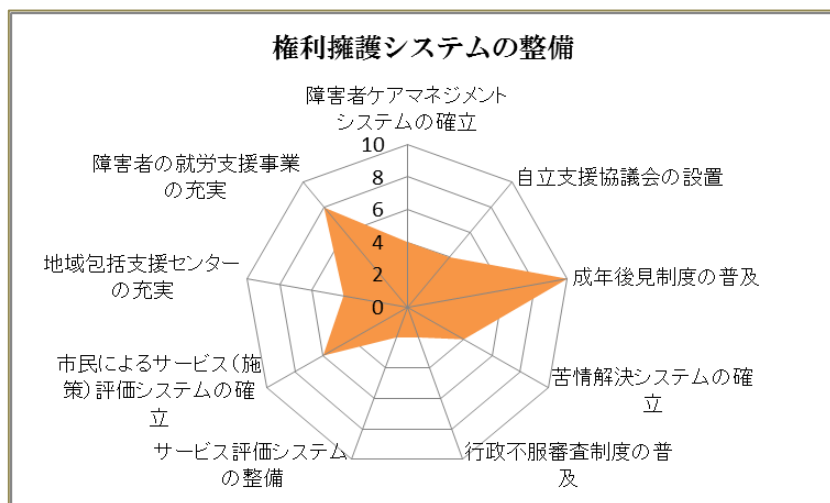
「成年後見制度の普及」については、三浦市社会福祉協議会が平成23年度より法人後見を開始、以降2件受任している。三浦市にも成年後見制度費用支援事業の実行や市町村長申立ての促進を働きかけた。また、

毎年「みうら市民まつり」で成年後見受任団体連絡会（三浦市社会福祉協議会が組織した任意団体）による無料成年後見相談を実施するなどして成年後見制度の周知を図っている。

一方で、「行政不服審査制度の普及」と「サービス評価システムの整備」につ



いては、結果的に手つかずで終わってしまったことから、「2」という低評価に甘んじた。



なお、「自立支援協議会の実施」については、平成 22 年によりやく設置された。これから、地域社会における包括的な支援システムづくりがおこなわれ、組織自体が実体化し、かつ、活性化していくことに期待して「6」との評価をくださった。

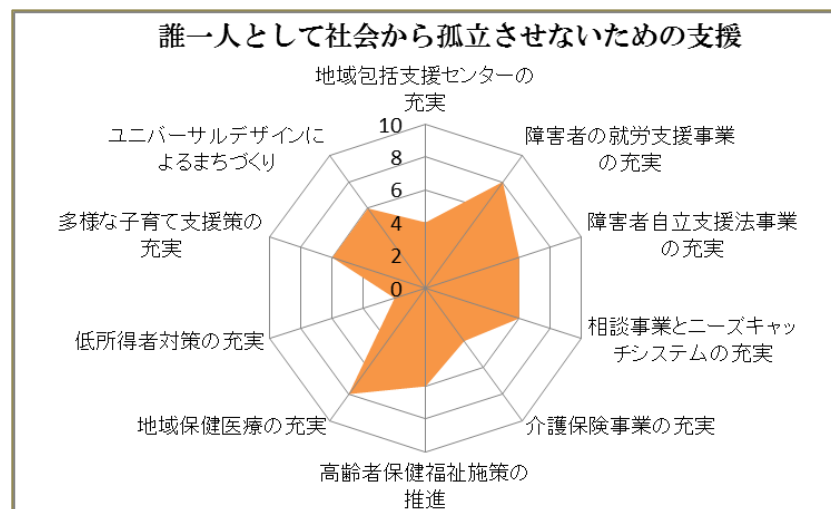
(2) 誰 1 人として社会から孤立させないための支援…全体評価…6

「障害者の就労支援事業の充実」に「8」と評価した。これは偏に三浦市社会福祉協議会が就労継続支援 B 型事業所「どんまい」を開設したこと起因する。適正なアセスメントと個別支援計画による支援を徹底している「どんまい」が、後発事業所の範となることに期待したい。

「地域保健医療の充実」を「8」と評価したのは、三浦市立病院の取り組みが充実してきたことを受けてのものである。トリプル P というオーストラリアで開発され「前向き子育てプログラム」を実践する市民活動団体を支援をするなど、地域貢献活動にも果敢に取り組んでいる。ま

た、医療スタッフのスキルアップのための研修を市内の福祉関係者にも公開していることや、平成 25 年度より開始した訪問リハの事業についても高く評価した。一方で、産科の常時開設を望む声が多数聞かれたことを付記する。

「2」と評価した「低所得者対策の充実」については、生活福祉資金貸付事業において、自立支援や就労促進を十分に図れなかったことを真摯に反省してのもの。三浦市社会福祉協議会としても、これを機に生活困窮者自立支援事業に果敢に挑戦する覚悟である（「生活困窮者自立促進支援法（平成 27 年度施行予定）」へ対応）。



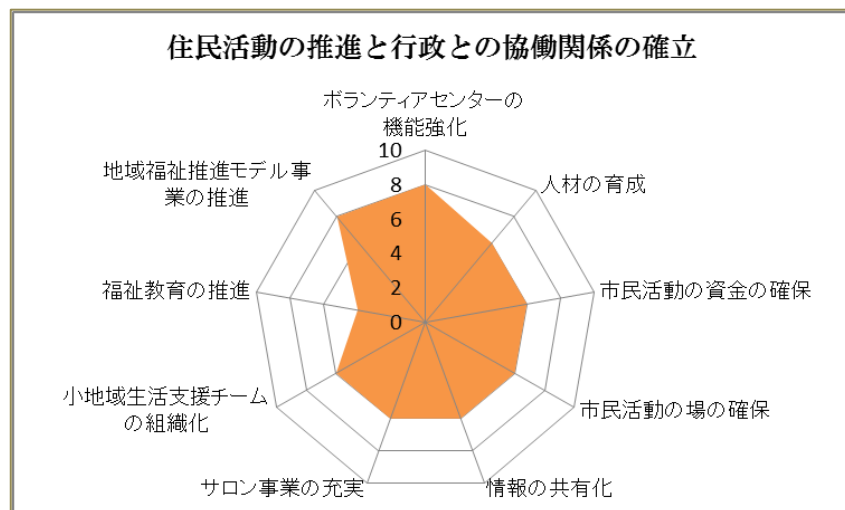
2. 住民活動の推進支援

(1) 住民活動の推進と行政との協働関係の確立…全体評価…6

「人材の育成」を「6」と評価した。市内のボランティア団体・当事者団体が自主開催する講座やセミナーが多数開催されていることを評価したもの。ボランティア・市民活動において、「民」が「民」を育

てるという構図は、最も望ましい人材育成の形だと考えた。三浦市社会福祉協議会でも時勢に合わせたセミナーや講座の開催に取り組んだ。

一方、「小地域生活支援チームの組織化」については、停滞の感を否



めない。但し、地域社会には意図的でない個々人の活動や友愛活動、自治会や民生委員の見守り、あるいは民間企業など多様な実施主体がこれに類似する活動を誰ともなく実践しているものと考えられる。だがしかし、「組織化」に向けた“支援”という点で、これに十分な労力を注がなかったことを考慮し「2」と評価とした。

「情報の共有化」については、三浦市社会福祉協議会でも広報紙とHPのリニューアルなどに力を入れた。今後は、本計画を立案するために実施した「団体ヒアリング」や「住民懇談会」を重要事業と位置付け、継続して直接住民と“話し合う”など情報交換の機会を設けることで、さらに情報の共有化を図りたい。

「住民活動の推進支援」に関しては、平成 25 年 5 月に第 2 次ボランティア活動推進計画を策定したので、今後これに基づいて実践を進めて

いく考えだ。

3. 社協事業の総合的推進

(1) 計画の進行管理…全体評価…8

(2) 企画・調整・調査・研究…全体評価…8

三浦市民生活向上会議の強化については、東日本大震災を挟み、一時停滞を余儀なくされたが、それ以降は定期的に行なわれる。また、第 2 次ボランティア活動推進計画の策定に加え、平成 25 年度下半期以降は、本計画に民意を反映させるべく、団体ヒアリングと住民懇談会を積極的に行なわれた。

コミュニティワークの機能強化は、三浦市社会福祉協議会職員の資質の向上を意図したものである。個別支援計画の策定に関するスキルの向上を目途に、アドバイザースタッフを招いてのケースカンファレンスの月例開催や、顧問弁護士らによるコンプライアンス研修など研修体制の確立を図った。

4. 三浦市らしい豊かさの推進について

(1) 環境問題への取り組み強化…全体評価…6

市内外の市民活動団体が中心となって海岸の清掃など環境美化活動が頻繁に行なわれている。また、こうした行為が遠因となって、平成 25 年 2 月に発行されたミシュラングリーンガイドジャポン改定第 3 版に、城ヶ島が「近くにいれば寄り道をして訪れるべき場所」を意味する二つ星で掲載された。他にも明日の暮らしを考える会なども排油回収活動などを行なわれた。これらを総合的に評価した。

(2) 広域モデル事業の試行…全体評価…4

葉山町社協や横須賀市との協働で「三浦半島広域就労支援モデル事業」

を实践した。普遍的な事業へと昇華できなかったことは残念でならないが、とても貴重な経験を得ることができた。これは数字には表せない、あるいは表出しない大きな成果である。

（３）海など自然環境を生かした地域福祉事業の試行…全体評価…8

障害児者とその家族を対象とした「皆で海に親しむ会（三浦市社会福祉協議会主催）」を毎年開催している。また、平成 24 年度より、㈱リビエラリゾートが CSR（企業の社会的責任）活動の一環として障害児者を対象に、会員制プールの無料開放やモーターボート・カヤックの乗船体験をできる「海洋塾」を開催していることを評価した。

（４）市民オンブズマン制度の確立…2

期間中に市民オンブズマン制度を確立することはできなかった。主たる原因は、テーマの大きさにある。例えば「福祉オンブズマン」や「介

護オンブズマン」などといった具合に、対象を限定した制度の構築であれば可能性があったかも知れない。

総括的評価であるが、上記グラフが示すとおり、やや低調な結果に終わっている。三浦市社会福祉協議会が取り組んだ法人後見や就労支援事業など大きな成果をあげた領域も一部にはあるが、地域社会に確かに存在する生活問題の解決に向けた“三浦市民の行動計画”としては、物足りない結果だといえよう。



第2次改訂版三浦市地域福祉活動計画（2009）

基本方針	基本計画	評価	実施計画	評価
1 生活支援の充実強化	(1) 権利擁護システムの整備	5	日常生活自立支援事業の充実	8
			ケアマネジャーの資質向上	4
			障害者ケアマネジメントシステムの確立	4
			自立支援協議会の設置	4
			成年後見制度の普及	10
			苦情解決システムの確立	4
			行政不服審査制度の普及	2
			サービス評価システムの整備	2
			市民によるサービス(施策)評価システムの確立	6
	(2) 誰一人として社会から孤立させないための支援	6	地域包括支援センターの充実	4
			障害者の就労支援事業の充実	8
			障害者自立支援法事業の充実	6
			相談事業とニーズキャッチシステムの充実	6
			介護保険事業の充実	4
			高齢者保健福祉施策の推進	6
			地域保健医療の充実	8
			低所得者対策の充実	2
			多様な子育て支援策の充実	6
2 住民活動の推進支援	(1) 住民活動の推進と行政との協働関係の確立	6	ユニバーサルデザインによるまちづくり	6
			ボランティアセンターの機能強化	8
			人材の育成	6
			市民活動の資金の確保	6
			市民活動の場の確保	6
			情報の共有化	6
			サロン事業の充実	6
			小地域生活支援チームの組織化	6
			福祉教育の推進	4
			地域福祉推進モデル事業の推進	8
3 社協事業の総合的推進	(1) 計画の進行管理	8	三浦市民生活向上会議の強化	8
	(2) 企画・調整・調査・研究	8	新たなサービスの創出に向けて	8
			コミュニティワークの機能の強化	8
4 三浦市らしい豊かさの推進	(1) 環境問題への取り組み強化	6	環境問題への取り組み	6
	(2) 広域モデル事業の試行	4	広域モデル事業の試行	4
	(3) 海など自然環境を生かした地域福祉事業の試行	8	三浦の自然環境を生かした福祉事業の展開	8
	(4) 市民オンブズマン制度の確立	2	市民オンブズマン制度の確立	2

4 三浦市の現状

- ❶ 20人に一人が障害者
- ❷ 10世帯に一人が一人暮らしの高齢者
- ❸ 6人に一人が支援の必要な高齢者

三浦市における社会資源の整備状況等について、介護（高齢者）、障害、児童、医療、人口、拠点などについて、三浦市の予算の執行状況も交えて以下のとおり整理した。

領域	項目	備考
介護	介護事業会計 全40億6154万425円	平成24年三浦市決算「介護事業会計」
	特養 全2か所	ワムネット
	老健 全2か所	
	包括 全2か所	
	在支 全1か所	
	通所介護 全13か所	
	通所リハ 全2か所	
	訪問介護 全11か所	
	要介護認定者数 全2,360人	※平成24年度末 要支援511人 要介護1,849人
	高齢者（65歳以上） 全1万4925人	平成25年1月1日現在
	一人暮らし老人 全2,034人	平成22年の国勢調査

領域	項目	備考
障害	4億8697万2059円 （自立支援給付者 一人当たり172万749円）	
	1億8066万8336円 （重度障害者医療 一人当たり 17万5747円）	
	自立支援給付者数 全283人	
	重度障害者医療受給者数 全1028人	
	身体障害者 全1817人	※合計2,385人（平成25年4月）
	知的障害者 全315人	
	精神障害者 全253人	

領域	項目	備考
児童	12億8896万円 （児童 一人当たり 29万円）	児童福祉総務費+児童育成費
	主任児童員 全8人	平成25年8月
	保育所 全4箇所	三浦市HP
	保育所児数 346 人	平成24年度 三浦市内の保育園利用の市民:346人 市外利用も含めた市民:382人 三浦市内保育所に入所した延人数4,414人
	児童虐待相談件数	児相24年度37件・子ども課15件 （重複あり）
	児童発達支援事業所 全1か所	HUGくみ
	児童扶養手当受給者数 全413人	

領域	項目	備考
医療	73億4755万6631円 (住民一人当たり 15万4776.946732万円)	
	国保+後期医療費 国保67億8116万1721円+ 後期高齢者医療5億6639万 4910円＝ 73億4755万6631円	平成24年度 三浦市全会計決算より
	病院 全2箇所	
	診療所 全21箇所	

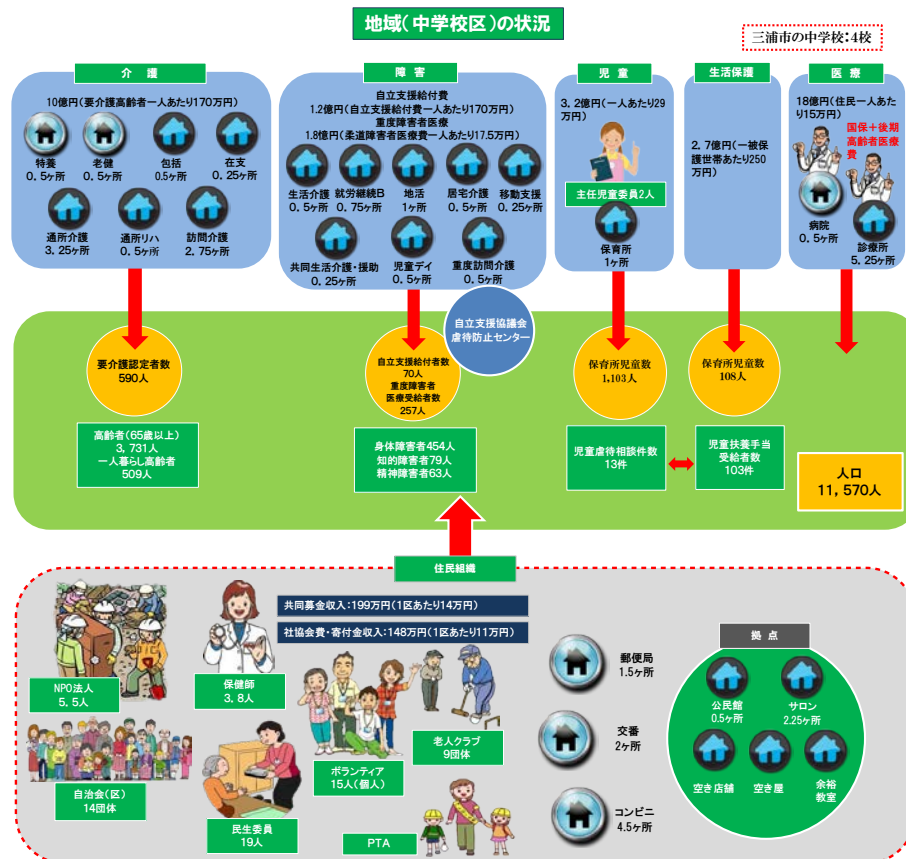
領域	項目	備考
拠点	公民館 全2箇所	三浦市公民館条例より
	サロン 全9箇所	高齢者用④ 子供用⑤
	空家 全70戸	平成24年 第4回定例会（第2号12月 4日） No.28 竹内次親行政管理部長より （三浦市議会 会議録検索システム）

領域	項目	備考
生活 保護	10億9007万7254円 (一世帯当たり 250万5925円)	平成24年度
	被保護者世帯数 435世帯	

人口は減少しながらも、いわゆる“要援護者”は、増加する傾向にある。これに伴い、民生費（地方自治体の歳出において福祉などに支出される費用）は増加の一途を辿っている。一方で、三浦市の経常収支比率は、平成24年度で108.4%と年々悪化、財政は硬直化している。

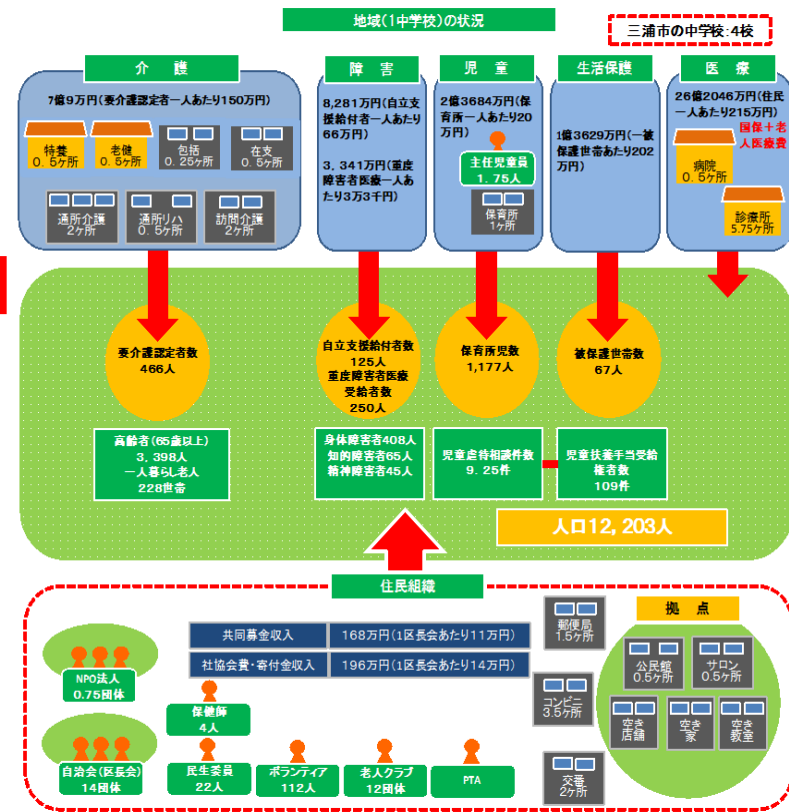
領域	項目	備考
人口	46,283人	平成26年1月
	世帯数 1万7816	
	NPO法人 全22団体	
	自治会（区長会） 全56団体	
	保健師 全15人	市役所10人（子ども課4、健康4、高齢1、保健年金1）三崎保健所5名
	民生委員 全77人	平成25年8月
	ボランティア 全60人	ボランティアセンター登録（平成24年8月）
	老人クラブ 全37グループ	平成24年4月
	PTA	小学校8校、中学校4校、高校2校

領域	項目	備考
その他	共同募金収入 全796万9563円	
	社協会費・寄付金収入 全592万4219円 会費555万9100円 寄付金36万5119円	
	三浦市歳入 330億円	平成24年「目で見える三浦市の財政」より
	三浦市歳出 155億円	
	経常収支比率 103.7%	
	郵便局 全6箇所	
	コンビニ 全18箇所	
	交番 全8箇所	



※平成24年度の状況。現在中学校は3校だが、前計画との比較を容易にするため、4校のまま計算した。
※計画策定完了後、相談支援事業所が2か所(中学校区で0.5ヶ所)された。

上図は、三浦市の民生費・社会資源を中学校区に配分したものである。前計画で示した状況(右図)と比較すると、この5年間で介護関連費用は2億円強、障害者の自立支援給付費は倍増している。一方で、介護予防事業が奏功したのか、医療費の抑制に関しては成功している。また、こうした状況に比例して、サービス提供事業所も増大している。なお、いわゆる「高齢者専用賃貸住宅」に関しては、これを含んでいないが、増加傾向にあることは否定できない。



第2次三浦市地域福祉活動計画改訂版より

5 計画の期間

本計画の期間を平成26年度から30年度までの5箇年とする。また、中間年次にあたる平成28年度に見直しを開始し、次期計画への反映をめざす。その際には、三浦市が策定する「地域福祉計画」の動向にも十分に配慮する。

計画の期間

平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
第2次三浦市地域福祉活動計画(改訂)					第3次三浦市地域福祉活動計画					
三浦市地域福祉計画(第2期)					三浦市地域福祉計画(第3期)					

第2章 実施計画

1 ミウの物語

本章では、ミウという女の子の誕生に沸く一組の夫婦が幾多の困難を乗り越えて成長していくさまを時系列で追っている。ミウの家族が直面する様々な“困りごと（生活問題）”は全て、計画策定に携わった三浦市社会福祉協議会の職員ないし、三浦市民生活向上会議活動評価促進部会の部会員が、団体ヒアリングや住民懇談会において、直接三浦市民から聞き取ったものばかりである。

物語は、ミウの母親である「ママ」の独白で綴られる。前述のとおり、彼女を苛む葛藤（生活問題）は、全てが真実である。想像というフィルターは一切通していない。故に、我々は、ここに顕在化した多様な生活問題と真摯なる対峙を迫られた。当然のことだといえよう。そして、その行為は、さながらケースカンファレンスのようでもあった。我々は、係る「課題」を解決するために、フォーマル、インフォーマルを問わず、いくつもの方策を組み合わせ、得られるであろう「効果」に思いを巡らせることとなった。時には、有効な策を見いだせないまま、時間を遣り過ごしたこともある。それでもなお、ここに掲げ得た“解決策（実施計画）”が、本当にそれに相応しいものなのか、今もって自信を持ってないでいる。そう、葛藤しているのは、当事者である「ママ」だけではないのだ。今の局面において、仮に支援者の立場に立つ我々も大いに“揺らぎ”ながら、ここに掲げた“解決策（実施計画）”を導き出したのである。

しかし、我々はこの“揺らぎ”を否定しない。

“揺らぐ”という言葉には、動揺や葛藤、混乱といった意味が含まれる。動揺や葛藤、混乱はしばしば危機的な状況を招くことから、否定的な意味

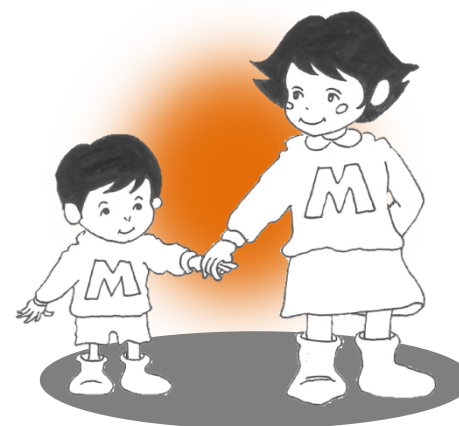
合いをもって捉えられることも少なくないだろう。

一方で、この“揺らぎ”を変化・成長・再生の契機と捉える考え方もある。立教大学の故尾崎新教授も、自身の著書『ゆらぐ』ことのできる力」でこのように述べている。

『ゆらぎ』にはもともと『ゆらぐ』ことができる余地や幅が不可欠である。したがって、『ゆらぎ』は振幅性、幅の広さ、多様性の意味を含み、幅の広い見方や新たな考え方を創造する契機という意味をもつ場合がある。」

ここに、その振幅性や多様性を付加できたとは思っていない。しかし、答えが“ひとつ”であろうはずもない。本計画書を一つの“たたき台”として、全ての三浦市民が自身の属する地域社会に思いを馳せる機会としていただければ幸いだ。願わくば、何か一つでいい。そこに属する構成員としての“気づき”から、地域社会のために行動を起こしていただきたい。

なお、ボランティア・市民活動の促進・支援に関しては、既に第二次ボランティア活動推進計画にまとめているので、重複を避けるためにここでは割愛した。本計画書と併せることによって、本当の意味で「住民の行動計画」となる。



ミウ誕生



パパ29歳、ママ28歳のときに、「ミウ」は産まれました。パパはミウに「生まれてきてくれてありがとう」と言いました。ママは嬉しくて、嬉しくて、ひたすらミウを抱きしめました。

ミウは、大きな産声なんかあげていなかったかのように、2人に抱っこされてスヤスヤ眠りました。

ミウ・パパ・ママが暮らす三浦市は、三方を海に囲まれた、農業と漁業の町です。

でも、年々人口は減少してきていて、少子高齢化が進んでいます。ドラマや映画のロケ地として有名ですが、転入者はほとんどいません。城ヶ島をはじめとした豊かな自然と、グルメが集う観光都市を目指しています。



何だか不思議な子だなあ…



ミウは、パパとママの深い深い愛情を一身に受けて、あっという間に1歳半になりました。

…でも最近
は、「可愛い」
はずのミウを、
怒ってばかり。
呼んでもママ

の方を向いてくれないし…ママのいうこともあまり聞いてくれないんです。眠りが浅いのか、毎晩真夜中に大泣きするミウに起こされるので、気が滅入ってしまいます…。

でもパパが「ママも休みなよ」って、ミウをお風呂に入れてくれたり、休みの日に一緒に遊んでくれます。優しいパパに感謝！ママはリフレッシュして、優しいママに戻ります。



三浦市の状況

三浦市は、気候が穏やかで暮らしやすい反面、慢性的な交通渋滞など、インフラの整備に課題を抱えています。また、財政難から、独立した図書館や文化施設がなく、子どもの教育という視点からすると不便さもあります。基幹産業が第1次産業ということもあり、就労機会も限定され、若年層の流出に歯止めがかかりません。



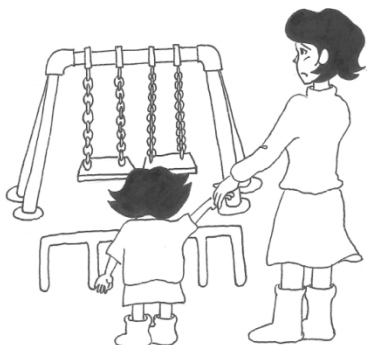
小さな社会

家族とは、生まれて初めて所属する最も小さな「社会」といわれています。家族という社会の構成員の協力によって、解決できる課題もあります。家族だけでは解決できない課題は、溜め込まずに隣近所、市域、県域等のより大きな社会の協力によって、解決を目指します。



実施主体：当事者家族

公園に行っても誰もいない…



お天気もいいので、今日はミウを連れて公園に行ってきた。ミウにお友達ができるという。でもいざ公園に着いてみると…お友達がいない…というか、人っ子一人いません。子供達はどこで遊んでいるのでしょうか？

帰宅後、スマホで検索してみると、三浦市の子育て情報サイトに、公園情報が載っていました。

た。でも一番は“ロコミ”の情報でした。家庭訪問してくださった主任児童委員さんから「ここなら同年代のお子さんがいますよ」と教えてもらったり、ママ友からも人気公園の情報を教わったりしました。今ではミウも、沢山の子供達の中で遊んでいます。一人遊びが多いけど。



計画事業

子育て・介護・障害児者支援などの生活情報を収集・発信する力を強化します。

●情報サイトの充実 (73 点)

SNS (人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型の Web サイト。) などロコミ的情報発信機能強を充実・強化します。

●紙媒体広報誌の充実 (74 点)

「社協みうら」などの紙媒体による情報発信

●安全な子どもの居場所の確保 (34 点)



実施主体：三浦市・社協・当事者

ミウ 大丈夫？！



夕飯の準備をしていたら、ミウがたくさん汗をかいてグッタリしています！大変！すごい熱！！三浦市に、夜もやっている小児科なんてあったっけ？！今日はパパも遅くなるって言ってたし、車なんて運転できないわ！どうしよう？！慌てふためいていたママは、ミウを抱っこしたまま外に出ました。

そこに近所のベテランママが通りかかり「どうしたの？」と声を掛けてくれました。ベテランママの車に乗せてもらい、Y市の救急医療センターまで行きました。ミウの熱はすぐに下がりました。ママは、ベテランママに沢山感謝しました。でも、市内に夜間も診てくれる小児科があったらいいのに…。



計画事業

隣近所による相互支援体制を構築するとともに、市民自らが活動の実践を通して得た、学びや“気づき”を“公”の施策に反映させるための支援をおこないます。

●小地域生活支援チームの組織化 (63 点)

誰一人としてこの地域社会から“孤立”させないという理念のもとに見守り活動を推奨します。

●小児医療制度の充実 (35 点)



実施主体：三浦市・医師会・当事者・市民

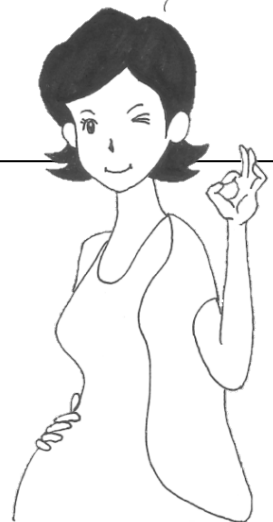
おとうと？！



来年、ミウに弟ができることがわかりました。パパと祖父母は喜んでいますが、ママは正直にいうと、嬉しい気持ち半分・手放しでは喜べないという気持ち半分です。ママは具合が悪くて、何もできない日もあります。ミウが泣いていても、

何もしてあげられないときは、「弟なんていないんじゃないかしら。」と思ってしまいます。

パパが三浦市の「子ども課」に相談したところ、妊娠婦を対象としたホームヘルパーが来てくれることになりました。この事業、もともとは市民活動としておこなわれていたそうです。今では、その公共性を認められ、当該活動をおこなっていた団体のNPO法人化を機に、三浦市からの受託事業となったそうです。ヘルパーさんからの、ベテランママとしての温かい励ましもあり、ママはお産に前向きになってきました。



計画事業

産前・産後の支援を目途としたホームヘルパーの派遣事業など制度間の“隙間”に埋もれかねない「ニーズ」を解消するために、自由契約に基づく柔軟なヘルパー派遣を実現します。その際は、利用者の負担を軽減するために減免措置を設ける必要があるでしょう。公費（一般財源みうらっ子育て寄付金等）の導入はもとより、三浦市社会福祉協議会の会費などもこれに充当すべきだと考えます。

●自由契約ホームヘルプサービスの実施（53 ㄱ）

実施主体：三浦市・社協、NPO

ミウ 1歳半の健診で



「ミウちゃんは、自閉症の疑いがあります。」と言われました。前々から不思議なところがあるなぁとは思っていましたが…！

ていうか、そもそも自閉症って何？！これからどうすればいいの？！そろそろ下の子も生まれるのに…！

保健師さんが、その場でいろいろ教えてくれて、少し安心しました。まだ疑いの段階だけど、ミウのためになるなら「すすく教室」に行かせてみようかな。迷ったけど、パパとママのお母さん（祖母）にもこの事実を伝えました。祖母は「できることがあったらいいね」と協力的です。話してよかったです。パパは「そうなんだ」と、とても驚いていました。分かってくれたかな？



計画事業

子育てに関し、気軽に相談できるよう多様な柔軟な支援体制を構築します。

●“かかりつけ医”の確保（54 ㄱ）

●子どもの発達を支える仕組みづくり（36 ㄱ）

- ①「すすくくーむ」の充実
- ②三浦市中心身障害児生活訓練会の充実
- ③HUGくみ“個別療育サービス”の充実

●民生委員児童委員活動の一層の促進（37 ㄱ）



実施主体：三浦市・神奈川県

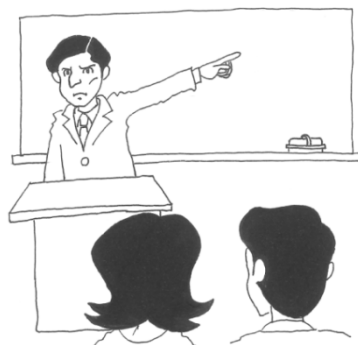
弟 ミラ誕生



ミラの出現に、「ママ盗られた！」とミウの苛立ちは頂点に達しています！それを見てパパは「ミウが悪い！」って怒鳴っています。このままだと「虐待になっちゃうよ！」って、気付いたらママが一番大きな声で怒鳴っていました…。

最悪！！どうしたらいいの？

ミウは一時保育で日中預かってもらうことになりました。たまにミラを見てくれる祖母にも感謝しなきゃ。その間、パパとママは“障害の受容”に関する講座を受講しました。パパは、グループワークで一緒になった別の子のパパとお友達になったみたい。まだ100%障害を受容できているとはいえないけど、それはこれからだね。講座帰りにパパと、大好きな鮎ラーメンを食べて帰りました。何とも久々だなあ。



計画事業

①教育的な広報活動 ②自己学習のサポート③偏見の除去・軽減といった3つの活動をそれぞれ連動させながら「福祉啓発活動」を充実させていきます。

- 当事者・家族対象福祉啓発活動の充実(68 点)
- 一般市民対象福祉啓発活動の充実 (70 点)
- (仮称)地域サポーター講習の開催 (64 点)



実施主体：三浦市・社協・神奈川県・市民活動団体

ミウは支援級、ミラは普通級に進学

小学校入学当初、ミラは「お姉ちゃんと一緒に嬉しい！」なんて言っていました。ところが…ミウが6年生・ミラが4年生になったとき「お前の姉ちゃん障害者！」とクラスメートにからかわれたミラが「お姉ちゃんなんか嫌い！」といって泣きながら帰ってきたのです。

ミラたち4年生は福祉教育で、障害者について学びました。「三浦には色々な人が暮らしているよ。見守ってあげてね。」と教わりました。担任の先生の助けもあって、からかわれたり、いじめられたりすることはほとんどなくなり、仲良くしてくれる友達もいます。学校帰りに通い始めた地域の囲碁・将棋サークルでも、歳の離れた友達が沢山できたようで、心のよりどころになっているみたいです。ママに連れられて、



ミラは同じ「きょうだい児」のお兄さんたちと話し合いました。ミラは時々、ミウに酷いことを言ったり、喧嘩したりしていましたが、他の皆も同じなんだと知って、心のつかえが取れたみたいです。ちなみに、最後までミラをいじめていた子は、昇級時に別のクラスになったのですが、そこでは逆に、いじめられているんですって。でも、ミラはとても偉いんです。「一緒に将棋サークルに行こう」と誘い、その子と仲良くなってしまいました。もう友達、ですって。

計画事業

- 福祉教育の充実・支援 (70 点)
- 教職員に対する福祉教育支援 (70 点)
- 市民交流の場の確保 (72 点)
- きょうだい児サークルの組織化・支援 (66 点)



実施主体：社協・三浦市・当事者・市民活動団体

サービス等利用計画の策定



ミウもすっかり落ち着いたし、ママもそろそろ働きたいなぁと思っていた矢先、家に広報紙社協みうらが届き、そこに「児童デイサービス HUG くみ」の記事がありました。ミウも利用できたら、仕事に行けるし、用事の時にも便利かも！と思い、早速ミウと見学に行ってみました。HUG くみはとても楽しそう！でも、いざミウと長時間離れるとなると、ママは少し寂しい気がします…。

HUG くみを利用するためには、「サービス等利用計画」をつくる必要があったことから、相談支援事業所エールの斉田さんに相談しました。斉田さんとお話ししたら、ミウの将来のためにやるべきことが少し見えてきました。ちょっぴり寂しい気はするけど、ミウに HUG くみでお友達を増やしてもらおう！と決心。HUG くみ以外にも、ショートステイやホームヘルパーを活用して、保険のセールスを始めました。

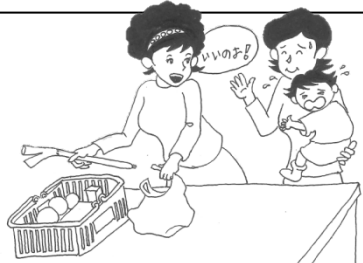
そうそう「HUG くみ」を見学した際、最近めっきり老け込んでしまった祖父母の話をしたら、高齢者ふれあいサロンを紹介されました。こういうのをワンストップって言うんですね。総合福祉センターに来て本当によかったな。

話は変わりますが、ミウとスーパーマーケットに行くと「手伝います！」と袋詰めを手伝ってくれる人がいるんです。ミウから目が離せないのが本当に助かります。ついついこのスーパーを利用してしまいます。

計画事業

ニーズとサービスを結ぶ支援システムの充実を図るとともに、障害児者関連施策の充実をめざします。

- 相談支援事業の充実 (48 点)
- 障害児者福祉施策の充実 (49 点)



実施主体：三浦市・社協・事業者

パパ リストラに遭う！



「自分だけは絶対ないと思っていたのに…」とパパは落胆しています。何とかパパのお尻をたたいて就職活動をさせているけど、この不景気だし、仕事はあるのかしら？初めての面接から帰ってきたパパは、浮かない表情でした。これは長期戦になるかもしれない…。生活費、どうしよう？ミラは塾に行きたがっているし…。

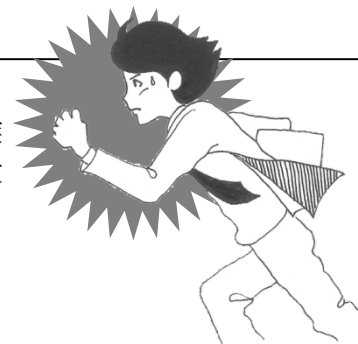
ミウを送り届けた時、パパのふさぎ込んだ様子から事情を知った HUG くみの職員が、社協が実施する「生活福祉資金」という貸付制度を教えてくださいました。パパは「ミウ、ミラのために！」と頑張ってハローワークに通い詰め、何とか新しい仕事に就きました。収入はかなり減ってしまいましたが、なんとか家のローンを返済しながら生活できそうです。ミラは、社協が生活困窮者支援の一環として始めた「学習塾」に通えることになりました。この塾に通えるのは、市社協会員の皆さんによる寄付のおかげです。



計画事業

生活困窮者自立支援法の施行に伴い、生活保護に至る前の段階の生活困窮者に対し、自立相談支援などを実施します。

- 生活困窮者支援システムの構築 (80 点)
- みうらっ子育成寄附金の活用 (37 点)
- 寄付文化の醸成 (72 点)



実施主体：三浦市・社協

ミウを見る目



ミウの中学校生活も残りわずか、卒業後はY市にある養護学校の高等部に通うことが決まっています。そういえば、中学に進学するとき、養護学校にするか、支援級にするかで悩んだな。仲のいい友達と離れなれにするのは可哀想と支援級を選んだけど…。早いもので、ミウも高校生。今日はミウと一緒に、制服をつくりに行きました。ミウがバスの中で、大好きな「金魚の生態」について繰り返し大声で話しています。どうやら中学校で金魚を飼っているらしく、最近ミウのおしゃべりは金魚のことばかりです。すると、バスの後ろの方から、「うるせえなあ。静かにしろよ!」という怒声が飛んできました。ママは胸の中がキーンと冷たくなって、耳は真っ赤になりました。そして、次のバス停でミウを連れて逃げるように降りてしまいました。ミウは「バスもうおしまい? 駅までバスに乗ります?」と辛そうな声でママに聞くので、ママは「ごめんね、ミウとママは歩きます。」と、ミウの手を握り締めました。

制服屋の店員さんに「高校の制服、とってもお似合いですよ。すっかりお姉さんですね。」と声を掛けてもらい、ママは少しだけ、胸の中が暖くなるのを感じました。ミウも笑っていました。バスの中で怒鳴っていた人も、ミウのことを優しく見つめてくれたらどんなにいいことか、とママは思いました。



計画事業

いじめの撲滅と偏見による差別を許さない社会を実現します。

●いじめに関する相談体制の確立 (55 点)

- ① “いじめ” を冠した相談窓口を設ける
- ② (仮称) いじめを許さない市民運動の展開

実施主体：三浦市・社協・教育関係者

家族の近況です



ミウは高校1年生になりました。先生には「訓練すれば自力登校できるかもよ!」って言われているの。高等部にはバスの送迎サービスがないんです。自力通学か…最近物騒だし、ミウが面倒を起こさなければいいんだけど…。結局ミウは、有料の通学支援を利用することにしました。

ママは、草むしり等、自治会の集まりにできるだけミウを連れ出し、地域の人達にミウのことを知ってもらおうと思っています。すると、徐々にではありますが、挨拶をしてくれる人が増えてきました。9月には、自治会の避難訓練に参加し、避難路の確認や消火訓練をおこないました。家庭での備蓄や避難袋についてのレクチャーもあって、ためになったな。

ミラは、中2になってすっかり反抗期だけど、ミウには意地悪したりしません。ミラなりに気を遣っているんだろうな。

パパも、新しいお仕事にも慣れてきたみたい。この前ミウが熱を出したとき、仕事にもかかわらず、パパがミウを学校まで迎えに行ってくれました。職場の上役が「大変だね。早く帰ってあげなさい」と配慮してくれたそうです。周囲の人々の理解のおかげで、一家は何とかやっています。



計画事業

当事者(家族)自身が抱えているステイグマ(セルフステイグマ)を取り除くための支援を実現し、当該者の社会参加を促進します。

●セルフステイグマを克服するプログラムの開発 (69 点)

●育児・介護休暇の利用促進 (38 点) ●三浦市独自の障害児者支援 (51 点)

実施主体：三浦市・社協・企業・当事者

ミウの将来について



ミウが高校に通い始めて半年になります。卒後の進路、どうしようかな…。ミウに「何になりたい？」って聞くと「通学支援の運転手さんと結婚します。」と言います。

それは素敵な夢ね…って、今はそれでいいけど、ママがいなくなったらミウはどうやって暮らすのかな？



エールの斉田さんに相談したら「他のご家族も同じように悩んでいるんですよ。」と「育児サークルにっこにこ」を紹介してくれました。ママは勇気を出して「にっこにこ」の集まりに参加してみました。そして「みんな悩んでいるんだな」と知り、共感する仲間ができました。

しかも「にっこにこ」のママたちは、市や社協職員に「こうして欲しい！！」と意見を言っています。ママが、他のママに「意見が言えるなんて、皆さん凄いですね」って言う。「私も1人だったら我慢していたと思う。みんなと一緒に言えるのよね。」ですって。

計画事業

●市民活動の推進・支援 (72 点)

●ソーシャルアクションの市民的展開の支援 (67 点)

市や県等に改善を求めなくてはならない物事に対して、市民が団結して声をあげることが世論を動かす原動力となります。ただし、必ずしも個人の力で実施できる訳ではなく、同じ立場から一緒に声をあげてくれる仲間の協力によって、推進力が生まれます。

実施主体：市民活動団体・社協

地震だっ！！



ママは家で晩御飯の準備をしているところで、急いで火を止めました。安全を確認してから外に出てみると、信号機が止まって、早くも交通渋滞が始まっています。そのすぐ後、ミウは歩いて家に帰ってきました。ミウは大丈夫かな？持たせている携帯電話も繋がらない！津波が来るかもしれないから、避難先に移動したいけど…。ミウを置いては行けないし！

幸い津波は来ませんでした。ミウも無事です。交通渋滞で時間はかかりましたが、通学支援の運転手さんがミウを連れ帰ってくれたのです。

よく考えたら、水も何も備蓄してなかった…。その日の夜、3人でスーパーマーケットに行ったら棚はガラガラです。せっかく自治会の避難訓練で勉強したのに、何も備えてなかったな。これはママの責任。反省です。



計画事業

日頃からの住民間の関係性を強化し、災害に強い“まちづくり”を進めます。

●防災対策の強化 (88 点)

●個々人の防災意識の向上 (71 点)

●災害弱者に配慮した防災・被災対策の強化 (88 点)

実施主体：市民・自治会・三浦市

地震だっ！！～パパ編～



一方パパは、地震のとき、電車に乗っていました。電車が急に止まったので、車内がざわざわしています。「ただいま、地震が発生したため急停車致しました。」と車内アナウンスが流れました。みんなが状況を知ってその場で待機する中、周りをキョロキョロ見渡して、パパに話しかけてくる人がいます…ど、どうやら手話のようです。

「そうか、耳が聞こえないんだな」と分かったパパは、とっさにスマホを取り出し、画面に文字を打ち込んで状況を説明しました。

しばらくしたら、電車は動き出しました。

パパはミウのこともあって、自閉症のことは知っていましたが、耳が聞こえない人のことはあまり知りませんでした。パパは帰る道すがら「色々な人が暮らしているんだな」と思いました。



計画事業

身体的なハンディキャップにより情報を収集することができない者に対し、代替手段を用いて情報を提供する仕組みを構築します。また、多様性を認め合う社会をめざします。

●情報保障制度の充実 (75 ㌔)

実施主体：市民・当事者・三浦市・社協

ミウとママのボランティア体験

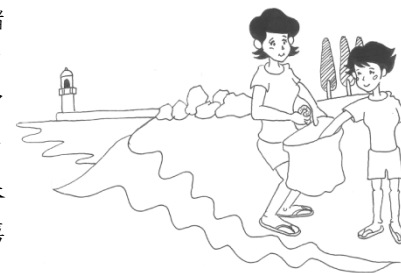


ミラは何とかY市の高校に入学しました！余談ですが、ミラは「サッカー部に入ってマネージャーと付き合う！！」と叫んでいます。ママはミラが元気なら…それでいいです。

さて、天気の良い休日、ママはミウと一緒に、海岸清掃のボランティアに参加してみました。ゴミを拾いながら、他のボランティアさんから活動の経験談を聞きました。「マラソン大会の時は、市外から人がたくさん来て、たくさんお土産を買っていってくれて嬉しかった！三浦に活気が出るのがとても嬉しい。」と話していました。

自然の中のゴミ拾いは、意外と清々しかったです。ミウは、海藻をいっぱい拾って楽しそうでした。

帰りにママとミウは、三崎の商店街をブラブラしました。ママはいくつかのお店に「65歳以上15%OFF!」のステッカーが貼ってあることに気がきました。そういえば以前、リビエラ・リゾートが障害児を対象にマリンスポーツ体験会を開いてくれました。参加したミウが「楽しかった」と言っていたのを思い出します。三浦市の民間企業は、社会貢献活動に積極的です。



計画事業

CSR とは企業が社会に対して責任を果たし、社会とともに発展していくための活動です。各企業が、各々の事業の特性から、自社の責任や課題を見つけ CSR を自分たちで創り上げていけるよう環境を整備します。

●企業の CSR の促進 (76 ㌔)

●環境美化運動の促進 (77 ㌔)

実施主体：企業・市民活動団体

苦情までほったらかしです



ミウは高校を無事卒業し、歩いて行ける地域活動支援センター（地活）に週5日通っています。ミウに地活の様子を聞いてみると、何だかほったらかしにされている様子…。見学した時は、いい雰囲気だったんだけど。地活の職員に電話して様子を伺っても「上の者に伝えます」と連れない返事。どうしたものかな？



ママがエールの斉田さんに相談したら「第3者評価委員会」を紹介してくれました。早速ママは委員会に苦情を伝えました。それでも改善はみられません。ママはミウとも相談し、週2回、就労継続支援B型事業所に通うことを決めました。自力でバス通所できるようになるまで、少し時間がかかったけど「意外と通えるな」とママは驚きました。B型事業所の作業は難しいみたいだけど、お金をもらった日は、コンビニで大好きな香りのするシャンプーを買って帰ってきます。新しくできたお友達とカラオケに行くことも。今までカラオケなんて行ったこともなかったのに…。17年育ててきたけど、ママは驚くことで一杯です。

計画事業

事業者やサービス従事者の資質向上に向けた全市的研修等を実施し、サービスの質の向上に向けた取組みを支援するとともに、苦情解決仕組み等を充実させます。

- 福祉サービスの質の確保（56 頁）
- 苦情解決の仕組みづくり（57 頁）
- セルフ・アドボカシーの確立（61 頁）

実施主体：市・社協・県・国・当事者

それ、振り込め詐欺じゃない？！



ミウは新しい生活スタイルに慣れてきました。ミラもトゲトゲの反抗期が終わって、すっかりただの二次元オタクになってしまいました。サッカー部の彼女はあきらめたようです。何だか平和だな〜、と思っていたら、明らかにテンパっている祖母から電話が！えっ？パパが痴漢？だって今日はお休みですよ。テレビを観てゲラゲラ笑っています。どうやら、振り込め詐欺の電話があったみたい。危ないところ

でした！祖母はいつも出かけている「高齢者ふれあいサロン」で、警察とボランティア団体主催の「振り込め詐欺対策セミナー」を受講しました。祖母はセミナーで観た寸劇で「私の時と同じだ！」と自分が遭遇した事件とそれを重ね併せたようです。地道な啓発活動が何よりもモノを言います。祖母は早速、電話に振り込め詐欺防止のステッカーを貼り付けていました。



計画事業

三浦市・市民・事業者等が一体となって、安心して暮らせるまちづくりの推進に向けた取組みをおこなっていきます。とりわけ、障害者や高齢者を対象とした犯罪を許さないまちづくりを進めます。

- 振り込め詐欺撲滅活動の実施（62 頁）



実施主体：県・市民活動団体・警察

まぶしい!! 祖母



何だか、祖母に元気がありません。どうやら振り込め詐欺に引っかかりかけて、気落ちしているみたいなんです。祖父もパパもママも、一生懸命励ましますが、祖母から漏れてくるのはため息ばかり。

いつも通っているヘアサロンで代表に推薦された「ミス&ミスターオーバー70」の大会で、何と祖母がミスコンの準グランプリに輝きました！祖母はすっかり元気を取り戻した様子です。「行く先々でちやほやされるのよ！」と満面の笑み。とにかく外出する機会が増えています。今日も例のヘアサロンに行くんですって。

高齢者が楽しめるまちになってよかったね。



計画事業

高齢期における個々の労働者の意欲・体力等には個人差があり、家庭の状況等も異なることから①柔軟な働き方の実現②さまざまな生き方を可能とする新しい活躍の場の創出③シルバー市場の開拓と活性化をめざします。

- 高齢者パワーの活用 (45 ㊦)
- 市民・民間が支える高齢者の居場所づくり (46 ㊦)
- 生きがいとなる活動の継続・発展 (46 ㊦)
- シルバー市場開発モデル事業の実施 (47 ㊦)

実施主体：三浦市・市民活動団体・企業・社協・当事者

今度は祖父に…

ミラは私立の大学に受かりました！ママもますますお仕事頑張ってるがなきゃ！ミウは相変わらず、大好きなカラオケによく行っています。何と、「フクシ君」という3つ年上の彼氏ができたんですって。このことに、パパは少なからずショックを受けたみたいです。「にっこにこ」の催し「父親の会」に参加したパパは、打ち上げの飲み会でも、ずーっとその話をしていたみたい。祖母も元気です。

ただ、先月祖父が、庭木の手入れの最中梯子から落ち、骨折してしまいました。病院のケースワーカーに勧められ、介護申請すると、要介護1と認定されました。「早く家に帰りたい。」と祖父は言っています。「そうですね、お家に帰りましょう。」そう言って、祖父の背中を押してくれたのは、居宅介護支援事業所「アンド」のケアマネジャー、石渡さんです。石渡さんは、早速理学療法士や一級建築士、看護・介護スタッフ、福祉用具レンタル業者らとチームを組み、祖父が在宅復帰するための環境整備をしてくれました。友愛チームも祖父母の家を訪問してくれます。祖父自身、相当りハビリを頑張ったらしく、杖をついて歩けるようにまで回復しました。



計画事業

在宅福祉を重視した介護保険事業の推進を実現すべく、地域包括ケアシステムの確立を急ぎます。

- 介護保険事業の充実 (39 ㊦) ●地域包括ケアの推進 (40 ㊦)
- おかえりなさいプロジェクトの展開 (44 ㊦)

実施主体：社協・三浦市・事業者

生活するって難しい



ミラの大学は遠いので、一人暮らしを始めました。奨学金をもらいながら何とかやっています。時の流れは速いですね。このところ、特に不安に思うのが、ミウの将来です。自分じゃゴミの分別もできないし、バランスのいい買い物だってできない。そもそも、お金を通帳から出せるのかしら…？

気になったので、エールの斉田さんに相談しました。斉田さんは「これで全てが解決できるわけではありませんが…」と前置きして、「利用者さんの気持ちに寄り添って、契約などモノゴトの決定をサポートする『成年後見事業』や、生活費の出し入れなどをお手伝いする『日常生活自立支援事業』がありますよ。」と教えてくれました。まだ



ママが若いからいいけど、将来は利用したいなあ。ふと、ミウに「ママが死んだらどうする？」って聞いてみました。「ママ死なない」とミウ。ママは泣きそうになってしまいました。グループホームの設立に向けて「にっこにこ」の活動を頑張ろう！とママは強く思いました。

計画事業

誰もが、自分らしく生きていけるよう、人間の尊厳が最大限守られる社会の実現をめざします。

●権利擁護事業の推進 (58～60 号)

①成年後見制度の普及促進②日常生活自立支援事業の充実③虐待防止対策の充実

●グループホーム設立に向けた活動の実施 (50 号)

実施主体：市民活動団体・三浦市・社協

ミウ 24 歳、ミラ 22 歳



ミラはそろそろ大学を卒業します。歴史民俗学専攻だったのに、「三浦に戻って、無農薬農家になる！」と言っています。どこまで本気か分かりませんが、生きているならそれで結構です！もしかしたらミウのために時間が自由になる自営業を選んだのかも知れません。

ミウには「ママは、いつまでもいな

いのよ」と言って、少しずつ将来のことを説明しています。以前は「ママ死なない」の一点張りだったけど、今は、どうしていいか分からないような困った顔で「うん」と返事をします。

将来のことはママにも、わかりません。けれど、パパやミラ、そして、地域の皆さんと協力して、ミウが暮らしやすい“まちづくり”を実現したいと思います。

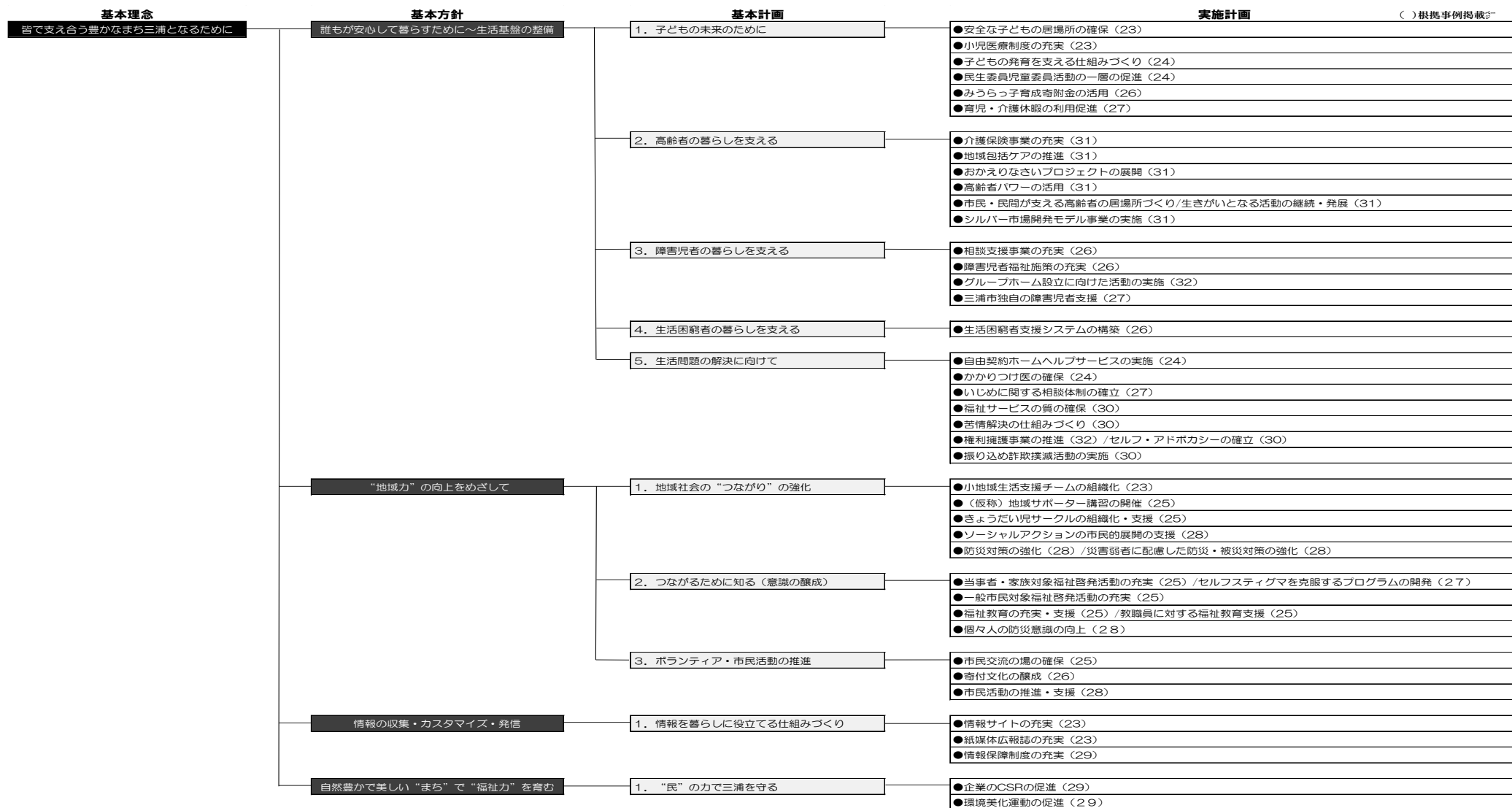


おわりに

パパ、ママ、ミウ、ミラは、この後幸せに暮らすことができたでしょうか？

「ミウ家族」のために行動できる地域住民が一人でも増えれば、きっとそうなると思います。私たちはこう考えます。「ミウ」の暮らしやすい“まち”は、誰にとっても暮らしやすい“町”なのだと。福祉の問題は決して対岸の火事ではありません。私たち一人ひとりと密接に関連したごくごく身近な問題なのです。

2 計画の体系図



3 実施計画

基本計画	子供の未来のために	実施計画	安全な子供の居場所づくり
-------------	-----------	-------------	--------------

◎＝開始 ●＝廃止 ☆＝継続 ★＝見直し

計画事業名	事業内容	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
①子育てサロンの充実・発展	既存の“子育て支援”サロン（民生委員による「ほっと＊はーと」や三浦市社会福祉協議会「きらきらキッズ」、三浦市保健福祉部子ども課による「みまぐっこ」等）や幼稚園・保育園の余裕スペースの開放を継続し、各サロン間の横断的連携体制を確立する。 実施主体に関しては、環境整備を“公”の責務とし、その運営は“民”に委ねられることが望ましい。 また、高齢者サロンなど他領域の市民活動、民間企業等との協働により事業内容の充実と多様化を図りたい。	☆ 三浦市は、子育て支援・保育サービスの	☆ 一層の充実に努める。	☆	★ 各サロン間の連携体制を整える。	☆→
計画事業の実践エリア：あいさつ圏～市域						
財源	地域(住民)社会の役割	成果指標				
公 費：三浦市 民間財源：三浦市社協 企業	“子どもは地域社会の宝”とする理念のもとに、社会全体でこれを育む環境を構築する必要がある。“地域の大人で支える子どもの居場所”の整備はもとより、子育て世代に対する負担の軽減にもつなげたい。また、その主体的な担い手とならないまでも、「近隣住民の温かい見守り」が望まれている。	“民”によって地域の実情に応じた柔軟なサロン活動が展開され、“子どもは地域社会の宝”だとする理念が社会全体に浸透している状態を是とする。				

計画事業名	事業内容	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
②公共スペースの活用	学校の余裕教室や体育館・校庭・潮風アリーナ、自治会館といった公共施設を開放。付帯機能として、市民活動者を講師とした「遊びの教室」を提案する。“遊びの教室”がめざすのは、間伐材を使用した“竹のおもちゃづくり”など、昔の遊びの復権である。ここで、今の子ども達に乏しいとされる、自然体験や社会体験を意図的に創出する。また、図書館（学校図書室）なども積極的に活用し、“学ぶ図書館”から“遊んで学べる図書館”へと、その機能をシフトする。			◎ 三浦市は、公共施設を開放し、子どもの居場所を安心・安全な居場所づくりを実施。	★	★→
計画事業の実践エリア：安住区～市域						
財源	地域(住民)社会の役割	成果指標				
公 費：三浦市	子どもの居場所づくりが、地域独自の活動として定着するには“地域の大人の協力”が必要不可欠である。今後市内各所で展開されるであろう「遊びの教室」では、PTA、退職教員、学生、青少年・社会教育団体関係者など地域の多様な大人が主体的にこれに参加し、安全管理面に配慮し、子どもたちを暖かく見守りながら、様々な活動を展開していくことが求められる。	子どもの居場所を安心、安全なものとするためには、地域全体でこれに関心を持ち、子どもを見守ることが重要。公民の協働によって総合的な子どもの居場所づくりをいかにして進めたか、また、ボランティア・市民活動団体などがどのような経緯でこれに関わり、その数を伸ばしていったかが成果指標となる。				

基本計画	子供の未来のために	実施計画	小児医療制度の充実
-------------	-----------	-------------	-----------

○＝開始 ●＝廃止 ☆＝継続 ★＝見直し

計画事業名	事業内容	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
①かながわ小児救急ダイヤルの活用	「小児救急医療電話相談事業（＃8000）」とは、休日・夜間の急な子どもの病気にどう対処したらよいのか、受診の必要性など判断に迷った際、医療スタッフに電話で相談できるというもの。神奈川県では、18～24 時の時間帯に利用できる。まずは、この事業の更なる利用の促進を図る。併せて、保護者向け講習会や啓発パンフレットの作成といった普及活動はもとより、内科医等に対する小児初期救急医療研修の開催なども提案する。	☆ 神奈川県・三浦市	☆ は、小児救急医療電話相談事業の普及・啓発活動。	☆	☆	☆→
計画事業の実践エリア：広域						
財源	地域(住民)社会の役割	成果指標				
公 費：三浦市・神奈川県 民間財源：事業者（医療機関）	小児救急については、通常の診療時間外の対応、主に軽症患者のニーズが高まっており、相談体制の充実が求められている。地域医療は、単なる医療行為にとどまらず、疾病予防、健康増進の普及活動など多岐に及ぶ。市内医療機関には更なる奮起に期待したいところである。一方で、市民自らが小児医療を守り、受診行動を考えるための動機づけをおこなうため、三浦市の小児医療の現状の周知及び“かかりつけ医”を持つことや休日・夜間におけるコンビニ受診（注1）の防止について啓発をおこなう必要がある。また、育児支援や小児医療を守るための活動をおこなっている市民団体等との連携とその活動支援によって、急病時の対応や育児に関する相談に応じることができる体制も強化したい。	小児救急を含め、救急医療体制の確保は、三浦市にとっても重要な政策課題となっている。三浦半島エリアにおいては、小児科医を分散させることなく一極に集中（横須賀市立うわまち病院）させる策を講じていることから、身近な地域において“夜間小児救急医療体制”を整えることは容易ではない。ある地域では、全電話相談のうち、約3分の2の相談に対して「直ちに医療機関を受診する必要がない」とアドバイスしているという（愛媛県：平成21年度調べ）。本事業が、小児の初期救急医療体制を補完する事業として、いかに有効性であるかを示す事例である。こうした事例を数値で客観的に示せるか否かが指標となろう。				

注1＝一般的に外来診療をしていない休日や夜間の時間帯に、救急外来を受診する緊急性のない軽症患者の行動のこと。「平日休めない」や「日中は用事がある」、「明日仕事があるから」等の理由で、本来重症者の受け入れを対象とする救急外来を、夜間や休日に受診をする行為を示す。

基本計画	子供の未来のために	実施計画	子どもの発育を支える仕組みづくり
------	-----------	------	------------------

◎＝開始 ●＝廃止 ☆＝継続 ★＝見直し

計画事業名	事業内容	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
①子どもの発育を支える仕組みづくり	既存の①「すくすくルーム」②乳幼児健康診査③保健師・助産師等による赤ちゃん訪問③母親父親教室④もぐもぐごっくん⑤こあらんど⑥育児サークルといったフォーマル、インフォーマルな事業・活動を柔軟に組み合わせて、当該児童の障害の早期診断・早期療育に取り組みます。 また、親の負担や不安の解消を目途に①三浦市心身障害児生活訓練会②HUG くみによる“個別療育サービス”③はっぴー子育て応援団による“トリプルP”の技法を用いた療育支援を充実させます。	☆ 三浦市や神奈川県による「すくすくルーム」「乳幼児健康診査」等のフォーマルな事業と、市民活動団体による「育児サークル」等のインフォーマルな事業の推進。	☆	☆	★	☆
		☆ 三浦市心身障害児生活訓練会・はっぴー子育て応援団による療育支援の充実。また、三浦市社協は、HUG くみによる“個別療育サービス”の実施と、「はっぴー子育て応援団」等の市民活動団体の支援。	★	☆	★	☆
計画事業の実践エリア：安住区～広域						
財源	地域(住民)社会の役割	成果指標				
公 費：三浦市・神奈川県	親の「障害を隠そうとする気持ち」「障害ではないと思いたい気持ち」を助長させる一つの要因として、親族や地域住民の“偏見”があげられる。こうした偏見を払拭し、一人でも多く理解者を増やすことにより、親族の障害受容を促す一助とし、早期に当該児童が適切な療育を受けられるようにしたい。また、核家族化、地域のつながりが希薄化する中で、子育てをする親の孤立が懸念されている現状に鑑み、子育てに関する悩みを相談する相手を見つけたり、地域で子育て仲間をつくる機会を意図的に創出したり、地域全体で子育てを支える体制づくりをめざす。	“子育て”を支える地域のネットワークの強化など子育て環境の整備に努め、地域における子どもと家庭への支援機能を充実させることにより、妊娠期から身近なところでトータルな援助や支援がおこなわれ、安心して出産に臨めた母親の割合が増加したか。また、早期の障害発見と適切な療育を推進することができたか否かが成果指標となる。				

基本計画	子供の未来のために	実施計画	民生委員児童委員活動の一層の促進
-------------	-----------	-------------	------------------

◎＝開始 ●＝廃止 ☆＝継続 ★＝見直し

計画事業名	事業内容	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
①民生委員児童委員活動の充実	地域福祉の担い手として民生委員・児童委員に対する期待が集まる一方で、民生委員・児童委員のみでは、とても対処できない複合的な課題も増加しており、民生委員・児童委員の負担軽減を図る施策や体制整備が求められている。こうした状況において、民生委員・児童委員が受けた相談を関係専門機関に“つなぐ（バトンタッチする）”ことで負担感も軽減されるであろうことから、まずは民生委員・児童委員と専門機関との連携状況について、把握する必要がある。	☆ 民生委員・児童委員活動の推進。 ◎ 三浦市社協は、民生委員・児童委員活動の活動状況の把握。	☆ ★	☆ ●	☆ ★	☆ ★▶
計画事業の実践エリア：あいさつ圈～市域						
財源	地域(住民)社会の役割	成果指標				
民間財源：三浦市 三浦市社協	急激に少子化が進む中で、子育て不安、不登校や児童虐待問題などへの対応として、民生委員・児童委員活動の充実が期待されている。一方で、その職責に対する負担感から担い手不足に悩まされていることもまた事実である。民生委員・児童委員の負担感を軽減するためにも、オール民児協での組織的な取り組みの強化や、学校をはじめ子どもに関係する機関等との連携を促進するなどの措置を講じるとともに、担い手不足の解消に傾注しなければならない。団塊の世代の登用は“新たな生きがいづくり”の一方策として検討に値しよう。	地域福祉の推進にあたっては、民生・児童委員の活用が謳われることが多いものの、効果的な活用にあたっては、現状や課題、あるいは意欲や余力などを把握する場面がごく限られている。そこで、まずは、民生委員・児童委員の具体的な活動内容や負担感、専門機関との連携状況、民生委員・児童委員の関わる必要性の高い分野等について実態把握をいかにして推し進めたかが成果指標となる。				

基本計画	子供の未来のために	実施計画	みうらっ子育て成寄附金の活用
-------------	-----------	-------------	----------------

◎＝開始 ●＝廃止 ☆＝継続 ★＝見直し

計画事業名	事業内容	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
①みうらっ子育て成寄附金の活用	新たに創設された「みうらっ子育て成寄附金（三浦市民限定のふるさと納税）の使用例は「遊具・学校施設の整備・修繕、そして、子育て支援」となっている。今後は、実践事例を蓄積し、幅広い用途で効果的に活用されることが求められる。子ども向けの活動を行う市民活動団体への配分や、公益性の高い市民活動団体の活動を事業化する際の資金としても活用されるよう提案していきたい。	◎ 三浦市は、「みうらっ子育て成寄附金寄附金」事業の実施と、同寄附金がどのように役立ったか情報発信に努める。	☆	☆	☆	☆▶
計画事業の実践エリア：市域						
財源	地域(住民)社会の役割	成果指標				
公 費：三浦市 民間財源：市民	本寄附金事業の狙いは、寄付を通じて本市における子育てを支援することにある。市民が本事業に関心を持つことはもとより、その使途について把握し、積極的に施策に関するアイデアを提案することが求められる。	寄付金が柔軟に配分され、子ども分野の課題解決に繋がったかが成果指標となる。				

基本計画	子供の未来のために	実施計画	育児・介護休暇の利用促進
------	-----------	------	--------------

◎＝開始 ●＝廃止 ☆＝継続 ★＝見直し

計画事業名	事業内容	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
①育児・介護休暇の利用促進	(1) 育児・介護制度の充実と円滑な利用促進 【育児支援】 ●育児に関わる経済的支援 ●職場復帰支援の充実（面談、相談窓口の設置、社内イントラネット（限られたエリアの中で、限られた人のみが利用することができるネットワーク）による情報提供、ロールモデル（具体的な行動技術や行動事例を模倣・学習する対象となる人材）の紹介等） ●男性の育児休業取得の促進（トップのメッセージ発信、管理職研修や Web を通じた啓蒙活動） ●事業所内保育所の設置 【介護支援】 ●介護セミナーや相談窓口による情報提供 ●介護支援に関わる従業員のニーズ把握 (2) 労働時間の適正化や働き方の改革 ●ノー残業デーの徹底、終業時刻の目標設定 ●業務効率化や時間外労働に関する労使との協議や数値目標の設定 ●年次有給休暇の計画的取得・連続取得の推進 (3) その他 ●家族・地域交流型イベントの実施（職場参観・ファミリーデー等）	◎	☆	☆	☆	☆
		三浦市社協は、三浦市内企業の育児休暇等の事例紹介。企業は、育児休暇等の利用促進をおこない、当該活動の周知をはかる。				
		計画事業の実践エリア：市域～広域				
財源	地域(住民)社会の役割	成果指標				
民間財源：企業	家族全体で育児に関わることによって、子育てに関する負担の軽減とともに子どもに対する愛着が増し（内閣府 HP「育児休業体験記」より）、少子化の改善に繋がった一とする見解がある。この論拠に基づくならば、やはり育児休暇は有効な子育て支援となろう。一方で、平成 21 年に三浦市が実施した「男女共同参画に関するアンケート」では「共働きの夫婦が育児休業や介護休業を取るとしたら、どちらがよいか」との問いに対し、育児休業は「どちらかと言えば妻が取る方がよい」、介護休業は「夫も妻も同程度に取るほうがよい」とする回答が多数を占めた。今もって「育児は女性に」とする考え方が根強いことがわかる。一方で「実際に育児・介護休業を取得できそうか・取得できたか」とする問いには「(夫婦) どちらも取得できない/できなかった」との回答が約 4 割を占めた。企業における育児・介護休暇を取得の奨励はもとより、個々人も“性別”に基づく“こうあるべき”という固定観念の払拭をめざす必要がある。	組織ごとに行動目標を策定し実践することができたか。またその後、労使のレビューにより成果を確認する場をつくるなど成果を検証する仕組みができたかが成果指標となる。				

※参考＝「企業のワーク・ライフ・バランスへの取り組み状況」（社）日本経済団体連合会）

基本計画	高齢者の暮らしを支える	実施計画	介護保険事業の充実
------	-------------	------	-----------

◎＝開始 ●＝廃止 ☆＝継続 ★＝見直し

計画事業名	事業内容	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
①介護保険事業の充実	高齢者が生活機能の低下などにより、介護が必要な状態になっても、住み慣れた“我が家（地域社会）”での生活を継続できるよう、当該者のニーズを十分把握しながら、介護サービスの提供基盤の充実を図る。また、質の高いサービスを利用者自らが選択できるよう、情報提供や相談支援の充実を図り、利用者本位のサービス提供体制を確立する。また、平成 29 年4月までに、全ての保険者で要支援者に対する地域支援事業（新設の生活支援コーディネーターも同様）を開始し、平成 29 年度末をもって、全国で予防給付を終了させるという国の方針に対応できるよう体制を整える。具体的には、リハビリテーション領域など医療分野との強固な連携体制を築き、当該高齢者の介護生活を支えるべく①居宅サービス・施設サービスと②地域密着型サービスの提供基盤の更なる整備・充実をめざす。とりわけ、リハビリテーションに力点を置いたサービスの提供を実践する（注2）。 なお、介護職従事者個々のスキルアップを目的とした「介護職員キャリア形成支援事業（三浦市独自のキャリアパス制度）」を実施する。めざすところは、利用者個々のニーズに立脚した「個別ケア」を実践することにある。一連の人材育成事業（注3）は、個別ケアを実践するためのチームリーダーの養成という意味合いもあり、後述の①地域包括ケアの推進や②おかえりなさいプロジェクトの遂行にも寄与する。	☆ 人材育成の実施。	☆ 三浦市社協は、介護職員初任者研修や介護職員フォローアップ研修を通じた人材育成の実施。	☆	★	☆→
		☆ 保険者（三浦市）、事業者によるサービスの質の向上。三浦市は、市内事業所と連携・検討し「介護職員キャリア形成支援事業（三浦市独自のキャリアパス制度）」を実施する。	☆	☆	★	☆→
		計画事業の実践エリア：市域				
財源	地域(住民)社会の役割	成果指標				
公費：三浦市 民間財源：事業者 三浦市社協	要介護高齢者の増大とそれに伴う“高齢者像（高齢者の姿は様々である。これから一段と大きな人口規模の集団が高齢期を迎えるにあたって、願わくば、健康で活動的な高齢者の数が増えることを理想とするわけだが、高齢者が更に多様化することは必至であろう。）”の変化・多様化に対応した介護サービス体系の構築が求められるとともに、サービス量の大幅な増加が予想されることに鑑み、被保険者自らの介護予防による給付費抑制のための取り組みが求められる。	保険者、事業所によるサービスの質の向上はもとより、個々の高齢者が要介護状態に至らないよう介護予防につとめ、介護給付費の抑制を図り、自立した日常生活を営むことができるよう取り組むことができたかが成果指標となる。				

注2＝通所リハビリは理学療法士等のリハビリ専門職の配置が必須であるが、通所介護の場合は「リハビリ特化」をうたっているが、実際には理学療法士を始めとしたリハビリ専門職がいない（＊機能訓練指導員は理学療法士でなくても可）場合が多いのが現状である。

注3＝三浦市では、市立病院にリハビリテーション科を設け、理学療法士、作業療法士を大幅に増員、入院・外来・訪問リハビリテーションを充実させているが、一方で、マンパワー全体を俯瞰すると、言語聴覚士（ST）の不在、ホームヘルパーの不足といった懸念材料もある。人材育成は、官民共通の課題となっている。リハビリテーションに関しては、急性期・回復期といった医療分野と維持期にあたる介護分野との連携や移行の仕組みづくりが急務といえよう。

基本計画	高齢者の暮らしを支える	実施計画	地域包括ケアの推進
------	-------------	------	-----------

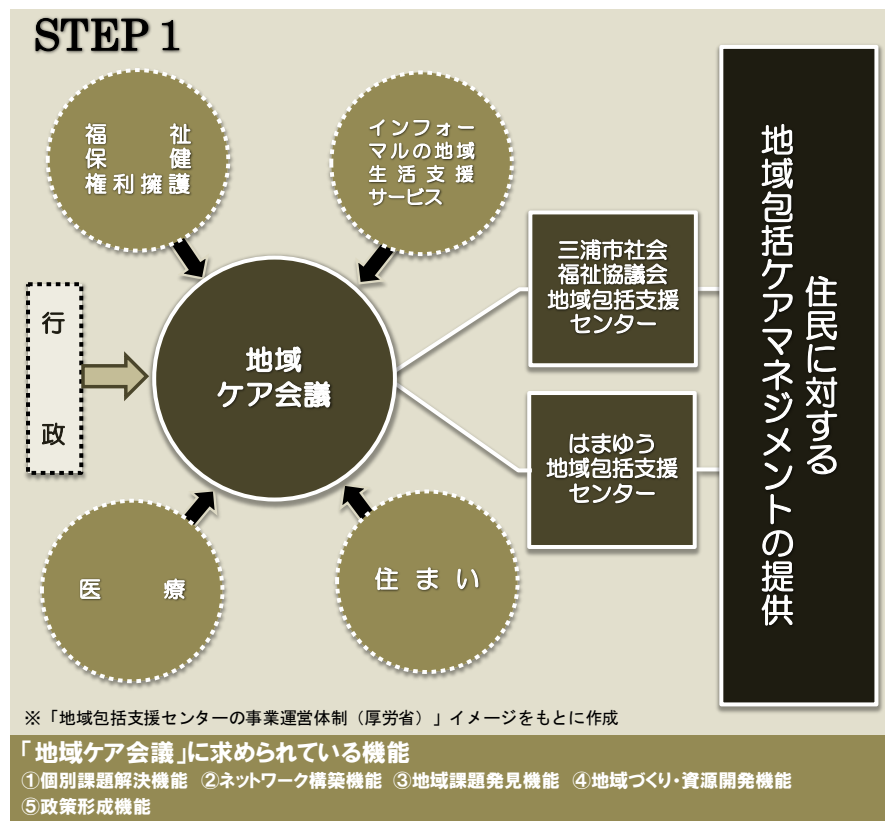
○＝開始 ●＝廃止 ☆＝継続 ★＝見直し

計画事業名	事業内容	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
①地域包括支援センターの充実	地域包括支援センターは、地域支援事業の包括的支援事業（①介護予防ケアマネジメント、②総合相談支援業務、③権利擁護業務、④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務）を一体的に実施し、地域住民の心身の健康の保持と生活の安定のために必要な援助をおこなうことを目的とする。したがって、地域包括ケアの推進において地域包括支援センターが果たすべき役割は大きい。 ●二次予防事業対象者に対するケアマネジメント（ケアプラン作成等） ●介護予防・日常生活支援総合事業を実施する場合、地域包括支援センターにおいて、サービス内容を判断 ※出典：東京都 地域包括支援センターにおいては、第一義的には総合相談機能の充実を図り、在宅療養者のニーズに応じた“個別性”や“機能性”に富んだ「暮らしの場」を創出できるようにします。	☆	★	☆	★	☆
		三浦市社協は、地域包括支援センター職員の資質向上。また、三浦市社協地域包括支援センターは、ボランティアセンターや日常生活自立支援事業担当との連携を密にし、利用者を支える様々な資源を活用できるようにする。 地域で展開する「総合相談」における「総合」の意味 ①高齢者、障害者等の対象者別のニーズではなく、地域生活上の多様なニーズ、「生活のしづらさ」への対応 ②ニーズ発見から見守りまで、予防的支援から継続的支援までを含めた総合的な支援 ③本人のライフステージにそった長期展望のもとでの支援 ④多様な担い手たち（専門職だけではなく地域住民やボランティア等も含め）の参画によるネットワークや連携・協働での総合的な働きかけ ⑤本人だけでなく、本人をとりまく環境を一体的に視野に入れて変化を促す支援 （「かながわの社協からの提案2014」より）				
		計画事業の実践エリア：市域				
財源	地域(住民)社会の役割	成果指標				
公費：三浦市 民間財源：事業者 三浦市社協	これからの介護予防は、高齢者本人へのアプローチだけではなく、生活環境の整備や地域の中に生きがい・役割を持って参加できるような居場所（出番づくり）など、高齢者本人を取り巻く環境も含めた、包括的なアプローチが求められる。このような効果的なアプローチを実践するためには、先にも触れたリハビリテーションの充実など専門性の高いアプローチに加え、仮に当該者が要介護状態になったとしても、生きがい・役割を持って生活できる地域社会を官民一体となって構築する必要がある。	地域包括支援センターが、ボランティア・市民活動などインフォーマルなサービスによる支援をも包含した多様な支援策と当該高齢者の有する個別ニーズとのマッチングを担う拠点として機能し、いかに認知されたかが成果指標となろう。介護予防・日常生活支援総合事業の実践から得たデータの蓄積も期待される。				

計画事業名	事業内容	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
②地域包括ケアの推進	重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築をめざす。その際に重視すべきは「個別ケア」の理念である。「個別ケア」ネットワークを構築するためには、支援の対象となる個人を適切にアセスメントする必要がある。そのうえで、ケアマネジャーが作成したプランに基づいて介護保険事業者や介護保険外サービスの提供者が、情報を共有しながら密に連絡をとって支援を展開することになるわけだが、「個別ケア」ネットワークは、こうした一連の過程を経ることによって構築される。一つひとつの事例を丁寧に解析、データを蓄積することによって“三浦”における共通の介護課題を顕在し、更なる支援の拡充をめざす。	☆	★	☆	★	☆→
		三浦市社協は、ケースカンファレンスを開催し、市内の関連事業者が「包括的」な視点を持って、利用者支援できるようにする。				
		☆	☆	☆	☆	☆→
		ケアマネ連絡会は、	ケアマネジャーの資質向上と連絡体制の強化。			
計画事業の実践エリア：あいさつ圏～市域						
財源	地域(住民)社会の役割	成果指標				
公 費：三浦市 民間財源：事業者 三浦市社協	地域資源相互のネットワークには、見守り活動や認知症の徘徊支援など多様なネットワークが存在する。ネットワークを構成する機関も、公的なサービスが主体となる場合もあれば、介護保険サービス以外の生活支援サービスや生きがい活動など、NPO や地域住民（ボランティア・市民活動）によるインフォーマルなサービスがこれに含まれることもある。これらのネットワークは、同じ目的を持って地域社会全体を四望し、その課題に共に取り組み、地域ケア会議などの機会を通じて情報交換をおこなうことによって、次第に構築されていく。その際に“地域住民”は欠くことのできない重要な社会資源となる。ネットワークの網目から漏れてしまう要支援者を生み出さないためにも、地域社会に面的ネットワークを張り巡らせることが望ましい。 また、今後は、単身・高齢者のみの世帯が主流となる中で、“在宅生活”を選択する意味を家族はもとより本人がよく理解し、そのための心構えを持つことが重要となる。	保健(健康づくり)、医療、介護、福祉サービスを関係機関が連携し、一体的に提供する地域包括医療ケア、地域包括ケアシステムを構築することによって、老人医療費を抑制できたかが一つの成果指標となる。これは、長年にわたり健康づくり、疾病予防事業、在宅ケア等様々なサービスを提供することのよって得られる成果だといえる。 ※地域包括ケアシステムのめざす方向性は、三浦市社会福祉協議会がめざす「住み慣れた地域で安心して暮らすことができる公私協働の福祉のまちづくり」と一致している。また、地域包括ケアシステムの中核となる「地域ケア会議」に求められている機能は、「個別ケースへの支援機能」と「福祉のまちづくりを推進する機能」をあわせもつ、三浦市社会福祉協議会の特性そのものでもある。（「かながわの三浦市社会福祉協議会からの提案 2014」より）				

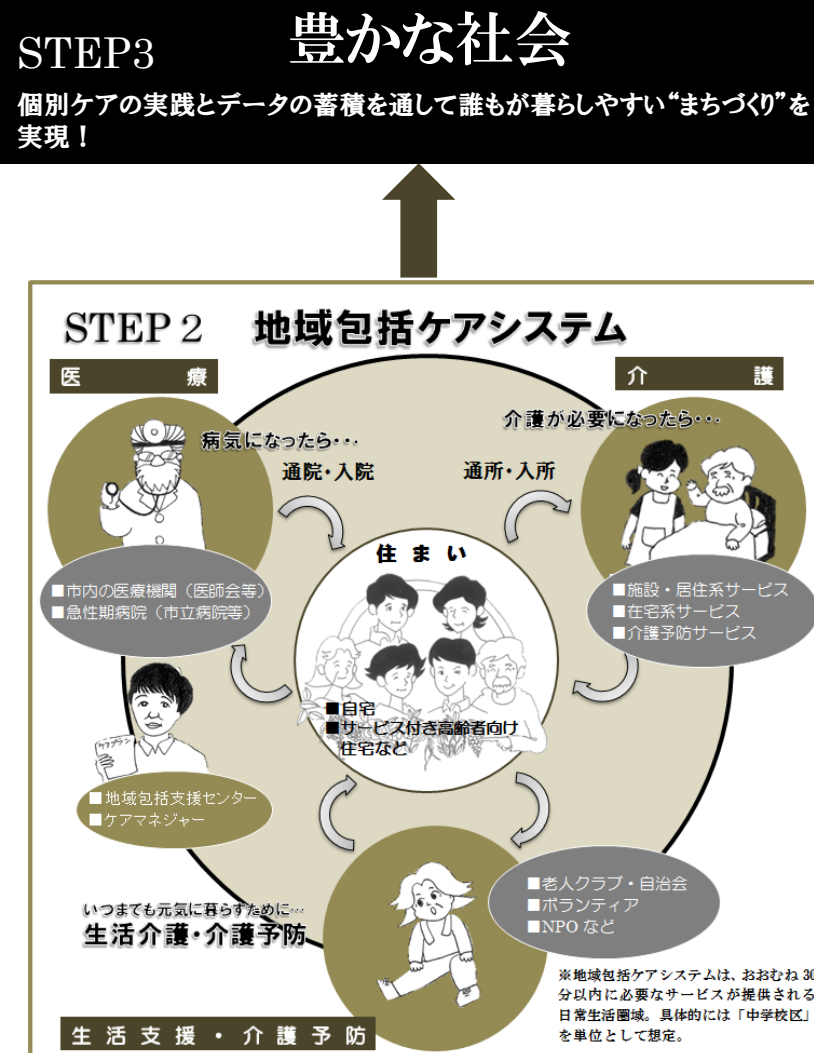
※全国国民健康保険診療施設協議会の調べによると、地域包括医療・ケアに長年取り組むことにより、寝たきり老人が減少する、施設ケアから在宅ケアへ移行する、医療費が節減できる、地域経済の活性化が図られるなどの成果が現れているという。また、地域包括ケアシステムが進むほど、附随的に地域経済の活性化にも繋がるとしている。多くの国保直診（国民健康保険診療施設）が立地している地域は、高齢化が著しい過疎地、中山間地など都市部以外の地域となるが、病院や老人保健施設、ケアハウス、グループホームといった施設の運営や各種保健事業を推進するために、専門職を始めとした多くのマンパワーが集まり地元住民の雇用の増大にもつながっているという。また、入院、入所、通院、通所の患者や家族、そして職員等施設を訪れる人々によって昼間人口の増加と消費など地域の活性化がみられるのだとか。 中には、その町の地域包括ケアシステムによるサービスを受けたいがため家族揃って転入してくるケースもみられるという。

地域包括ケアの概念図

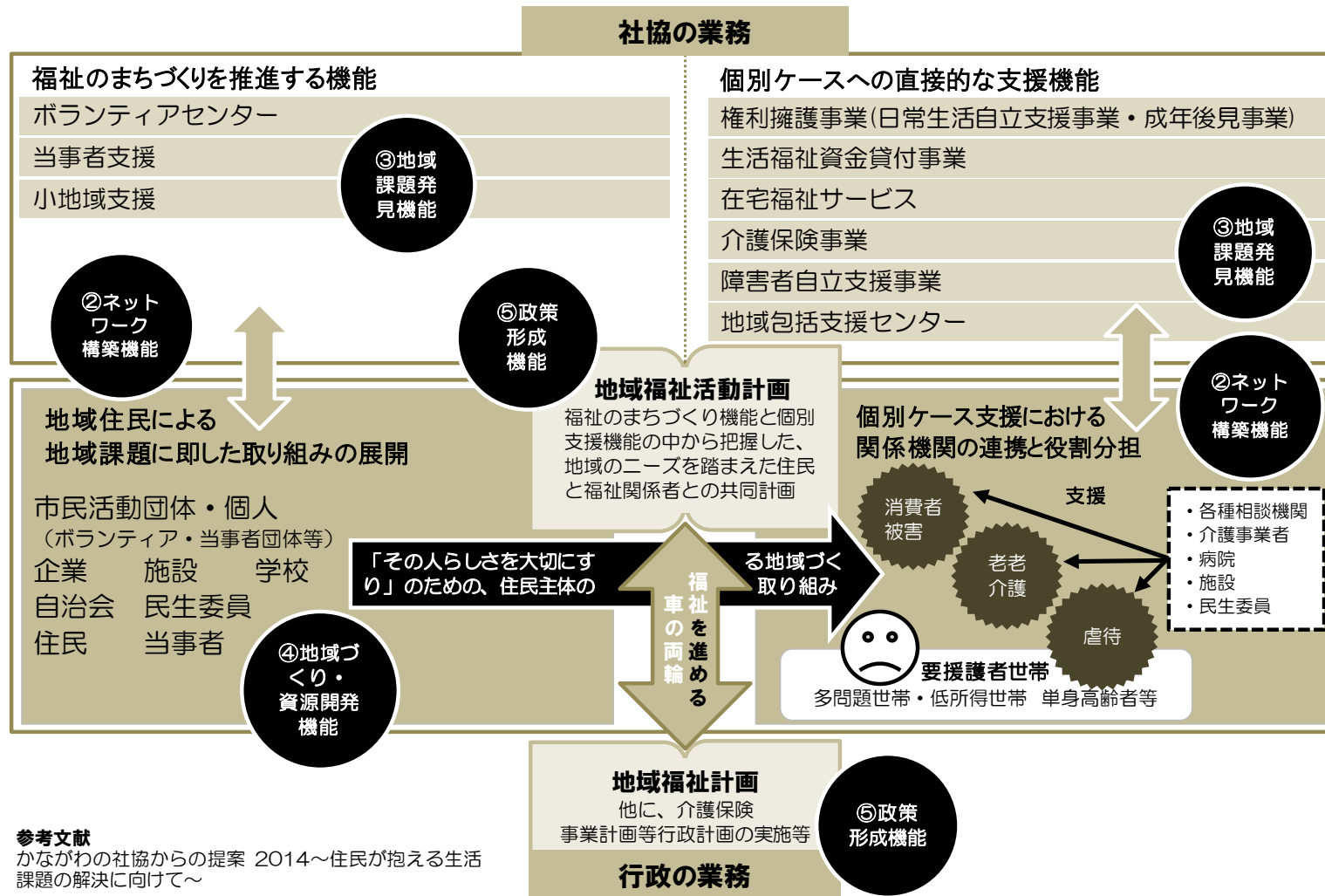


参考文献

かながわの社協からの提案 2014～住民が抱える生活課題の解決に向けて～



地域包括ケアシステムの中で生きる社協の特性～地域ケア会議と社協の特性の関連～



基本計画	高齢者の暮らしを支える	実施計画	“おかえりなさい”プロジェクトの展開
------	-------------	------	--------------------

◎＝開始 ●＝廃止 ☆＝継続 ★＝見直し

計画事業名	事業内容	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
①“おかえりなさい”プロジェクトの展開	脳卒中をはじめとする脳血管疾患、骨折・関節疾患をはじめとする運動器疾患、肺炎・呼吸不全をはじめとする呼吸器疾患、心不全・心筋梗塞をはじめとする心大血管等各種疾患により入院生活を余儀なくされた当該者の、退院後の療養生活を安心・安全なものとするため、当該者が入院している間から、理学療法士・地域包括支援センターのスタッフ、一級建築士らがチームを組んで在宅療養環境を整えるパッケージサービス“おかえりなさい”プロジェクトを展開する。 プロジェクトのメンバーが、当該者の自宅を訪問し、必要な福祉用具の提案・選定や住宅改修等の環境整備、退院後の食生活の指導に至るまでをセットにして支援するというのが、“おかえりなさい”プロジェクトである。		◎ 三浦市社協は、各事業所や市民活動団体の協力を得て「おかえりなさいプロジェクト」をモデル事業として実施。	★	★	★
計画事業の実践エリア：あいさつ圏						
財源	地域(住民)社会の役割	成果指標				
民間財源：三浦市社協 ※三浦市社会福祉協議会のモデル事業として実施	“おかえりなさい”プロジェクトは、まさに制度間の隙間を埋めるサービスである。在宅生活を望みながらも家庭・住居環境によって、それを断念する当該者を出さないためにも、各分野のスペシャリストが、当該者の「ただいま」という気持ちと、家族・介護者の「おかえりなさい」という気持ちを無理のない最良な形で“つなぐ”ことを旨とする。そのためには、当該者の精神的ケアはもとより、家族らが良い介護者であり続けるための支援が求められる。本プロジェクトは、当事者・家族の両面にアプローチすることを特徴とし、そこには地域住民を始めとしたインフォーマルな支援が組み込まなければならない。	リハビリテーションにおける、回復期と維持期をつなぐ「“おかえりなさい”プロジェクト」の実践によって、医療・福祉・保健・介護ボランティア・市民活動など様々な職種の専門職や家族等が協働して、リハビリテーションの視点から日常生活上の支援をおこなうことができたかが成果指標となろう。				

基本計画	高齢者の暮らしを支える	実施計画	高齢者パワーの活用
-------------	-------------	-------------	-----------

◎＝開始 ●＝廃止 ☆＝継続 ★＝見直し

計画事業名	事業内容	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
①高齢者パワーの活用	超高齢社会を迎えた三浦市。いよいよ団塊の世代が 65 歳を越え始めた。しかし、会社をリタイアしたとはいえ、気力も体力も充分な団塊の世代は、地域社会にとって、欠くことのできないマンパワーでもある。しかし、会社人間だった人材が、程好く地域に溶け込めるとは限らない。マイペースでプライドの高い団塊の世代を、いかに持続的、主体的に地域の活動に参加させるかが課題となる。そこで、団塊シニアの豊かな経験を地域再生に活かすべく、行政依存とは異なる超高齢社会の新たなモデルを構築する。	◎	◎ 老人クラブと三浦市社協は、三浦市の高齢者が主役となるような新たなイベントの検討・実施。	★	★	★
		◎	☆	☆	☆	☆
		三浦市社協は、企業や市民活動の「高齢者の技能や経験を活かした」事業・活動の広報・周知の実施。				
		計画事業の実践エリア：市域				
財源	地域(住民)社会の役割	成果指標				
民間財源：企業 事業者(シルバー人材センター) 市民活動団体	単純な年齢比較では、男性で約 9 年、女性で約 12 年も平均寿命より健康寿命の方が短い。すなわち、平均寿命は延びているが、それ以上に医療費や介護費が多くかかる期間が長くなっていることを意味する。今後は平均寿命と健康寿命の差を無くすことが「個人の生活の質の向上」と「社会保障費負担の軽減」につながるといえる。 そのためには、個々の住民が「高齢者＝引退、隠居」といったステレオタイプの概念から、望む人には「生涯現役」であることが可能な社会に変えていく実行力を持つことが望まれる。	高齢者が培った技能や経験を生かし社会参加したり、就業したりすることは、生きがいを見いだすとともに健康の維持・増進に寄与し、介護予防の観点から介護給付費の抑制にも貢献できる。そこで、官民一体となって、高齢者のパワーが活用できるような“プログラム”をいかにして用意できたかが成果指標となる。				

※社会活動への参加としては、①福祉教育への協力②ボランティア・市民活動（老人クラブ活動に始まり、小地域生活支援チームへの参加や技能を活かした活動等）③シルバー人材センターへの登録④熟練した技能を次世代に引き継ぐための活動などが考えられる。

※企業には、年齢にかかわらず当該社員がその技能を十分に発揮できるよう①60歳以上の賃金体系の整備②労働時間・勤務形態の多様化（シニア世代に合せた短日、短時間勤務体制の整備）③生産性を低下させない職場環境の整備（座ってできる作業や作業テンポの改善）④経験・技能の移譲⑤教育訓練の機会の提供（経験ではカバーできない、新しい技術や知識について学ぶ機会の提供）⑥積極的な健康管理対策（十分な休憩時間の取得など疲労が蓄積しない仕組みづくりや健康状態に配慮した柔軟な勤務体制の確立）

※高齢者パワーを起動するエンジンの役割として“生きがいづくり”は急務の課題であるが、その一方策として「ミス&ミスターオーバー70」コンテストのようなイベントの開催も検討する。

基本計画	高齢者の暮らしを支える	実施計画	市民・民間が支える高齢者の居場所づくり／生きがいとなる活動の継続・発展
-------------	-------------	-------------	-------------------------------------

◎＝開始 ●＝廃止 ☆＝継続 ★＝見直し

計画事業名	事業内容	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
①市民・民間が支える高齢者の居場所づくり/生きがいとなる活動の継続・発展	高齢化の進展に伴い、日中独居、独居高齢者や認知症高齢者などの要援護高齢者の大幅な増加が見込まれることから、孤立化や閉じこもりの防止対策が強く求められている。その打開策として最も有力視されているのが“生きがい”づくりの“場”である。ここで想定する“場”には、認知症の早期発見や進行防止といった視点も含まれる。そこで、高齢者が住み慣れた地域社会において、いつまでも生き生きと生活できるようにこれを支える仕組みは急務となる。その一方策がここに掲げる高齢者の“居場所”づくりである。 ①ふれあい・いきいきサロン（地域包括支援センター）②高齢者ふれあいセンター事業（三浦市）に加え、③定期的サロン・常設型地域サロン（NPO、任意団体）など民間組織が独自で運営するサロン④スーパー・コンビニ等の休憩所に集まってくる自然発生的な集合体たまり場サロンなどがそれで、その多くが、キャッシュフロー（企業活動によって実際に得られた収入から外部への支出を差し引いて手元に残る資金の流れのこと）に課題を抱えることから、企業の CSR とのタイアップも検討していきたい。	★	☆	☆	★	☆→
		三浦市社協地域包括支援センターは、介護予防を目的とした高齢者ふれあいサロンの開催。三浦市ボランティアセンターは、企業や市民活動団体による高齢者向けサロンの側面的実施支援と、先駆的事例の紹介。				
		計画事業の実践エリア：あいさつ圏～市域				
財源	地域(住民)社会の役割	成果指標				
民間財源：企業 事業者 市民活動団体	元気な高齢者だけでなく、虚弱化した高齢者やその人を介護している家族の生きがいづくり、閉じこもり防止にも配慮することが求められる。こうしたニーズを速やかキャッチし、モニタリングできるのは唯一、近隣住民による“ご近所パワー”に他ならない。サロンの運営主体はこの点を十分に参酌し、介護を要する人やその家族が参加しやすい環境を整えることが求められる。とりわけ、企業などにおいてこの取組が定着するよう普及啓発に努めることが肝要であろう。	高齢者の閉じこもりを防止するためにも、高齢者の居場所づくりを充実させること。既存の『ふれあいサロン』やボランティア活動、老人クラブ活動への支援をおこなうとともに、高齢者サークルや生涯学習サークル（学ぶだけでなく、教える立場でも参加する）が生み出されるような施策を講じることができたかが成果指標となる。				

基本計画	高齢者の暮らしを支える	実施計画	シルバー市場開発モデル事業の実施
------	-------------	------	------------------

○＝開始 ●＝廃止 ☆＝継続 ★＝見直し

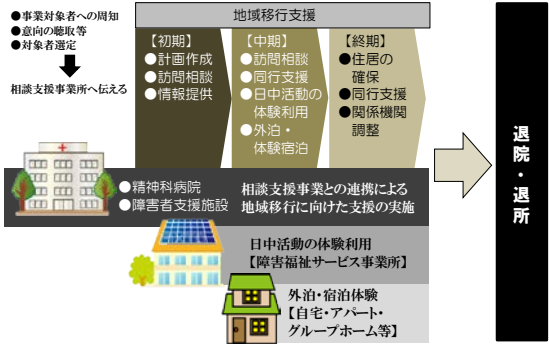
計画事業名	事業内容	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
①シルバー市場開発モデル事業の実施	今後、高齢者パワーを最大限発揮させるためには、高齢者が活躍しやすい環境づくりが重要である。具体的には、高齢者に優しい機器やサービスの開発を支援し、身体機能が低下してからも、その人が求める生活の質が保たれ、安心して快適、かつ、豊かな暮らしを送れるようにしなければならない。高齢者がコミュニケーションや情報の面で弱者となることを防止するためには、携帯電話やパソコンといった機器の活用方法の習得を支援する取組も求められる。また、高齢者のニーズを踏まえたサービスや商品開発の促進により、高齢者の消費を活性化し、高齢化に対応した産業や雇用の拡大を支援する。 また①民間シルバーサービスの健全育成を推進し、シルバーサービスなど民間事業者により提供される福祉サービスについては、行政指導だけでなく、真摯な民間事業者自身による自主規制を求めるとともに、公的な政策融資等を一層充実することによりその健全な育成に努める。	○	☆	☆	★	☆→
		企業は、高齢者世代の消費需要に対応する。また、高齢者雇用の拡大をはかる。三浦市社協は、実践事例情報の紹介。				
		計画事業の実践エリア：市域				

財源	地域(住民)社会の役割	成果指標
公 費：三浦市 民間財源：三浦市社協 企業	三浦市の老年人口比率を鑑みると地域経済再生のキーワードに“シルバー産業”が掲げられることは必至である。シルバー産業を通じての雇用の拡大は大きな魅力となるだろう。高齢者（高齢期）の安心で豊かな生活の実現には、まだまだ社会が手を差し伸べるべきことが数多く存在している。満たされないニーズが多いということは、逆に言えば、市場開拓のチャンスが数多く存在していることの証左でもある。だからこそ、市場を形成するにあたっては、そのチャンスを活かすためにも、改めて高齢者の実態を見つめ直し、潜在化・顕在化しているニーズに対し“できること”また“できないニーズ”について、利害関係者が連携を含めて対応の可能性を探ることが望まれる。	今後ますます増大、多様化するであろうシルバー世代の消費需要に対応していくため、市場拡大に向け、一層の拡充を図るとともに、その利用者が高齢者（場合によっては障害を有すること）であることに鑑み、利用者保護に十分考慮しつつ、健全育成策を積極的に展開できたかが成果指標となる。しかし、最も期待したい効果は“雇用の拡大”である。

基本計画	障害者の暮らしを支える	実施計画	相談支援事業の充実
計画事業名		事業内容	
①相談支援事業の充実		障害者総合福祉法に定められた相談支援事業所は、現在、市内に2ヶ所存在する。当該事業所のスキルを高め、その支援の有効性を確保するためには①障害者自立支援協議会と②障害者相談支援連絡調整会議を形骸化させることなく機能させなければならない。 なお、相談支援の実践にあたっては、障害に関するあらゆる生活のしづらさや困難に幅広く対応し、その後の展開にも責任を持つことが求められる。ゆえに、ワンストップ相談体制の構築は必須となる。また、現在分断されている発達相談、教育相談、就労支援相談、医療相談等を統合する格好で相談体制を構築しなければならない。 なお、相談支援事業に従事する者の立場から、相談支援事業に関する課題を以下のとおり整理した。	
		相談支援事業が抱える課題 改善策 地域で相談できる場所がない。身近な地域に相談窓口がない。 → 身近な地域における相談体制の整備 相談によって推奨された具体的な支援策・手法が市内で整備されていない。 → サービスの創設・モデル事業の実践 どの関係機関と連携すればよいかかわからない。 → 地域連携のための仕組みづくり 実施した支援内容が妥当であったかどうかかわからない。フィードバックができない。 → 事業評価基準の策定・評価の実施	
		◎＝開始 ●＝廃止 ☆＝継続 ★＝見直し 平成 26 年度 平成 27 年度 平成 28 年度 平成 29 年度 平成 30 年度 三浦市社協・医療法人財団青山会は、指定相談支援事業所の開所・運営。 ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ 三浦市は、障害者相談支援連絡調整会議の実施。 ◎ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ★ ☆ ☆ ☆ H27 年度、三浦市は「障害者自立支援協議会」運営方法の見直し。	
		福祉なんでも相談「はにかみ屋」 福祉なんでも相談「はにかみ屋」は、社会福祉法人三浦市社会福祉協議会の福祉アンテナショップである。高齢者介護や障害者の自立支援に関する相談を始め、ボランティアなどの市民活動、生活困窮者支援など三浦市民のあらゆる生活相談にしている。隔月で弁護士による法律相談も開催。三浦海岸駅前という好立地に開所したことで市民の利便性に努めている。 計画事業の実践エリア：安住区～市域	
財源		地域(住民)社会の役割	
公 費：三浦市 民間財源：三浦市社協事業者		相談支援事業は、単にサービスを手配するだけでなく、障害や疾病などの理由により、生活のしづらさ、困難を抱えている当該者に、幅広く対応していかなければならない。そして、障害者本人が抱える諸課題に対応するためにも、包括的・継続的にコーディネート機能を発揮し、そのニーズがどこにあるのかを明確化するとともに、当該個別ニーズの解消を目標とした地域社会に対する働きかけを強めていかなければならない。地域社会の“受け入れ態勢”なくして①地域移行支援も②地域定着支援もままならないからだ。	
成果指標		相談支援事業の充実にあたっては、地域で継続的、かつ、場合によっては、訪問や同行支援といった多様な相談体制が求められることから、当該事業者も財政基盤の整備は急務となる。言わずもがな相談支援事業は、全国共通の公的支援である。この“公”の立場から積極的にアウトリーチしていくためには、必要な人材を確保できるだけの財政的裏付けが不可欠となるからだ。まずは、政策的にこれに関連する“人材”を適正に確保できたかが成果指標となろう。また、本人や家族の意向を包括的な支援に結び付けていくために、以下のような改革が求められる。①窓口相談から訪問相談へのシフト②事業所・施設ケアから地域ケアへのシフト③家族・専門職・行政中心で決めてきた支援から、本人の希望で始まる生活支援へとシフト④ライフサイクルに沿った継続的相談体制の整備⑤包括的チーム支援体制の確立⑥インフォーマルな支援の活用—などがそれで、こうした体制をいかにして確立したかが問われる。	

基本計画	障害者の暮らしを支える	実施計画	障害児者福祉施策の充実
------	-------------	------	-------------

◎＝開始 ●＝廃止 ☆＝継続 ★＝見直し

計画事業名	事業内容	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
①障害者総合支援法の実効	平成 25 年 4 月 1 日、現行の「障害者自立支援法」を廃止し、制度間に谷間をつくらない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備を目途とする「障害者総合支援法」が制定された。障害者の定義に難病などを追加し、平成 26 年 4 月 1 日から、重度訪問介護の対象者を拡大、ケアホームとグループホームの一元化などが実施されることとなった。 この障害者総合支援法の着実なる実効をめざし①重度訪問介護対象の拡大②現下市内に存在しない、ケアホームと一元化されたグループホームの設置③地域移行支援の対象者の拡大④地域生活支援事業の展開（①障害者に対する理解を深めるための研修・啓発②障害者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援③市民後見人等の人材の育成・活用を図るための研修④意思疎通支援を行う者（手話通訳者、要約筆記者、触手話及び指点字を行う者）の養成⑤サービス基盤の計画的整備といった事業・活動を推進する。	◎	☆	◎ グループホームの開設準備。誰が「中心」となって開設するか？も含め、公民の参加による話し合いが必要となる。	☆	☆
		三浦市・市民活動団体	三浦市社協は、	障害理解を深める研修を実施。		
計画事業の実践エリア：市域～広域						
財源	地域(住民)社会の役割	成果指標				
公 費：三浦市	地域移行支援の着実なる実効には、その舞台となる地域社会の“受け入れ態勢”が整備されていなければならない。当該住民が、上段の地域生活支援事業に積極的に関与することが求められる。  地域生活への意向に向けた支援の流れのイメージ(厚労省)	相談支援については、2012（平成 24）年 4 月から、支給決定の前にサービス等利用計画案を作成し、その参考とするよう見直すとともに、サービス等利用計画作成の対象者を大幅に拡大することとなった。さらに、これまで国庫補助事業としておこなわれていた地域移行支援・地域定着支援を個別給付化し、障害者の地域移行・地域定着の取組の充実を図る一としている。また、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置（任意）や、関係機関、関係団体及び福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者などにより構成される自立支援協議会の法定化、市町村における成年後見制度利用支援事業の必須事業化により、ますます地域における支援体制の充実がクローズアップされるようになった。 障害児支援についても、身近な地域で支援を受けられるようにするため、従来の知的障害児施設など、障害種別に分かれていた施設体系を再編し、通所による支援を「障害児通所支援」に、入所による支援を「障害児入所支援」にそれぞれ一元化するとともに、併せて、障害児通所支援に係る事務の実施主体については、都道府県から市町村に移行された。また、学齢期における支援の充実のため「放課後等デイサービス」と保育所などを訪問し専門的な支援を行うための「保育所等訪問支援」も創設している。権限が急激に市町村に移譲された感はあるが、法の“地域重視”の理念を、三浦市がいかに具現化できたかが第一義的な成果指標となろう。				

基本計画	障害者の暮らしを支える	実施計画	グループホーム設立に向けた活動の実施
------	-------------	------	--------------------

◎＝開始 ●＝廃止 ☆＝継続 ★＝見直し

計画事業名	事業内容	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
①グループホームの設立	障害者の高齢化・重度化に対応するとともに、住み慣れた地域社会において、住まいの「場」を確保する観点から、「共同生活介護（ケアホーム）」と「共同生活援助（グループホーム）」が一元化された。また、グループホームの新たな支援形態として、外部サービスの利用によるサービス提供もこれに加わった。これらすべて、地域移行支援事業の対象範囲が拡大されたことを受けての措置だ。 三浦市においても“地域社会”に主眼をおいた施策を展開する上で、この未整備のままとなっている「グループホーム」の設置について、不退転の決意をもって臨まなければならない。			◎	☆	☆
				グループホームの開設準備。誰が「中心」となって開設するか？も含め、公衆の参加による話し合いが必要となる。		
		計画事業の実践エリア：あいさつ圏～市域				
財源	地域(住民)社会の役割	成果指標				
公 費：三浦市 民間財源：事業者 市民活動団体	障害者の自立（基本的人権を享有する個人としての尊厳）支援という基本に立ち戻りながら、あるべきケアの“かたち”を探究する研究は世界中で取組まれてきた。いずれも辿りついたのは、障害が引き起こす問題行動の表層に目を奪われることなく、当該個人と一人の人間として向き合い、その人らしさとは何かを紐解くことの大切さであった。そのためには、できる限り生活環境の変化を避け、馴染みのヒト・モノ・地域社会などとの関係性を維持していく工夫が求められる。ゆえにこれを受け入れる地域社会の役割はますます重要となる。当事者団体など市民活動サイドのアクションにも期待したい。 新たなグループホームのイメージ 【三浦市】 サテライト 連携 本体住居 【世話人】 居宅介護事業所 【ホームヘルパー】 委託契約 委託料支払 運営者 ●個別支援計画の作成 ●日常生活上の支援 ●介護サービスの手配 報酬支払 ●介護サービスについて、事業所はアレンジメント(手配)のみをおこない、外部の居宅介護支援事業所に委託 ●介護スタッフ(生活支援員)については配置不用	障害者の高齢化・重度化を背景に、介護が必要な障害者のグループホームに対する需要は、ますます増加することが見込まれる。その実現は、地域における住まいの選択肢を拡大する意味からも意義深い。まずは、市内にグループホームを一か所でも整備することが肝要である。 「障害者同士の支えあいを支援する“セルフヘルプ”」や「就労支援」などの取組みは、既に全国各地で実践されている。当該障害者の就労支援、ボランティア活動、地域活動、学習活動、保健活動、相互支援活動、家事や無償労働など、多様な活動場面を生み出すことこそが、地域社会と繋がる最良の“策”となる。加えて、“支援を受ける”という一方的な生活様態から、消費したり、物を作ったり、地域社会を支える側に回ったり、人と関係したりすることが社会との接点をより豊かなものにするに違いない。 こうした発想のもとに、グループホームを整備すべく、地域社会の側がより成熟することが隠れた“成果指標”となろう。				

基本計画	障害者の暮らしを支える	実施計画	三浦市独自の障害児者支援
------	-------------	------	--------------

○＝開始 ●＝廃止 ☆＝継続 ★＝見直し

計画事業名	事業内容	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度																	
① 肢体不自由児入浴サービス事業	障害児（15 歳に満たない当該者）の入浴については、本人の身体状況や成長により、自宅で保護者（あるいはホームヘルパー）による安全な入浴が難しくなっている。対象児童が、安全に入浴の機会を得られるよう、制度化されていない「肢体不自由児入浴サービス事業」を三浦市独自の制度として創設する。	☆	☆	☆	★	★▶																	
	<table><tr><th>事業名</th><th colspan="2">対応策</th><th>財源</th></tr><tr><td>① 重度身体障害者訪問入浴サービス</td><td>浴室の状況及び対象児童の成長の度合いを勘案して年齢制限を緩和する。</td><td>規制緩和</td><td>市</td></tr><tr><td>② ホームヘルプサービス</td><td rowspan="2">看護師とホームヘルパーがチームを組む（2 名 1 組の同行訪問）ことによって、トランスファーに安全性を持たせる。</td><td rowspan="2">施策間相互の連携</td><td>報酬</td></tr><tr><td>③ 訪問看護</td><td>報酬</td></tr><tr><td>④ 肢体不自由児施設入浴サービス</td><td>既存の施設機能を活かして、看護師と介護士がチームになって、入浴を施行する。</td><td>新規</td><td>市 or 民間財源</td></tr></table>	事業名	対応策		財源	① 重度身体障害者訪問入浴サービス	浴室の状況及び対象児童の成長の度合いを勘案して年齢制限を緩和する。	規制緩和	市	② ホームヘルプサービス	看護師とホームヘルパーがチームを組む（2 名 1 組の同行訪問）ことによって、トランスファーに安全性を持たせる。	施策間相互の連携	報酬	③ 訪問看護	報酬	④ 肢体不自由児施設入浴サービス	既存の施設機能を活かして、看護師と介護士がチームになって、入浴を施行する。	新規	市 or 民間財源	三浦市社協は、入浴サービスの実施。H29 年度には、三浦市社協は入浴サービスを公的事業として財源化を三浦市に提案。			
事業名	対応策		財源																				
① 重度身体障害者訪問入浴サービス	浴室の状況及び対象児童の成長の度合いを勘案して年齢制限を緩和する。	規制緩和	市																				
② ホームヘルプサービス	看護師とホームヘルパーがチームを組む（2 名 1 組の同行訪問）ことによって、トランスファーに安全性を持たせる。	施策間相互の連携	報酬																				
③ 訪問看護			報酬																				
④ 肢体不自由児施設入浴サービス	既存の施設機能を活かして、看護師と介護士がチームになって、入浴を施行する。	新規	市 or 民間財源																				
		計画事業の実践エリア：市域																					
財源	地域(住民)社会の役割	成果指標																					
公 費：三浦市 民間財源：三浦市社協事業者	④の手法による入浴サービスは、特殊浴槽を使用してのサービスの施行ということになるので、本来業務の合間を縫ってこれを実施することになる。当然職員は時間外勤務を迫られ、時には休館日を活用することになる。一施設がこれを一手に担うには、過重な負担といえよう。しかし、市内には“特殊浴槽”を有する施設が複数箇所存在する。各地域に点在するこれら施設が、当該地域に居住する「肢体不自由児」を少数でも分担してもらえれば、その負担は分散され、コスト面でも優位性を発揮するに違いない。そればかりか、当該施設にとっては、地域開放事業ともなり法人のイメージアップにも繋がる（写真は三浦市地域福祉センターでの施行例）。 	障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業として、これを行政施策化できたか、否かが一つの成果指標となろう。一方で、逼迫した三浦市の財政状況を鑑みると、いわゆる“横だし”のサービスを創設することが容易でないことは十分に参酌できる。ここは、民間の事業者が一歩づつ踏み出して“施設の地域開放・地域貢献事業”としてこれに臨むことが求められる。																					

基本計画	障害者の暮らしを支える	実施計画	三浦市独自の障害児者支援
-------------	-------------	-------------	--------------

◎＝開始 ●＝廃止 ☆＝継続 ★＝見直し

計画事業名	事業内容	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
②通学支援	三浦市独自の事業として、単独での通学（通所）が困難な児童・生徒を対象に、ガイドヘルパーを派遣して、当該児童・生徒個々のニーズに応じた（マン・ツー・マンによる個別支援）自宅・学校間の往復を支援する「通学支援事業」の実現をめざす。 なお、本事業は学齢期の児童を療育する保護者らが最も望むサービスであったが、これを実現するとすると当該自治体の“横出しサービス”となることから、財政難を理由に三浦市では実現してこなかった。一方で、隣接の横須賀市では、これを制度化していることから、いわゆる地域間格差を生み出す一つの要因となっている。	◎ 「NPO 法人歩」による障害児の通学支援（送迎サービス）の実施。三浦市社協は、助成を適宜見直す。	☆	★	★	★
				◎	☆	☆
		三浦市は、公費による送迎サービスの実現に向け検討。NPO 法人歩と三浦市社協は実践例から積極的に提案。				
		計画事業の実践エリア：市域				
財源	地域(住民)社会の役割	成果指標				
公 費：三浦市 民間財源：三浦市社協事業者	現下、保護者らの高いニーズに対応するため、三浦市社会福祉協議会が福祉有償運送会社に助成する格好でこれを代替している。現行は、乗り合わせながらドア・トゥ・ドア方式を採用しているが、人数が増えれば、ピックアップポイントを設けたい考えである。仮に三浦市が本事業を施策化できなかった場合、当面はこの方式を継続させることになるが、ピックアップポイントの近隣住民には、当該利用者の障害に対する理解と協力が求められる。	通学する生徒の保護者の経済的負担の軽減及び当該生徒の出席率の向上によって、障害児教育の充実が図られたかが成果指標となる。				

計画の第1次素案を住民にフィードバックした際に、多くの親が特別支援学校に進学させるか、特別支援学級に進学させるかで逡巡する—といったご意見を頂戴した。「子供には子供なりの“付き合い”が地域社会にはあり、学校の選択は、その“付き合い”や地域社会との関わりにも影響を及ぼすなど、子供の成長にも大きく関わる」というのだ。また、障害者は、幼児期から学齢期、成人期や老年期まで、そのライフステージによって、支援者、関係機関等が目まぐるしく変化していく。18才、65才といったライフステージの変わり目においても、切れ目なく支援をつなぐことが求められている—といった指摘も頂戴した。この問題は、48頁に記載した「サービス等利用計画」の評価とも関わる。たとえば四国中央市の取り組みのように個別支援計画をライフステージに応じて、関係機関・団体間で“つないでいく—といった”仕組みも求められるだろう。障害者が利用するサービスは、福祉、保健、医療、教育、就労、住宅、司法等の幅広い領域、フォーマル・インフォーマルと多岐にわたるため、各領域の共通言語としてこれらを適切に調整するサービス等利用計画は不可欠となる。サービス等利用計画により、それぞれの領域を超えたチームアプローチや協働による支援が可能となるからだ。ともあれ、通学支援の問題も、こうしたライフステージの転換期における問題だといえよう。

基本計画	生活困窮者の暮らしを支える	実施計画	生活困窮者支援システムの構築
-------------	---------------	-------------	----------------

※本事業は、計画期間中の「重点事業」となるので、別項を参照

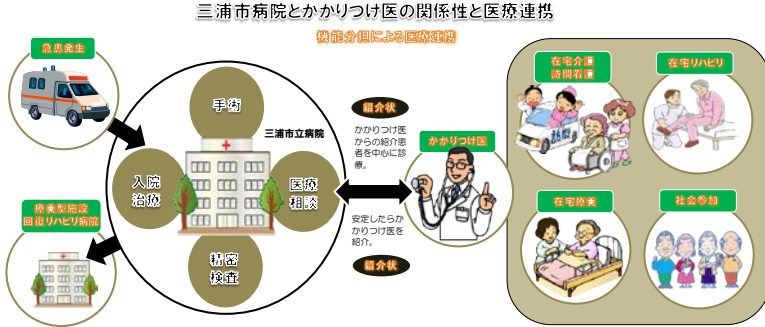
基本計画	生活問題の解決に向けて	実施計画	自由契約ホームヘルプサービス
------	-------------	------	----------------

◎＝開始 ●＝廃止 ☆＝継続 ★＝見直し

計画事業名	事業内容	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度																														
①自由契約ホームヘルプサービスの実施	妊産婦（産前産後の援助）や保険の限度額ではサービスが足りない要介護高齢者、介護保険で認められていない趣味・嗜好のサービスを希望する要介護高齢者らに幅広いサービスで豊かな暮らしをサポートする“自由契約ホームヘルプサービス”の拡充をめざす。 <table><tr><th>サービス提供時間</th><th>生活援助（妊産婦援助）</th><th>身体介護</th><th>院内介助</th><th>移動支援（介護あり）</th><th>移動支援（介護なし）</th></tr><tr><td>30分まで</td><td>¥700</td><td>¥900</td><td>¥800</td><td>¥1,400</td><td>¥1,000</td></tr><tr><td>1時間まで</td><td>¥1,400</td><td>¥2,000</td><td>¥1,500</td><td>¥2,400</td><td>¥1,800</td></tr><tr><td>1.5時間まで</td><td>¥2,100</td><td>¥3,000</td><td>¥2,300</td><td>¥3,600</td><td>¥3,000</td></tr><tr><td>以降 30分毎に</td><td>¥650</td><td>¥850</td><td>¥700</td><td>¥850</td><td>¥800</td></tr></table> ※想定される料金表（三浦市社会福祉協議会が実施した場合）	サービス提供時間	生活援助（妊産婦援助）	身体介護	院内介助	移動支援（介護あり）	移動支援（介護なし）	30分まで	¥700	¥900	¥800	¥1,400	¥1,000	1時間まで	¥1,400	¥2,000	¥1,500	¥2,400	¥1,800	1.5時間まで	¥2,100	¥3,000	¥2,300	¥3,600	¥3,000	以降 30分毎に	¥650	¥850	¥700	¥850	¥800	◎ 三浦市社協は、介護職員初任者研修による人材の育成・確保。	★	★	★	★→
		サービス提供時間	生活援助（妊産婦援助）	身体介護	院内介助	移動支援（介護あり）	移動支援（介護なし）																													
30分まで	¥700	¥900	¥800	¥1,400	¥1,000																															
1時間まで	¥1,400	¥2,000	¥1,500	¥2,400	¥1,800																															
1.5時間まで	¥2,100	¥3,000	¥2,300	¥3,600	¥3,000																															
以降 30分毎に	¥650	¥850	¥700	¥850	¥800																															
			◎ 三浦市社協は、自由契約ホームヘルプサービスの事業化に向け検討。	★	★	★→																														
計画事業の実践エリア：市域																																				
財源	地域(住民)社会の役割	成果指標																																		
公 費：三浦市 民間財源：三浦市社協 事業者	要介護高齢者の支援には、例えば、話し相手のような精神的ケアが多分に包含され、その性質から介護保険に馴染まなかったり、場合によっては、雇用に基づくホームヘルパーでは対応できない分野が少なからず存在する。こうした領域には、地域住民による自発的な活動や仮に当該地域においてその体制を確保できない場合は、“自由契約ホームヘルパー”での対応が望ましいと考える。その際には、地域住民による自発的な活動の対価は、時間あたりの報酬でなく、むしろ、これを組織化し、当該グループの活動費として助成する方法が望ましいだろう。こうした、地域住民による自発的な活動もまた、新しい自由契約ホームヘルプサービスの一形態かも知れない。当然のことながら、その担い手は、将来のサービス利用者でもある。高齢化が著しい三浦市にあって、受益者と担い手の同一化という現象はむしろ自然であり、かつて存在した「向こう三軒両隣」的な互助関係の成立こそが求められている。	地域住民の多様な“困りごと”に柔軟に対応できる「自由契約ホームヘルプサービス」の仕組みを構築できたか、あるいは、これを実践しようという事業者を確保できたかが一つの成果指標となる。その際には、広報などの情報戦略が奏功し、当該要支援者による選択肢に「自由契約ホームヘルプサービス」が加わっていなければならない。 そして、いずれかの時点で「自由契約ホームヘルパー」の役割が地域住民の側に委ねられ、「自由契約ホームヘルプサービス」そのものが社会化することを望む。とりわけ趣味や嗜好性の強い支援や軽微な支援には、地域住民による“地域力”の発揮が求められる。																																		

基本計画	生活問題の解決に向けて	実施計画	かかりつけ医の確保
------	-------------	------	-----------

◎＝開始 ●＝廃止 ☆＝継続 ★＝見直し

計画事業名	事業内容	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
①かかりつけ医の確保	後期高齢者医療制度の創設などにより、様々な合併症や生活障害を有する高齢者の療養の場が、十分な体制が整っているとは言い難い居宅や施設に移されて数年が経過した。そうした当該者の個々の QOL を支え、病状に合った「在宅医療」をいかにして届けるかが急務の課題となっている。要介護高齢者の多様な「暮らしの場」に療養環境を構築し、質の高い医療と安心感を提供するのが「かかりつけ医」の基本的機能である。要介護高齢者が住み慣れた我が家での生活を安心・安全なものとするためにも「かかりつけ医」の確保は在宅療養を支える必須条件となろう。 小児医療に関しても同様で、発育・発達や予防接種など、何か困ったことや心配ことがあったときに、気軽に相談できる“小児科医”の存在は欠くことができない。	☆	☆	☆	☆	☆→
		三浦市立病院は、三浦市立病院を中心としたネットワークづくりと連携強化。				
		☆	☆	☆	☆	☆→
		三浦市立病院は、医療従事者の人材の確保。				
		計画事業の実践エリア：市域				
財源	地域(住民)社会の役割	成果指標				
民間財源：医療機関	あるべき医療を実現するためには、健全で均衡のとれた医療の質を確保しなければならない。そしてそのためには、医師・患者の双方がその責務を正しく認識し、また、果たす必要がある。「かかりつけ医」となる医師にのみ、一方的に責任を負わせることは現実的とはいえない。具体的には、①情報の提供・共有（現在の症状、既往歴、アレルギーおよびその他診療に必要な情報を、できるだけ詳しく保健医療提供者に提供する責任）や②治療への協力（指示され同意した治療計画に従うとともに、与えられた指導事項には誠実に応じる責任）といった患者の側に課せられた責務を要支援者自身が果たす必要がある。また、在宅療養で得た情報や知識を他者と分かち合うとともに、エンパワーメント（要支援者の能力の回復・向上、地域組織の活性化）の広がりを期待して、それらを地域社会の人々に伝達する道義的責任がある。 三浦市病院とかかりつけ医の関係性と医療連携 	かかりつけ医を持つ市民の割合や必要と思える医療が受けられている割合が向上したか否かが一つの成果指標となる。 三浦市としても、市立病院が中心となって、地域にとって必要な医療の確保を図るとともに、圏域内の病院の連携強化に向けての取り組みをさらに推し進めなければならない。				

基本計画	生活問題の解決に向けて	実施計画	いじめに関する相談体制の確立
-------------	-------------	-------------	----------------

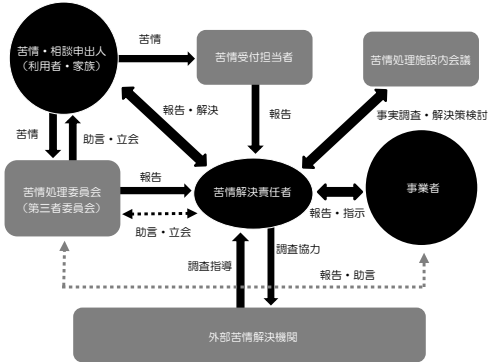
◎＝開始 ●＝廃止 ☆＝継続 ★＝見直し

計画事業名	事業内容	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
①いじめに関する相談体制の確立	いじめ問題に悩む子どもや保護者等が、いつでも相談機関に相談できるよう、神奈川県では、夜間・休日を含む 24 時間体制での相談に応じている。また、これを受けて、県内の小学校、中学校、特別支援学校の全児童生徒を対象に電話相談窓口紹介カードを作成・配布しているという。三浦市としても、この制度の普及に向けて尽力しなければならない。また、身近な地域に相談窓口を設けるなどの工夫を凝らし、地域全体で「いじめを許さない」体制を構築する。 いじめ撲滅市民公開講座の開催や啓発用ポスターの掲示なども検討に値する（啓発ポスターに関しては市民公募してもよい。市民運動の一環として、いじめ撲滅に向けた標語・ポスターを募集するというのはどうだろう。いじめを撲滅するためには、まずは広く市民に関心を寄せてもらうことが大切である）。		◎	☆	★	★→
			各学校は、スクールソーシャルワーカーの配置。また、民生委員・児童委員による当該児童の支援。			
		計画事業の実践エリア：あいさつ圈～広域				
財源	地域(住民)社会の役割	成果指標				
公 費 ：三浦市・神奈川県 民間財源 ：三浦市社協	いじめは大人社会の縮図だといわれている。「命」を奪うような痛ましい事件を数多く目の当たりにしながら“いじめ”が無くならないのは、子供社会が大人社会の縮図だからだというのだ。大人社会における職場でのいじめ、家庭不和（家庭内暴力や嫁姑問題）などを目の当たりにしている子供は、それが当たり前のことだと認識してしまい、子供社会でも同じように繰り返してしまう。まずは、大人が襟を正し、地域社会から「いじめ」を根絶するのだという強い意志が求められる。また、「いじめ問題」に遭遇した際は、見て見ぬふりをすることなく解決にむけてアクションをおこすなど住民間のネットワークの構築が求められる。	児童生徒の健全育成と相談活動の充実という本事業の目的にそって鑑みると、学校、家庭、関係機関、そしてそれを取り巻く地域社会の緊密な連携は不可欠となる。そこで、地域社会の積極的な参加を得ながら、子どもに身近な環境に“いじめ”に関する相談窓口を設置できたか否かが一つの成果指標となる。				

基本計画	生活問題の解決に向けて	実施計画	福祉サービスの質の確保
------	-------------	------	-------------

◎＝開始 ●＝廃止 ☆＝継続 ★＝見直し

計画事業名	事業内容	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
①福祉サービスの質の確保	今、福祉サービスの質が問われている。 そこで、①「利用者が自分に合った質の高い福祉サービスを選択、利用することにより個人の意思が尊重され、生き生きと自分らしい自立した生活を送ることができるよう」かながわ福祉サービス第三者評価推進機構による第三者評価の任意受審の向上をめざす。 また、受講率が上がらないといわれる「介護福祉士ファーストステップ研修」に代わる三浦市独自のキャリアアップ制度を設け、個々の介護職の資質の向上をめざす。具体的には、現在三浦市社会福祉協議会が当該職員を対象に実施しているステップアップ研修を公開講座としたり、同じく三浦市社会福祉協議会が雇用する各分野のアドバイザースタッフを講師にケースカンファレンスを実施するなどの措置を講ずる考えである。また、介護職員初任者研修も継続する。	◎	☆	★	★	★
		三浦市社協は、市内事業者に向け第三者評価受審の促進をはかる。				
		☆	★	☆	★	☆
		三浦市社協は、市内事業者にも開かれた介護職員初任者研修、フォローアップ研修、ケースカンファレンス等各種研修の実施。				
		計画事業の実践エリア：市域				
財源	地域(住民)社会の役割	成果指標				
公 費：三浦市・神奈川県 民間財源：三浦市社協	三浦市としては、指導監査に係る知識や技術の向上に向けた取組みを進めるとともに、苦情解決システムの利用頻度を向上させるなどの措置を講じ、サービス事業者の実態把握に努める必要がある。一方で、事業者の側にも積極的に第三者評価を受審したり、外部研修に当該職員を参加させるなどの配慮が求められる。また、サービスを受ける利用者も自身のモニターとしての役割を自覚し、当該サービスの質の向上に寄与しなければならない。 (仮称)三浦市介護職員キャリアアップ研修のイメージ 豊かなまち 個々の職員がスキルを高め、個別ケアを充実させることにより、そこで得られた市民共通の課題を把握することができる。 三浦市認定の介護職 認定証を三浦市長名で交付 次のステップへ	事業者単位のサービス成果指標は、福祉・介護分野の政策評価における費用対効果とは異なる性格を持っている。個人や集団を単位とした臨床評価の対象ともなりにくいことから、「サービス評価制度」そのものの“成果指標”の開発が求められる。所轄庁による監査が、サービスの質が一定水準以下に落ちることを抑止するためのものだとするならば、第三者評価の役割は、事業者、スタッフ、そして、利用者とともに「サービスの質」の向上をめざすことにある。システムとしての評価制度の確立や事業者自身の自助努力の程度が一つの成果指標となる。				

◎＝開始 ●＝廃止 ☆＝継続 ★＝見直し						
計画事業名	事業内容	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
①苦情解決の仕組みづくり	苦情解決については、第一義的に、事業者自らの力で解決を図ることが求められる。しかしながら現状は、トラブルになっても代替の事業所がなかったりすると、“泣き寝入り”を余儀なくされるケースも少なくないようだ。福祉サービスの利用における「人質論」である。公平なようでいて実は非常に窮屈な環境にあるのが福祉の世界だ。選択肢が限られることをはじめ、サービス利用者の苦情や不満を抑圧してきた歴史もある。そこで、求められるのが「苦情解決」の仕組みづくりである（下図参照）。 「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律（平成 12 年 6 月 1 日 法律第 111 号）」の施行に伴い、社会福祉法第 82 条により、社会福祉事業の経営者は、常にその提供する福祉サービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決に努めなければならないとしている。これに伴い、厚生労働省が「苦情解決の仕組みの指針」を出した。ここでは苦情解決体制について①苦情解決責任者②苦情受付担当者③第三者委員の設置（左表参照）を明記している。すべからく事業者はこの指針を順守しなければならない。	☆ 三浦市社協は、苦情処理委員会の運営。	☆	☆ ◎ 三浦市社協は、市内事業所に向け苦情対応・第三者評価についての講習会を開催。	☆ ★	☆ ★
		役割		属性		
		1. 苦情解決責任者	名前のとおり、苦情解決における責任者。		施設長や理事がらさわしいとされている。	
		2. 苦情受付担当者	苦情の受付、記録、苦情解決責任者への報告など。		当該事業所職員が担当する。	
		3. 第三者委員	基本的に苦情の受付は「苦情受付担当者」であるが、職員でもある苦情受付担当者には言いにくい場合もあり、そのため、事業所との関係が「第三者的」な立場にある苦情受付担当者を設ける必要がある。		社会福祉士、民生委員児童委員、大学教授、弁護士、事業所の評議員(理事は除く)、監事または監査役などが指針に例示されている。	
		計画事業の実践エリア：市域				
財源	地域(住民)社会の役割	成果指標				
公 費：三浦市 民間財源：事業者	まずは当該利用者が『お世話になっている』という意識から、サービスを『利用する』あるいは『サービスを購入』しているのだという意識へと自身の思考を変革することが求められる。これにより、受け身だった利用者意識が能動的となり、苦情等を『権利』として主張できるようになるだろう。サービスの利用者自らがモニターの役割を果たし、当該サービスの質の向上に寄与しなければ、いつまでもたっても利用者と事業者の対等な関係は築けない。 	三浦市社会福祉協議会でも苦情処理に関する第三者委員会を定期開催しているが、少なからず「苦情」は寄せられている。中には苦情とは呼べないものもあるが、職員には包み隠さずこれを提出するよう求めている。もちろん猛省を促すこともあるが、その多くはサービスの改善に資することが多い。苦情処理委員会はいわば、サービス経営における“健康診断”なのである。こうした思考のもとに、各事業者が「苦情解決の仕組み」をより実効性のあるものにすることが求められる。 保険者として三浦市は、当該利用者の満足度調査などを実施して、その成果を測る必要がある。 また、全計画からの懸案であった「福祉オンブズマン」制度を市民との協働作業で創設することができたか否かも問われる。				

基本計画	生活問題の解決に向けて	実施計画	権利擁護事業の推進／セルフ・アドボカシーの確立
------	-------------	------	-------------------------

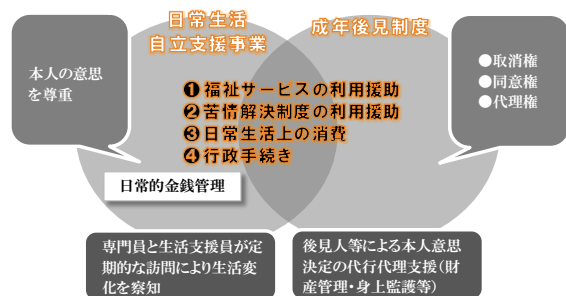
◎＝開始 ●＝廃止 ☆＝継続 ★＝見直し

計画事業名	事業内容	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
①成年後見制度の普及促進	認知症、知的障害、精神障害などにより、判断能力が不十分な当該者の権利を擁護する制度として 民法に規定されている成年後見制度に関する理解を広げるため、専門職（弁護士、司法書士）の協力を得ながら、三浦市における制度の普及啓発・情報提供事業をおこなう。 具体的には①（仮称）成年後見関係団体受任調整連絡会議の設置や地域包括支援センター主導による②無料相談会（制度の利用方法、後見人業務の実務などの個別相談に応じるもの）③成年後見講演会（制度の解説を中心に弁護士など法の専門家による講演会を開催）などを開催する。また、親族の後見にかかわっている当該者を対象に、日頃の「疑問」や「困りごと」を同じ悩みを持つ者同士で共有し、学びあう「場」として、④親族後見人交流会も企画する。 なお、市民後見人養成事業に関しても検討に入る。	☆ 三浦市社協は、法人後見の実施。	☆	☆ ◎ 三浦市社協は、市内事業所に向け苦情対応・第三者評価についての講習会を開催。	★ ☆	☆ ★ ☆ ★
			◎ 三浦市社協は、（仮称）成年後見関係団体受任調整連絡会議の設置と、親族後見の支援。	☆ ◎ 三浦市社協は、市民後見人の養成。		
計画事業の実践エリア：市域						
財源	地域(住民)社会の役割	成果指標				
公 費：三浦市・神奈川県	一般市民による成年後見人を市民後見人という。認知症や知的障害などで判断能力が不十分になった当該者に親族がいない場合、同じ地域に住む市民が、家庭裁判所から選任され、本人に代わって財産の管理や介護契約などの法律行為をおこなうことになる。いわゆる社会貢献型後見人である。地域住民の成年後見制度に関する理解と関与が求められる。日常生活自立支援事業による制度補完や併用の仕組みづくりも検討を要する。 本人の判断能力の状況 利用できる制度 日常生活自立支援事業 成年後見制度 法定後見 補助 補佐 後見 任意後見 任意後見契約 任意後見開始（任意後見監督人選任） 日常生活自立支援事業と成年後見制度の併用 ●認知症などで判断能力に多少の衰えがありながらも、日常的な生活支援によって、住み慣れた地域社会での生活を継続できる場合は、この事業を利用する。 ●併用利用するケースとしては、能力に乏しい親族等が成年後見人等に選任されている場合で、生活に必要な金銭の出し入れなど、本人の利便性のため日常生活自立支援事業による支援が必要不可欠な場合などが考えられる。 成年後見制度 ●判断能力が著しく低下していたり、不動産の売却や福祉施設の入所契約など、日常的な生活援助を超えた事項を支援する必要がある場合にこの制度を利用する。	認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加に伴う成年後見制度の需要の増大に対応するため、弁護士などの専門職のみでなく、市民を含めた後見人（以下「市民後見人」という。）も後見等の業務を担えるよう、市町村（特別区含む）で市民後見人を確保できる体制を整備・強化し、地域での市民後見人の活動を推進する取組が求められている。また、ここに掲げた事業を実現、充実させるには、その前提として、三浦市が①市町村長申立て②成年後見制度利用支援事業の利用を促進を図るとともに、三浦市らしい“市民後見”のあり方を模索しなければならない。				

基本計画	生活問題の解決に向けて	実施計画	権利擁護事業の推進／セルフ・アドボカシーの確立
-------------	-------------	-------------	-------------------------

◎＝開始 ●＝廃止 ☆＝継続 ★＝見直し

計画事業名	事業内容	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
②日常生活自立支援事業の充実	日常生活自立支援事業（三浦市社会福祉協議会が実施主体）の充実・強化が求められる背景に①老人福祉法の改正により、市町村が成年後見に関わる必要な措置を講ずることとされたこと。また、②障害者自立支援法（当時）の一部改正により、成年後見制度利用支援事業が市町村必須事業に格上げされたことなどがあげられる（平成 24 年 4 月 1 日施行）。介護保険法や障害者総合支援法がめざす成年後見制度の補完機能や利用促進にむけて、日常生活自立支援事業に対する期待や役割の重要性が高まったというわけだ。また、地域生活に移行した知的障害者や精神障害者の福祉サービスの利用や金銭管理を支援することにより、外部からの様々な権利侵害を未然に防ぎ、円滑な社会生活が送れるよう支援することも求められている。そこで、判断能力が不十分な認知症高齢者や知的・精神障害者への権利侵害を防止し、地域社会での尊厳ある自立した生活が送れるよう「日常生活自立支援事業」の実施体制の整備に向け、神奈川県による財政的支援の強化を求める。また、三浦市に対してもこれまでどおり補助の継続を求める。	☆ 三浦市社協は、日常生活自立支援事業の実施体制の強化。また、後見制度への移行支援、地域包括支援センターによる地域住民のニーズ把握の実施。	☆	☆	☆	☆
計画事業の実践エリア：市域						
財源	地域(住民)社会の役割	成果指標				
公 費：三浦市・神奈川県 民間財源：三浦市社協	本事業の充実など「権利擁護」に関する取り組みはもとより、人々のニーズを包括的・総合的に受け止める「総合相談」、単に支援を受けるだけではなく、何らかの役割をもって参加するための「社会的居場所づくり」といった活動・事業が有機的に連動することによって、要援護者が「自己実現」できる地域社会づくりが現実味を帯びてくるのではないだろうか。	実施体制の整備はもとより、事業の周知を図ることにより、支援を要する当該者と本事業を適正に結びつけることができたかが一つの成果指標となる。とりわけ地域包括支援センターの役割は重要で、利用者の把握に始まり、本事業から成年後見制度への移行支援などその役割は多岐にわたる。				



日常生活自立支援事業と成年後見制度、この2つの制度、似た面を有するものの「日常生活自立支援事業」が、本人との契約に基づいて、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭等の管理に限定していることに対して、「成年後見制度」は、財産管理や福祉施設の入退所など生活全般の支援（身上監護）に関する契約等の法律行為を援助することができる。ケースによっては2つの制度を併用する場合もある。

日常生活自立支援事業でできること

内容	具体例
日常的な生活援助の範囲内での支援	○福祉サービス利用の申し込み、契約手続きの援助など ○日常生活に必要なお金の出し入れなど

成年後見制度でできること

内容	具体例
財産管理や身上監護に関する契約等の法律行為全般	○施設への入退所契約、治療・入院契約など ○不動産の売却や遺産分割、消費者被害の取消など

基本計画	生活問題の解決に向けて	実施計画	権利擁護事業の推進／セルフ・アドボカシーの確立
-------------	-------------	-------------	-------------------------

◎＝開始 ●＝廃止 ☆＝継続 ★＝見直し

計画事業名	事業内容	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
③虐待防止対策の充実	虐待事例の背後には、介護の負担や経済的な問題、家族関係など様々な問題が潜んでいる。しかし、その解決を図ろうという行政窓口は、高齢者、障害者、児童といった具合にその属性毎にまちまちである。 家族全体を対象に支援する必要があるながらも、これを行政の組織に当てはめた場合、どうしても縦割りの制約から、総合的に問題を整理することが難しくなる、一つの家族が抱える課題を援助者側の都合で分割して対応するのではなく、多面的・制度横断的な虐待防止対策を実施することが求められている。 そこで、虐待に関する行政窓口を一本化し、①虐待対応に関する情報や知識を伝え活用する方法（ナレッジマネジメント）の研究や②市民参加によるワークショップの開催③人材育成・研修などを実施する。	☆	☆	☆	☆	☆→
		三浦市社協は、総合相談による支援と、	虐待関係の研修の実施。			
		計画事業の実践エリア：市域				
財源	地域(住民)社会の役割	成果指標				
公 費 ：三浦市・神奈川県 民間財源 ：三浦市社協	今般おこなった計画策定に関わる“住民懇談会”でも、多くの地域で、高齢者や障害者を自分たちの力で支えたり、「見守りや支えあいの活動」に多くの市民の参加を得るためには“きっかけ”や新たな仕組みが必要—といった意見が出された。課題を見つけた市民が、その課題に対して「どのように解決しようか」と考え、「悲惨な孤立死や虐待を一例も発生させない地域づくり」のためにアクションを起こすことが重要となる。	虐待のメカニズムについて研究することも大切だと考える。 「なぜ人は虐待するのか（野沢和弘（有）Sプランニング知的障害と社会シリーズⅠ）」に次のような記述がある。「いつも、ささいなことから始まるのです。抑制心がなくなったときから、いわゆる『連続性の錯覚』に陥るようになります。ささいなことが、ささいではなくなり、しだいに権利侵害の悪質さは増していき、虐待へと発展していき、それに対して心が痛まなくなるのです。ささいな行為からひどい虐待までが連続しているから、本人はいつまでもささいなことだと錯覚してしまう。それを、『連続性の錯覚』と呼びます。」 福祉職従事者にこそ「虐待」に関する知識が求められるのかも知れない。そのための方策を各事業者毎に打ち出すことができたか、また、三浦市がそれをどのように把握したかが一つの指標となろう。 また、後述の小地域生活支援チームの組織化など「悲惨な孤立死や虐待を一例も発生させない地域づくり」をいかにして進めたかも問われる。				

基本計画	生活問題の解決に向けて	実施計画	権利擁護事業の推進／セルフ・アドボカシーの確立			
-------------	-------------	-------------	-------------------------	--	--	--

◎＝開始 ●＝廃止 ☆＝継続 ★＝見直し

計画事業名	事業内容	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
①セルフ・アドボカシーの確立	セルフアドボカシーとは、生活上の障害や困難のある当事者が、自分の利益や欲求、意思、権利を自ら主張し、自分自身、または他者のために権利擁護活動を行うことである。本来、アドボカシーは、当事者の「声」や「意思決定」への支援であり、彼ら自身の権利の実現を目指している。そうであるならば、第三者に権利の保護を求めるのではなく、たとえ小さくても彼ら自身が「声」を出して、主張し、自らの権利を勝ち取ろうとする活動は、権利擁護の原点といえる。 そこで、自己認知支援のあり方と、セルフアドボカシーの意義や本人に対するセルフアドボカシースキルの育て方について学ぶ機会を設けていく。セルフアドボカシースキルを幼少期から少しずつ積み上げるように育む。また、支援者や保護者を対象とした「セルフアドボカシー」に関する勉強会や研修会を開催していく。		◎ 三浦市社協は、当事者・家族を対象に研修会の実施。当事者活動の支援。	★	★	★
		計画事業の実践エリア：市域				
財源	地域(住民)社会の役割	成果指標				
公 費：三浦市 民間財源：三浦市社協事業者	日本の家族制度は、家族の自助原則を強く内在し、家族に対する過度な負担を生み出してきた。社会も、その家族に当該障害者が迷惑をかけないよう監視することを求めてきた感がある。家族自身も、社会に蔓延する「否定的障害者観」をもって役割を遂行せざるを得なかった。一方で、育児の責任者として母親に多くの負担を背負わせてきた経緯もある。この母親への責任の集中は、家族環境を悪化させ、母親の自己利益的な振る舞いを喚起する要因ともなってきた。能力主義や業績主義の中で生きてきた父親が、共生の思想に関心を向けていくことの重要性が今問われている。また、セルフアドボカシーに対する支援との関わりでは、一般市民の参加促進が求められている。本人が自分の意見を構成したりそれを表明し行動したりするためには、その根幹に他者からの受容やそれに基づく自尊感情や自己効力感が必要とされるからだ。家族以外の他者が本人を受容する「場」をつくらなければ、この問題を家族に抱え込ませないようにすることも、家族関係の改善も望めないだろう。当該障害者の人生の中で、家族以外で本人の存在意義が認められる「場」といったら、これまでは施設や学校くらいだったかも知れない。しかし、今求められているのは、地域社会の中に、それを実現できる人材が一人でも増えることなのではないだろうか。	セルフアドボカシースキルを幼少期から少しずつ積み上げるような支援を実践することができたか。また、セルフアドボカシーに対する理念の共有が、発達障害・知的障害者に対する支援に欠くことのできないものであることから、支援者のみならず、親などの保護者にも必要な知識として、これを普及できたかが問われる。				

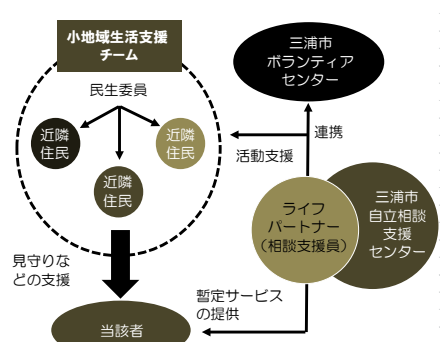
基本計画	生活問題の解決に向けて	実施計画	振り込め詐欺撲滅活動の実施
-------------	-------------	-------------	---------------

○＝開始 ●＝廃止 ☆＝継続 ★＝見直し

計画事業名	事業内容	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
①振り込め詐欺撲滅活動の実施	金融庁と警察庁の発表によると、平成 25 年における振り込め詐欺等の被害は、11,998 件・486 億円と、前年の 8,693 件・364 億円を上回っており、被害の拡大に歯止めがかからない状況にある。本計画を策定するために実施した「団体ヒアリング」や「住民懇談会」でも、「騙されそうになった」という声を少なからず聞いた。 そこで、この三浦市から“誰一人として”振り込め詐欺による被害者を出さないよう「振り込め詐欺撲滅運動」を実施する。 具体的には、①振り込め詐欺対策市民講座の開催②振り込め詐欺防止ステッカーの配布といった啓発活動を実施する。 また、振り込め詐欺の被害に遭うかどうかの瀬戸際で、当該高齢者等に“待った”をかけられるのが、窓口業務に当たる金融機関の職員であることから（事実この三浦市でも、窓口職員のファインプレーで振り込め詐欺を未然に防いだ事例が存在する）、③金融機関職員向け振り込め詐欺被害防止研修も検討していきたい。		○ 三浦市社協は、市民活動団体や神奈川県警と連携し、振り込め詐欺撲滅活動の実施。詐欺被害防止研修会の実施。小地域生活支援チームによる見守りの強化。	★	★	★→
		計画事業の実践エリア：あいさつ圏～広域				
財源	地域(住民)社会の役割	成果指標				
公 費：三浦市・神奈川県※ ※神奈川県警	まわりがどんなに注意しても「私だけは大丈夫」だと思い込み、公言している当該者に限って、実際は、被害に遭っているという。 とりわけ子や孫をかたるオレオレ詐欺については、親や祖父母が子や孫を思う情愛につけ込む卑劣な犯罪であることから、高齢者に対する直接的・個別的な働き掛けに加えて、その子や孫世代を通じた家族間のコミュニケーションを活性化させる必要がある。被害を未然に防止すべく「家族の絆」をテーマとした被害予防対策こそが求められる。	被害をより効果的に予防するため、被害者層に応じた広報啓発活動を実施する必要がある。振り込め詐欺の主な被害者層である高齢者に的を絞って、集中的な巡回相談や架電による防犯指導のほか、地域の民生委員や宅配ネットワークを有する事業者にも協力を求めるなどして、高齢者世帯に対するより直接的・個別的な被害予防対策を展開できたかが、成果指標となる。				

基本計画	地域社会の“つながり”の強化	実施計画	小地域生活支援チームの組織化
-------------	----------------	-------------	----------------

◎=開始 ●=廢止 ☆=繼續 ★=見直し

計画事業名	事業内容	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
①小地域生活支援チームの組織化	小地域生活支援チーム活動の促進・支援をすることにより、当該対象者の身近なところでの問題解決や近隣の助け合い・支え合いの体制を構築する。これら一連の行為は一つの事例が地域を変える一という個別支援と地域資源の融合を視野に入れた地域を基盤としたソーシャルワークの実践でもある。 本事業の実務を担うことになる（仮称）三浦市自立相談支援センターのライフ・パートナー（=相談支援員）は、①地域に潜在する福祉的ニーズ（生活問題）を巡回相談という方法を取りながら発掘し、介護保険事業など公的な（在宅福祉）サービスにつなげていく役割と②高齢者や障害者が、住み慣れた“我が家”での生活を継続できるよう、当該地域の民生委員児童委員の協力を得ながら「小地域生活支援チーム」の組織化（下図）を図る一という役割を担うことになる。また、地域社会に点在する各種「地域サロン」などの居場所や当事者団体からのインフォーマルな情報も公的機関からの情報同様、一元的に管理できるような仕組みを構築したい。		 三浦市社協は、小地域生活支援チームの把握。必要に応じて、把握した情報の活用。			
		計画事業の実践エリア：市域				
財源	地域(住民)社会の役割	成果指標				
公 費：三浦市 民間財源：三浦市社協 事業者 市民活動団体	地域住民によるインフォーマルな支援によって、生活を支えられている要援護者は少ない。小地域生活支援チームは、そうした地域住民の善意を“システム化”したものである。事実、チームを構成するのは当該要援護者を取り巻く“地域住民”である。  こうした市民の善意を無にしないためにも、現下既存の小地域活動の把握は急務の課題となる。個々でおこなわれてきた活動を組織化することによって、その活動を孤立化させたり、過重な負担を強いるリスクを回避できるからである。	①小地域生活支援チームの数は増えたか（各区単位の主体的な取り組みとして組織化されるようになったか）。②チームの活動が単なる「見守り」から在宅介護や防災・災害対策などの市民活動へと発展したか。③小地域生活支援チーム間のネットワークを構築することができたか。④小地域生活支援チーム活動を通じて、公制度の需要を喚起することができたか（また、チームの活動によって三浦市の民生費は、どれだけ抑制できたか）。⑤民生委員児童委員協議会活動は活性化したかーが成果指標となる。				

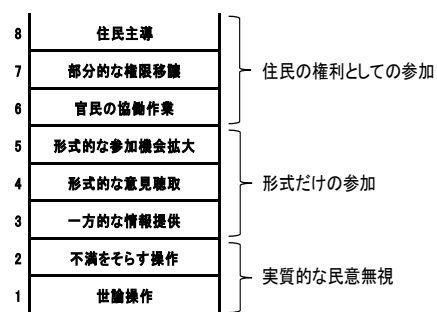
基本計画	地域社会の“つながり”の強化	実施計画	(仮称)地域サポーター講習の開催
------	----------------	------	------------------

○＝開始 ●＝廃止 ☆＝継続 ★＝見直し

計画事業名	事業内容	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
①(仮称)地域サポーター講習の開催	認知症サポーター、障害者サポーター、防災サポーターなどの人材育成講習を開催し、地域社会に存在する“生活問題”への理解の促進と、生活問題の解決にむけて取り組む“実践者”を養成する。 三浦市社会福祉協議会としては、現在おこなっている「認知症サポーター講習」以外にも多様なコンテンツを設け、地域福祉に関心を示す当該者の知識欲を喚起したい。具体的には、地域住民を対象に、現在、三浦市社会福祉協議会の理学療法士がその普及に取り組んでいる「介護予防体操」の指導者を養成する「介護予防インストラクター研修」の実施と認定制度の創設などの実現をめざす。また、多様な講習を開催するなかで把握した人材を、個人ボランティアとして三浦市ボランティアセンターに登録し、個々の登録ボランティアのスキルアップ研修もおこなっていく。 なお、第 2 次ボランティア活動推進計画に定めた「受講者のニーズに応じたステップアップ講座の開催」「(仮称)『福祉人材ネットワーク』の組織化による体系的な人材育成システムの確立」「ボランティア・市民活動団体が開催する講座への支援」「その他各機関が開催する講座への支援（三浦市がおこなう介護予防サポーター、傾聴ボランティア、食生活改善推進員の養成。NPO、三浦市、企業が協働で実施する（かつての「新しい公共の場づくりのためのモデル事業・まちカルカレッジ」の様な）市民活動者向け講座など）」を着実に遂行する。		○ 三浦市社協は、介護予防インストラクター講習の実施。介護保険制度改正に合わせて随時見直し。	☆	★	☆→
		○	☆	★	★	★→
		三浦市社協は、介護予防体操教室の実施。				
		計画事業の実践エリア：安住区～市域				
財源	地域(住民)社会の役割	成果指標				
公 費：三浦市 民間財源：三浦市社協 市民活動団体	米国の社会学者のシェリー・アーンスタイン（次頁参照）に倣うならば、「地域づくりに関するビジョンを持ち、しかも自主的な活動を実践している」ことが住民参加の到達目標であり、また、こうした住民によって構成された地域コミュニティの割合を増やすことこそが、本計画の成果を見極める指標となる。その基本は、徹底して「目的を達成するための手段を考え、『誰』を対象に『どのような状態』を是としてこれを実現するかイメージすること」にある。ゆえに、地域コミュニティの代表者や関係者が行政施策を含む“地域づくり”に参加することが肝要であり、当該関係者が自らの置かれた状況をつぶさに理解でき、次に進むための課題が明らかになっていることが求められる。地域課題解決の第一歩は、自らが住まう地域社会に“目を向ける（関心を持つ）”ことなのである。	各種養成講座を地域住民のみならず企業、中・高校生らを対象に実施し、どれだけのサポーターを養成し、また、三浦市ボランティアセンター登録できたかが一つの成果指標となる（三浦市ボランティアセンターに登録することによって、登録後の活動状況を把握することも可能となる）。				

地域福祉計画（地域福祉活動計画も同様）は、計画策定や策定後の実現化の過程における「住民の参加度」が問われる計画であり、「自助（住民）」「共助（コミュニティ）」「公助（行政）」の役割分担にもとづく「多様な主体の参加」を重視するものでなければならない。故に①現状の住民参加がどのような段階か評価する②どの段階に引き上げるか目標を定める③手法を選択・実施をする④取り組み成果について評価する—といった一連の過程において、各目標に沿った住民参加手法を選択することが求められる。住民参加の概念については、米国の社会学者のシェリー・アーンスタインが「住民参加の梯子」という表現で分かりやすく説明しており、8段から成る梯子の最下段は、「世論操作」の段階と位置付けられ、「住民参加」の名を借りた権力者による支配・統制の状態を示す。その一段上の「セラピー（住民の不満をそらす操作）」とともに、

住民参加のはしご(A Ladder of Citizen Participation)



出典：住民参加のはしご(シェリー・アーンスタイン1969)

実質的には参加不在の状態を意味し、中位には、「一方通行的な情報提供」、「形式的な意見聴取」などがあり、6段目の「パートナーシップ」から「権限移譲」へと続く段階でようやく住民の権利として参加が認められる。最上段は住民が主体となって主導する段階で、アーンスタインは「住民

の参加とは、住民に対して目標を達成できる権力を与えること」と定義する。

これを地域づくりに当てはめれば、住民が住みたいと思い、こうあって欲しいと考える目標の実現について住民に対し一定の実行力を与えることを指しているといつて差し支えないだろう。米国では、住民参加がまちづくりのシステムとして定着しているというが、計画づくりの段階から住民を参画させ、代替案提案や監視の権限を与えることが、結果として全体の作業の効率化を実現している。一方、日本の地方自治をめぐる現状に目を向ければ、果たして我々の社会は「住民参加のはしご」のどのレベルにあるのだろうか。一方通行の情報提供や形ばかりの審議会が「住民参加」の名を借りて進められている現状も懸念されている。

さて、地域福祉を推進する活動基盤を整備するにおいて、その基礎的な主体となるのは、本市の場合、区長会と呼ばれる自治会、町内会など等質性によって結ばれているコミュニティやボランティア団体、当事者団体などある種の結節性をもった一つの「まとまり」(注4)をこれとして想定することができる。

注4＝自治会など大きく包括的なコミュニティではなくテーマが明確な小規模コミュニティを想定。一般に、区長会など伝統的な地域コミュニティへの参加は「わかりづらく、億劫なもの」だが、逆にテーマコミュニティは自分のリズムで参加でき、かつ自己実現につながるというメリットを持っている。

基本計画	地域社会の”つながり”の強化	実施計画	きょうだい児サークルの組織化・支援
-------------	----------------	-------------	-------------------

◎＝開始 ●＝廃止 ☆＝継続 ★＝見直し

計画事業名	事業内容	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度				
①きょうだい児サークルの組織化・支援 ※病気や障害を抱えた子どもの兄弟・姉妹を「きょうだい児」と呼ぶ。	トリプル P を実践する“はっぴー子育て応援団”の支援を得ながら「きょうだい児サークル」を組織化する。きょうだい児によるピアカウンセリングの実施や、障害者の「きょうだい」であるがゆえに経験できなかった、失われた時間を追体験できるような“楽しい”企画を意図的に創出する。なお、当該サークルは、いわゆる“大人”になったきょうだい児にも開かれたものにしたい。きょうだい児のセルフヘルプグループ「きょうだい支援の会」には、きょうだい児の例会に参加した 20～50 代のきょうだい児の感想が掲載されている。「40 年以上、同じ境遇の『きょうだい児』と出会うこともなく過ごしてきた。今回は例会に参加して本当に良かった。年齢を重ねた今も、私には支援が必要だ。一方で、私も何かのお役に立てるのではないかなと思う。(50 代)」。このように、様々な年代のきょうだい児がこれに参加することによって、ライフステージに応じた様々な困りごとを解決すべく、必要な情報を分かち合うことができるのではないだろうか。 まずは、参加の“きっかけ”づくりとして「きょうだい児のイベント」を開催したい。また、SNS 等携帯電話やスマートフォンでのコミュニケーションに慣れている中高生を主な対象に、気兼ねなく自分の思いや疑問を相談できる専用ホームページの整備を検討する。		◎ 三浦市社協は、はっぴー子育て応援団等の市民活動団体と協力して、きょうだい児を対象としたイベントの実施。グループが組織されたら、その機能を委託する。	★ ◎ 三浦市社協は、はっぴー子育て応援団等の市民活動団体と協力して、きょうだい児サークルの組織化支援。サークルにおいて専用ホームページの整備。	★ ☆ ☆	★ ☆ ☆				
計画事業の実践エリア：市域										
財源	地域(住民)社会の役割	成果指標								
民間財源：三浦市社協 市民活動団体	セルフヘルプグループについて「ヒューマンサービスの構築に向けて（阿部志郎・前川喜平編著）」の中で臼井正樹氏はセルフヘルプグループの存在意義の 1 つを「渦」の向きで説明している。その説明を下表のとおり整理した。渦が内向きか、外向きかによって、支援者や地域住民に求められる役割は異なる。渦が内向きの場合は、むしろ静観することが求められるし、逆に外に向いている場合は、それに賛意を示し、地域社会で受け入れる体制を整えることが求められる。 <table><tr><th>内向きの渦</th><th>外向きの渦</th></tr><tr><td>メンバーの内面に作用するグループ。 あることを経験し、その経験を各人が乗り越えていくにあたって、同じ経験をした他者との交流が大きな意味をもつ。</td><td>社会に対し働きかけるグループ。 同じ課題を共有する人がつながり、社会に対して一定の働きかけを行っていく。</td></tr></table>	内向きの渦	外向きの渦	メンバーの内面に作用するグループ。 あることを経験し、その経験を各人が乗り越えていくにあたって、同じ経験をした他者との交流が大きな意味をもつ。 	社会に対し働きかけるグループ。 同じ課題を共有する人がつながり、社会に対して一定の働きかけを行っていく。 	『きょうだい～障害のある家族との道のり（白鳥めぐみ他著）』によると「子どもの“きょうだい”たちは自分たちだけで集まることはなかなかできません。自分のほかに同じ境遇の“きょうだい”がいることさえわからないこともあります。ですから、子どもの『きょうだい会』は大人が場を設定することが必要です。」とある。多くの経験を積んだ大人の“きょうだい児”が、自らの使命感に基づいてサークルを組織し、主体性をもってこれを運営できたかが問われる。				
内向きの渦	外向きの渦									
メンバーの内面に作用するグループ。 あることを経験し、その経験を各人が乗り越えていくにあたって、同じ経験をした他者との交流が大きな意味をもつ。 	社会に対し働きかけるグループ。 同じ課題を共有する人がつながり、社会に対して一定の働きかけを行っていく。 									

基本計画	地域社会の” つながり” の強化	実施計画	ソーシャルアクションの市民的展開の支援
-------------	------------------	-------------	---------------------

◎＝開始 ●＝廃止 ☆＝継続 ★＝見直し

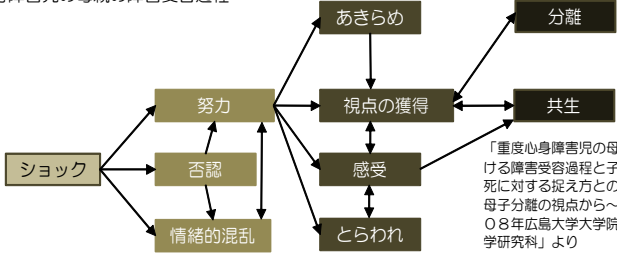
計画事業名	事業内容	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
①ソーシャルアクションの市民的展開の支援	ソーシャルアクションとは、間接援助技術の一つであり、ソーシャルワーカーが主導することが多い。一方で、一般市民、当事者によって、いわゆる専門家の援助がなくてもおこなわれ得ることに着目したい。社会福祉制度やサービスの新設・改善を目的に、議会や行政機関に対応を求める組織的な対策行動などがその最たる例である。伝統的な方法として、署名、陳情、請願などがそれだ。 社会的弱者の権利擁護を主体に、社会資源の創出、社会参加の促進、社会環境の改善、政策形成の初期段階から市民がこれに関与し、意思を表明する行為は、ソーシャルワーク過程の重要な要素となろう。 そこで、一般市民が自らの“気づき”により、政策提言を含むソーシャルアクションを起こすことができるようこれを支援するとともに、環境を整備する。	◎	☆	☆	★	☆
		必要に応じて、ソーシャルアクション支援を行う。但し、住民の主体性を損なわない支援を心がける。				
		計画事業の実践エリア：市域				
財源	地域(住民)社会の役割	成果指標				
民間財源：三浦市社協 市民活動団体	65 ページの「住民参加のはしご」の項でも述べたとおり、「地域づくりに関するビジョンを持ち、しかも自主的な活動を実践している」ことが、当該地域社会の成熟度を示す一つの指標となる。ソーシャルアクションには 6 つのプロセスがあるといわれている。①問題を提起し、活動を起こしていく主導集団の組織化②問題の把握、要求の明確化③解決されるべき問題の限定と行動計画の立案④支持層、支援層の拡大⑤直接行動の展開（署名、陳情、請願、団体交渉（対話集会）、⑥総括・新たな問題提起一がそれで、その根底にあるのは「自分たちの地域社会は自分たちで守る」という使命感に他ならない。一般市民らによるソーシャルアクションが実効性を持つ“まち”は、自主性の高い、活性化された“まち”だといえるのかも知れない。地域社会から目を逸らすことなく真摯に対峙することこそが今、地域社会に求められている。 地域の活性化の段階(行政依存から自主へ) 1 組織化がされていないレベル。 2 組織化はされているが活動はしていない。 3 活動はしているが自主的ではない。（社協・行政からの依頼を受けておこなうレベル） 4 自主的な活動をしているが地域づくりへのビジョンが確立していない。 5 地域づくりのビジョンに基づいた自主的な活動がなされている。 依存 ↑ 自主	ここでいう成果とは、市民による問題意識の共有化、インフォーマルサービスの創設、制度やサービスの改善、新規サービスの創設、政策の形成、当事者のニーズの充足などにあると考えていいだろう。				

基本計画	地域社会の” つながり” の強化	実施計画	防災対策の強化／災害弱者に配慮した防災・被災対策の強化
-------------	------------------	-------------	-----------------------------

※本事業は、計画期間中の「重点事業」となるので、別項を参照

基本計画	つながるために知る（意識の醸成）	実施計画	当事者・家族対象福祉啓発活動の充実/セルフスティグマを克服するプログラムの開発
-------------	------------------	-------------	---

◎＝開始 ●＝廃止 ☆＝継続 ★＝見直し

計画事業名	事業内容	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
①当事者・家族対象福祉啓発活動の充実	障害児をもつ親は、健常児をもつ親よりも心理的、身体的に負担が大きい。必要とされる支援も、母親や家族の障害受容の問題やストレス、ソーシャルサポートに関するものなど多岐にわたる。一般的に障害のある子どもをもつ母親は、健常児の母親と比較すると、「生きがい」「育児」についての満足度が低いといわれている。母親の子育て観や母親としての自己意識は、母親自身の行動に影響を及ぼすとの指摘もある。発達障害があると判明した場合、親子関係は必然的に濃密になるため、親に不安があるような場合には、子どもはその影響を受けやすく、子どもが不調になるとまた親も不調になるなど、相互の影響ははかりしれない。このように、障害児をもつ母親の「親」としての意識が、子どもとの関係に及ぼす影響は大きい。そこで、当事者や当該家族の心理的負担の軽減を主な目的に「トリプルP」の普及を始め、当事者・家族対象福祉啓発活動の充実を図る。	◎ 「はっぴー子育て応援団」による「トリプルP」講座の実施。	★	★	★	★
計画事業の実践エリア：市域						
財源	地域(住民)社会の役割	成果指標				
公 費：三浦市 民間財源：三浦市社協 事業者 市民活動団体	例えば、発達障害児などの外見は一見したところ健常児と変わらない印象を与える場合が多い。ゆえに、親や家族にとっては「障害」や「病気」として受け止めにくく、親自身の自尊心の低下や虐待といった、さらなる困難性をきたす可能性も否定できない。その障害特性から、重度の障害児をもつ母親とは異なった悩みやつらさがあり、周囲の不適切な対応が、母親の障害受容過程に深刻な影を落とすこともしばしばである。障害児を抱える家族を当該地域から孤立させないためにも、地域社会が障害に対する理解を深め、その家族を“受けとめて”いく必要がある。 重症心身障害児の母親の障害受容過程  「重度心身障害児の母親における障害受容過程と子どもの死に対する捉え方との関連～母子分離の視点から～（2008年広島大学大学院・教育学研究科）より	当事者のみならず保護者たる親や家族の障害の受容、母子父子分離の問題である。障害（児）者の支援には、行政機関や事業所の支援のみならず家族の協力は不可欠であり、家族が本人の障害状況を理解し、本人を支えていくことが重要となる。ところが実際に支援の場面で直面するのは、表層的には“我が子の障害を理解し、それを受け入れることに成功した”母親であり、父親たちである。よもや親の障害受容の問題は、子供の療育（訓練・作業）、ひいてはその後の発達に重大な影響を与えることは明白であり、子供に一番身近な援助者として「親自身もまた援助されるべき存在」として、障害当事者だけに注目してアプローチしていくのではなく、その時点での親の障害受容にかかわる心理状態を考慮し、家族全体を包含した支援体制を構築することが求められる。				

基本計画	つながるために知る（意識の醸成）	実施計画	当事者・家族対象福祉啓発活動の充実/セルフスティグマを克服するプログラムの開発
-------------	------------------	-------------	---

◎＝開始 ●＝廃止 ☆＝継続 ★＝見直し

計画事業名	事業内容	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
②セルフスティグマを克服するプログラムの開発	端的に表現するなら「スティグマ」とは、偏見や羞恥心をいうわけだが、当事者がメンタルヘルスに不調をきたしたとき「こんなふうになるのは自分が弱いからだ」「恥ずかしいことだ」「汚点だ」といったように自分を責めてしまったり、周囲の目が気になって病院に行けなかったりする場合“セルフ・スティグマ”を持っているといえる。セルフ・スティグマを持つと、「助けを求める」という行動が阻害されがちになり、自発的な相談を嫌がり、支援の初動期対応を遅らせることになる。 そこで、セルフスティグマを克服するプログラムの開発や実践を官民関係機関が協働で推進する。	☆	☆	☆	★	★→
		三浦市社協は、当事者団体の活動の推進。また、三浦市社協は当事者団体と連携し、気軽に参加できる「お試し入会デー」を設けるなど、内向きに傾きやすい会の活動を社会に開かれたものにする。参加によりセルフスティグマがどうなったか？効果を測定し、社会に広める。				
		計画事業の実践エリア：市域				
財源	地域(住民)社会の役割	成果指標				
公 費 ：三浦市・神奈川県 民間財源 ：三浦市社協 市民活動団体 事業者	差別される病やスティグマのために周囲の人々から避けられ、拒絶された体験からアイデンティティを傷つけられた当事者は、周囲に拒絶反応が起こる前からそれを予期し、孤立するようになるといわれている。“差別される”のではないかという不安や恐れとしてスティグマは内面化され、セルフスティグマを持つようになるのだと。やはりここでも、地域社会が諸種の障害に対する正しい理解を共有することが求められる。	セルフスティグマを克服するプログラムの開発は当事者の自殺を防止するとともに地域生活を支援していくうえで極めて重要な課題となる。このセルフスティグマの克服には、当事者の社会的自立を促す面や当事者のエンパワメントを高めるという意味で、ピアサポートやセルフヘルプの体験が有効だといわれている。こうした体験プログラムをいかに提供できたかが成果指標となる。				

基本計画	つながるために知る（意識の醸成）	実施計画	一般市民対象福祉啓発活動の充実
-------------	------------------	-------------	-----------------

◎＝開始 ●＝廃止 ☆＝継続 ★＝見直し

計画事業名	事業内容	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
①一般市民対象福祉啓発活動の充実	市民の様々な要援護者に対する理解や認識を深めるとともに、人権尊重の意識を醸成するため、広報紙や講演会などの開催を通じて実施してきた従来の啓発活動に加え、当事者やボランティアなどの参加・協力を得ながら、当該市民の要援護者の理解の促進につなげる。とりわけ、無知・無理解から発生する“偏見”に苛まれてきた「障害者」に対する理解を求めていく。また、福祉と教育の連携により、家庭や学校、地域における福祉教育を充実させ、ノーマライゼーション理念の定着と促進をめざす。 そこで、当該住民の障害理解や地域福祉に対する興味・関心を喚起する試みとして、また、当該活動への参加の“きっかけ”づくりとして次の活動・事業をおこなう。①三浦市や三浦市社会福祉協議会が住民懇談会などを開催する場合は、なるべく当事者の参画を願い、当該当事者と一般市民が交流できるよう配慮する。②こうした機会を定期的に設け、当該市民の興味・関心を維持する。③みうら市民まつり、地域をつなぐはつらつフェスタ、福祉用具アイデア・コンクール、その他各種イベントを通じた啓発活動の実施④三浦市社会福祉協議会のホームページや広報誌を通じた啓発活動、そして⑤地域福祉に関する市民講座の開催。	☆ 三浦市社協・三浦市民生活向上会議により年 1 回以上、住民懇談会の開催。	★	★	★	☆→
		★ 三浦市社協は、三浦市内各イベントへの参加・三浦市社協におけるイベント開催。	★	☆	★	★→
		◎ 三浦市社協は、三浦市社協 HP や広報誌を通じた啓発活動の実施。	★	★	★	★→
		★ 三浦市社協は、時勢に合ったテーマで、地域福祉に関する市民講座の開催。	★	★	★	★→
		計画事業の実践エリア：市域				
財源	地域(住民)社会の役割			成果指標		
公 費：三浦市・神奈川県 民間財源：三浦市社協 市民活動団体	本計画書の冒頭、我々は「本当に地域社会は、高齢者や障害者、児童などそこに存在する福祉的課題を受け止めていけるのだろうか。人口減少に歯止めがかからず、少子高齢化が顕著なこの三浦市にそのキャパシティはあるのだろうか?」という疑問を呈している。果たして、計画の策定作業を推し進めるうちに、おぼろげながらその答えを導き出すことができた。それも肯定の方向へ。何らかの要因により、社会からはじき出されてしまった人々を再度社会に包含するためには、なによりも“理解”が求められる。理解には体験が必要だ。理解が行動を誘発するのでない。体験するから理解が深まるのだ。本計画の策定のために実施した「団体ヒアリング」や「住民懇談会」においてそのことを確信した。三浦市には、諸々の福祉的課題を受け止めるだけの“キャパシティ”があると。三浦市民一人ひとりが、地域社会に関心を寄せることが求められている。			それぞれの取り組みの着実なる実践と、当該事業・活動への参加市民の数、そして、それを契機として自主的な活動に発展させた者の数が成果指標となる。		

基本計画	つながるために知る（意識の醸成）	実施計画	福祉教育の充実・支援/教職員に対する福祉教育支援
-------------	------------------	-------------	--------------------------

※本事業は第 2 次ボランティア活動推進計画を参照

基本計画	つながるために知る（意識の醸成）	実施計画	個々人の防災意識の向上
------	------------------	------	-------------

◎＝開始 ●＝廃止 ☆＝継続 ★＝見直し

計画事業名	事業内容	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
①個々人の防災意識の向上	自分の命・安全は自分で守るという自助の意識、災害時には、地域住民等が助け合う共助の意識を全ての住民が持ち、災害時に適切な避難行動及び被災後の行動が取れるよう、実践的な防災訓練を行うことによって、個々人の防災意識を高めるとともに「共助」の担い手づくりを進める必要がある。そのためには、地域住民が“いざ”というときの防災のため、日頃より、区長会などの自治会活動において、災害に対する対策を話し合うことなどを通じて、コミュニティとしてのつながりを深めておかなければならない。そこで、①個々の地域の実情に応じた防災情報の共有化②災害時要援護者の避難誘導・支援③地域防災リーダーを中心とした広報・教育・訓練の実施といった事業・活動を推進する。また、災害要援護者への配慮から、地域社会の中で当該災害要援護者の参加を得ながら、より実践的な防災訓練が実施されるよう促進する。			◎	★	★
				三浦市社協は、防災リーダー研修会等の実施により、地域住民の防災の備えに関する状況を把握する。		
		計画事業の実践エリア：市域				
財源	地域(住民)社会の役割	成果指標				
公 費：三浦市 民間財源：市民	災害発生時の市民の役割として、普段から防災知識の習得に努めることや、災害時に必要な飲料水・食料の備蓄、非常持ち出し品の準備などが考えられる。防災対策はまさに、官民協働事業でなければならない。一方的に行政が住民にそれを求めるのではなく、行政と住民が双方で積極的に対話を行い、災害について共通認識を持つことが重要となろう。こうした認識のもとに、行政と住民がそれぞれの役割分担に基づき、警戒避難体制を構築することが重要。 また、災害要援護者への配慮から、地域社会の中で当該災害要援護者の参加を得ながら、より実践的な防災訓練を実施する素地として、災害要援護者の障害特性に対する理解を地域社会の側も深める必要がある。同様に当事者やその家族・保護者も、日頃から積極的に自治会活動に参加するなど、地域社会と接する機会を意図的に設けることが求められる。 ※右の写真は、平成26年6月15日に三浦市ボランティア連絡協議会が開催した要援護者の災害支援に関するシンポジウムのプログラム。当時は、会場を埋め尽くすほどの大盛況であった。このように、市民の側から「問題提起」することも求められる。	 町内会や自治会等の活動を通じて、日頃から住民同士の交流を活発にし、災害時に機能する組織づくりをおこなうことが、できたか否かが問われる。 三浦市は、自主防災組織が災害時に有効な活動ができるよう、組織づくりからその運営、活動全般にわたって支援する必要があるだろう。				

基本計画	ボランティア・市民活動の推進	実施計画	市民交流の場の確保
-------------	----------------	-------------	-----------

※本事業は第2次ボランティア活動推進計画を参照

基本計画	ボランティア・市民活動の推進	実施計画	寄付文化の醸成
-------------	----------------	-------------	---------

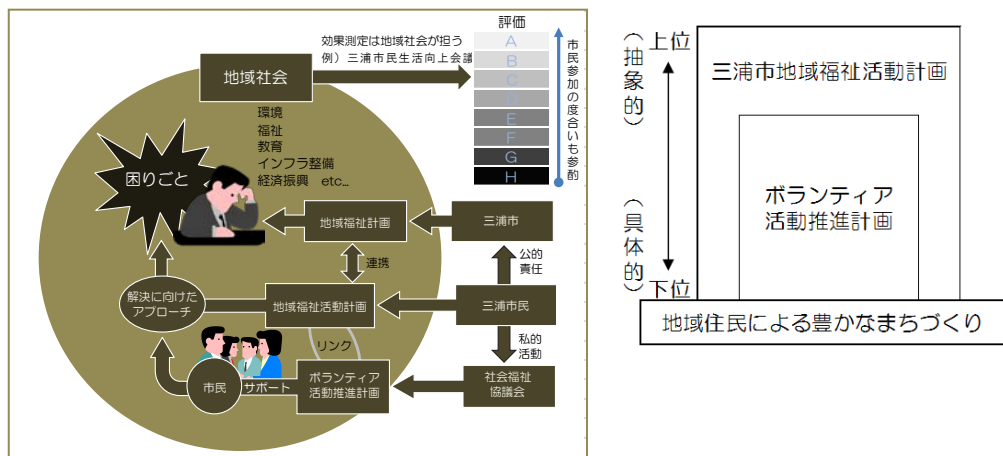
※本事業は第2次ボランティア活動推進計画を参照

基本計画	ボランティア・市民活動の推進	実施計画	市民活動の推進・支援
-------------	----------------	-------------	------------

※本事業は第2次ボランティア活動推進計画を参照



第2次ボランティア活動推進計画は、ボランティア活動推進計画に次ぐ第2次計画である。同時に三浦市地域福祉活動計画の下位計画としての性格も有する(下図参照)。地域福祉活動計画は、地域住民の「生活」という視点から、その向上に向けて住民自らの活動を喚起する「住民の行動計画」としての側面もある。当然のことながら、地域社会には様々な「困りごと」が存在する。その「困りごと」を解決するために、三浦市では地域福祉計画(行政計画)を、三浦市社会福祉協議会では地域福祉活動計画を策定している。地域福祉活動計画は、そうした「困りごと」を解決するためのアプローチや手法を示す住民の側の行動計画だ。一方、地域福祉活動計画の下位計画にあたるボランティア活動推進計画は、その「困りごと」の解決に向けて行動を起こそうという市民をサポートするための計画で、いわば地域福祉活動計画の核となる重要なプランである。



基本計画	情報を暮らしに役立てる仕組みづくり	実施計画	情報サイトの充実
------	-------------------	------	----------

◎＝開始 ●＝廃止 ☆＝継続 ★＝見直し

計画事業名	事業内容	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
①情報サイトの充実	三浦市社会福祉協議会における広報力強化の取り組みによって、ホームページの閲覧者は、月平均約 4,118 人。ユニーク訪問者数は、約 3,306 人と増加傾向を示している。また、全国社会福祉協議会が開催した「広報力強化セミナー」に担当者がゲストスピーチとして招かれるなど、その広報戦略は高く評価されている。こうした努力を継続するとともに、子育て情報など口コミサイトの充実を図る（その際には、情報モラルの徹底化も併せてシステム化する）。 一方で、個々人の情報発信機能として、Facebook など SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の普及が、“旬”な情報を掲載するホームページを増大させた。ポータルサイトも同様だ。電子メディアの功罪を認識しながらも、この傾向が進むことは時代の趨勢といえる。SNS の活用も検討していかなければならない。  ←写真は、平成 25 年 7 月 17 日開催の「平成 25 年度広報力強化セミナー」の様子（於：新霞が関ビル）。右はそのテキスト。	☆	★	★	★	★▶
		三浦市社協は、三浦市社協ホームページの充実。併せて SNS 活用について検討。また、市民活動単位に対してホームページの活用について啓発する。				
		計画事業の実践エリア：広域				
財源	地域(住民)社会の役割	成果指標				
公 費：三浦市・神奈川県 民間財源：三浦市社協	電子メディアは、紙媒体の情報と比較すると、即時性も高く容量も大きい。したがって、豊富な情報量の中からこれを取捨選択し、判断したい向きにはきわめて有効だといえる。一方で、不必要な情報や誤った情報をも包含し、大量にこれを“垂れ流している”状態にあることもまた事実である。情報を欲する者の情報リテラシー（情報をつかひこなす力）が求められる。	情報における“わかりやすさ”とは、視覚的な要素だけではなく、伝える側がその情報をよく理解していることが求められる。どうしてもその情報を伝えたいという強い思いや情報の送り手がいかに受け手の側に立脚できたかが“わかりやすさ”に繋がるからだ。同様に問題提起する力も求められる。政策論争を巻き起こすことを意図し、“お知らせ的”な一方通行の情報だけでなく、双方向でやり取りできる「動きのある情報」も提供しなければならない。情報の発信者は、こうした認識を職員間で共有し、またそれを実践できる職員を育てなければならない。そして、情報を欲する者のニーズに応じて適正に“情報発信”できる人材の養成こそが、本事業の成果となる。				

基本計画	情報を暮らしに役立てる仕組みづくり	実施計画	紙媒体広報誌の充実
------	-------------------	------	-----------

○＝開始 ●＝廃止 ☆＝継続 ★＝見直し

計画事業名	事業内容	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
①紙媒体広報誌の充実	広報誌を発行するには、企画の立案から、取材・執筆、原稿の依頼、編集作業、印刷・製本、発送・頒布にいたるまで、多くの時間と人手、経費を要する。一方、これがホームページなどの電子メディアの場合、その内容にもよるが、労力も経費は少なく、労せずしてグローバルに“知らせたい”ことを行き渡らせることができる。しかしながら、今もって「紙媒体」による広報が、三浦市民にとって情報を得るための有効な手段であることから（第 2 次ボランティア活動推進計画のアンケート調査において「紙媒体」の情報発信の有効性が明らかになっている）、「紙媒体による広報」を継続し、また充実させる。当面は、電子メディアの特性を見据えながら、新旧の広報媒体を併存させる必要があるだろう。まずは、三浦市社会福祉協議会が発行する「社協みうら」のさらなる充実をめざす。	☆ 三浦市社協は広報誌社協みうら紙面の充実のために、編集会議の開催。	★	★	★	★→
計画事業の実践エリア：市域						
財源	地域(住民)社会の役割	成果指標				
公 費：三浦市 民間財源：三浦市社協	これから重要になるであろうジャーナリズムの方向性に「シビックジャーナリズム」がある。この、アメリカで 90 年代に登場した「シビックジャーナリズム」の本質は、社会が抱える問題を単に報道するのではなく、市民の積極的な行動を促し、最終的には問題を解決していく「市民参加型」の新しい報道手法である。市民の側には、自身のアンテナの精度を高め、情報を積極的に入手するための努力が求められる。	市民に読まれるための工夫（情報の収集に始まり、整理・発信、時にはカスタマイズするなどして当該市民に届けるための戦略）をいかに凝らしたかが、成果指標となる。				



ニュース性とは、何も情報の新しさだけを問うものではない。リアルタイムで視聴者に情報を届けるテレビやインターネット、1日単位で情報を届ける新聞、1か月ごとに情報を届ける月刊誌では、自ずとそのニュース性は異なる。三浦市社会福祉協議会では、鮮度の求められる情報やサービスの利用に必要な情報は、ホームページに集約し、2か月に一度しか発行できない「社協みうら」に関しては、取材をメインに「人」に焦点をあてた紙面づくり心がけている。「社協みうら」に登場する人達の顔写真は一律に“笑顔”だ。なるだけ「笑顔」を乗せることによって、紙面に親近感を持たせているのだ。また、その笑顔こそが、地域福祉を推進する「原動力」としての普遍性を持っていると考える。市民が知りたがっている情報、知っておくべき情報をいかに早く届けるかがニュースの生命であることに異論はない。しかし、その一方で「情報の価値」はニュース性と普遍性という、一見相容れない概念によって成り立っていることもまた事実なのである。なお、紙媒体の場合、スペースの都合上、どうしても舌足らずな記事になってしまうことがある。三浦市社会福祉協議会では、これを HP で補完する仕組みをつくらせている。「社協みうら」に書かれた記事はダイジェストで、スペースに余裕のある HP にその全長版が掲載されるという仕組みである。（写真左が「社協みうら」。右が三浦市が毎月発行する「三浦市民」）

基本計画	情報を暮らしに役立てる仕組みづくり	実施計画	情報保障制度の充実
-------------	-------------------	-------------	-----------

○＝開始 ●＝廃止 ☆＝継続 ★＝見直し

計画事業名	事業内容	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
①情報保障制度の充実	情報保障とは、身体的なハンディキャップにより情報を収集することができない当該者に対し、代替手段を用いて情報を提供することである。特に聴覚障害者は、音声によって提供される情報や会話を理解できないため、日常的に情報から疎外される傾向にある。そのため、「情報保障」を聴覚障害者に対するコミュニケーション支援と同一視する向きもあるが、情報保障とは、人間の「知る権利」を保障するものであり、聴覚障害者に対するそれに止まらない。 そこで、「意思疎通支援事業（①手話通訳者養成事業②要約筆記者養成事業③手話通訳者派遣事業④要約筆記者派遣事業⑤盲ろう者向け通訳・介助員養成事業⑥盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業⑦啓発事業（①市民に聴覚障害者などへの理解を広げるため講習会を開催②聴覚障害などについて記載したパンフレットやビラ等を作成・発行）」を実施し、当該者の利便性の向上をも意図した制度の充実を図る。	☆	☆	☆	★	★→
		三浦市聴覚障害者協会や市内手話サークルが主催する手話講習や手話通訳者養成講座は、市や社協の側面的支援を得て開催している。現在三浦市社協は金銭の一部助成や広報活動（ホームページ掲載等）の支援を行っているが、事業の共催等も含め、情報保障の充実をはかるべく必要な支援をおこなう。				
		計画事業の実践エリア：市域～広域				
財源	地域(住民)社会の役割	成果指標				
公 費 ：三浦市・神奈川県 民間財源 ：企業 市民活動団体 社協	聴覚障害らによる主たる障害要因は、コミュニケーションにある。コミュニケーションが図れないということは、日常生活上の買い物や移動、仕事といった生活全般に支障をきたすということであり、また、その困難性に関して、第三者に相談しようにも言語の使用がままならないことから、より当該者の孤立感を増長するという結果を招いてきた。コミュニケーションツールとして、言語が使用できない場合、それを代替すべく、手話やボディランゲージなど手段を用いて意志の疎通を図ることになるわけだが、そのコミュニケーションを支えるためには、どうしても、地域社会や住民の理解が求められる。「呼びかけに気付かず、無視したと誤解されたり、孤立することがある」といった聴覚障害ら固有の孤立感を取り除く努力が求められる。一方で、三浦市の場合、聴覚障害自らが福祉教育に携わっている事実がある。学校教育の場面にゲストスピーチとして参加し、その理解の普及に努めているのだ。一市民である当事者が、単に支援を受けるだけでなく、その地位の向上にむけてアクションを起こしている姿は、当事者活動のあるべき方向性を示している。	意思疎通支援事業の充実はもとより、福祉教育の充実により、小中学生にまで手話を広めることができたかーといった手話の普及率がひとつの成果指標となる。三浦市聴覚障害者協会を対象におこなった団体ヒアリングでも、学校教育の一環としておこなった「手話講習」を受講した小学生から“手話で話しかけられた”とするレポートもあり、こうした地道な活動が実を結ぶことは明白である。もちろん、手話通訳士をはじめとする“意思疎通の支援をおこなう者”の養成は急務の課題であり、計画の推進によって増員することができた支援者の「数」も指標となろう。 なお、情報モバイルの活用も注視する必要がある。				

基本計画	“民”の力で三浦を守る	実施計画	企業のCSRの促進
------	-------------	------	-----------

◎＝開始 ●＝廃止 ☆＝継続 ★＝見直し

計画事業名	事業内容	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①企業のCSRの促進	企業の社会的責任（corporate social responsibility）とは、企業が利益を追求するだけでなく、組織活動が社会へ与える影響に責任を持ち、あらゆるステークホルダー（消費者、投資家等及び社会全体）からの要求に対して適切な意思決定をすることをいう。ゆえに利益を目的としない慈善事業（いわゆる寄付、フィランソロピー、メセナ）とは異なるわけだが、これを「企業の社会的な信頼を築き取り組み」ないし「企業価値を高める経営戦略」として捉えることによって、多くの企業から、地域福祉の推進につながるCSRを導き出していきたい。	☆ 三浦市社協による三浦市のCSR活動の紹介	☆ 三浦市社協による、企業が参加しやすい社協会員制度の開発	☆ ◎ 三浦市社協より企業へCSR活動のアイデア提案・モデル事業化等による企業と三浦市社協の協働。	★	☆
計画事業の実践エリア：安住区～広域						
財源	地域（住民）社会の役割	成果指標				
民間財源：企業	現在、三浦市社会福祉協議会で考えているのは名誉会員制度である。仮に毎月29日を「福祉の日」と定めたとしよう。その日に、三浦市社会福祉協議会の名誉会員たる企業と一般会員の間で何らかの売買がおこなわれた場合、当該一般会員は購入金額から数パーセントのキャッシュバックを得るという仕組みだ。名誉会員は、一定の負担を負う代わりに「地域福祉の推進に寄与している団体」としてイメージアップを図ることができる。三浦市社会福祉協議会にしても、会員となるメリットを提示できるようになり、加入の促進、ひいては地域福祉における最も優良な財源となる「会費」の増額が望める。もとより、賛同してくれる企業が増えれば、大きなムーブメントを形成することができるかも知れない。他にも大口寄付者の企業名を冠した事業の実施なども検討している。 現下、リビエラリゾートが障害児を対象とした「海洋塾」の開催や、三浦市社会福祉協議会が運営する就労継続支援B型事業所「どんまい」と丸福水産株式会社が「鯖の角煮」を協働販売するなど、厳しい世相を背景としながらも、企業の目が着実に地域社会に向いていることを感じる。かながわ信用金庫による海岸清掃活動もCSRの一環である。こうした先進事例に追随しようという企業が中小を問わず現出することが望まれる。	企業には利益という明確な数値目標があるが、企業のCSRの場合、ミッションを中心に構成されることから、数値化が容易ではない。一方で、企業は利益という短期的な目標をめざすのに対し、CSRをはじめとする社会的セクターは、長期的な社会課題に取り組むことから、長期的な目標を設定しづらいという面がある。いずれにしても、地域福祉を目的とした企業のCSRは、そもそも目標を設定すること自体が難しいのである。 しかしながら、社会的セクターは、ときに存在しているだけで美談になってしまうことがある。具体的な成果として、社会に何をもちたらし、もたらそうとしているのか、これらを明確にしないことには、組織としての成長も、周囲の支援を得ることもできないだろう。巧みな成果の数値化や目標設定は、当該企業がCSRに取り組むにあたって、重要な経営力となることは間違いない。本計画事業の成果は、単にCSRに取り組む企業が増えたか否かではなく、当該企業体そのものの成長如何によることになる。				



←リビエラリゾート・シーボニアマリーナによる障害児を対象とした「海洋塾」の様子。→丸福水産株式会社が就労継続支援B型事業所「どんまい」と協働販売するマグロの角煮。パッケージ・デザインは「どんまい」のメンバーが。



基本計画	“民”の力で三浦を守る	実施計画	環境美化運動の促進
------	-------------	------	-----------

◎＝開始 ●＝廃止 ☆＝継続 ★＝見直し

計画事業名	事業内容	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
①環境美化運動の促進	三浦市が進めるスカベンジ運動を促進し、世界的規模で問題視されているCO₂の排出削減に関する取り組みや、環境教育の充実、循環型社会の形成をめざす。具体的には、既に実施されている市民団体（①緑の油壺を守る会②諸磯の海 100 年先まで残す会③ボランティアサークル「ふれあい」④三浦まちづくりの会⑤NPO法人小網代野外活動調整会議）による海岸清掃などを継続的に支援し、空き缶や吸い殻などゴミの散乱防止を徹底したい。 そこで、①（仮称）「三浦市環境美化推進連絡会議」の組織化による一斉清掃や広報啓発。地域に根ざした美化活動の拡大②「環境美化促進モデル地区」の指定③環境教育・環境学習に対する支援（児童・生徒を対象とした環境美化教材を作成・配布等）④自発的な活動の促進（地域清掃活動についての支援）⑤投げ捨て行為の抑止に向けた対策の強化—といった取り組みを進めたい。	◎ 三浦市社協は、市民活動団体を中心とした「（仮称）三浦市環境美化推進連絡会議」の組織化を提案する。	★	★	★	★→
計画事業の実践エリア：あいさつ圏～広域						
財源	地域(住民)社会の役割	成果指標				
公 費：三浦市・神奈川県 民間財源：企業 市民活動団体	三浦市の美しい“自然環境”を守るには、何よりも地域社会（住民）の力が求められる。かながわ信用金庫（三浦藤沢信用金庫時代から）が、企業のCSRとして実施する海岸清掃運動には、多くの市民が参加している。市民主導によるこうした活動の継続が望まれる。  かながわ信用金庫による三浦海岸清掃の様子。海の家経営者や米軍も参加しておこなわれたこともある。	現在、世界が直面している様々な環境問題は消費者だけではなく、企業の経営戦略、国の制度設計にも大きな影響を与えている。そこで、自然共生都市を標榜する三浦市としても①環境問題と環境政策に関する理解②環境政策の原則、手法に関する理解③地球温暖化問題に関する理解が図れたか、また、環境政策の評価能力の涵養が市民的に図られたかを一つの成果指標とする。また、環境問題を福祉政策と絡めて事業化するとともに、その行為そのものが「環境教育」「福祉教育」に繋がるような活動を実践することが求められる。				

第3章 重点事業

重点事業

その1 生活困窮者支援システムの構築

三浦市自立相談支援センター事業計画書（案）

その2 三浦市における防災対策事業

その1 生活困窮者支援システムの構築

三浦市自立相談支援センター事業計画書(案)

はじめに

平成25年10月の第185回国会（臨時国会）において、生活保護法の一部改正法案とともに、「生活困窮者自立支援法案」が成立した。

生活困窮者の支援に向けては、重要な4つの基本的な視点があると考えられている。①自立と尊厳②つながりの再構築③子ども・若者の未来④信頼と支えあい—がそれで、これを①包括的・個別的②早期的・継続的③分権的・創造的な3つの支援方策によって実現しようというのが、法に課せられた使命である。

我々は、この法の理念の実現に最も重要なファクターを「総合相談力」と位置付けている。三浦市社会福祉協議会（以下「本会」という。）では、生活福祉資金の貸付、日常生活自立支援事業や法人後見の受任、ボランティア・市民活動の推進、就労継続支援事業の実践、地域包括支援センター等介護保険事業の受託、そして、障害児者の相談支援事業の実施など多様な相談窓口を持っているわけだが、この複数の相談機能を再統合し、包括的に生活困窮者を支援することが肝要との見解を得た。一方で、地域社会に潜在する生活問題をその地域社会の中で解決しようという試みは、つまり、日常生活圏域において、総合相談システムを地域社会の特性を活かしながら構築することと同義である。それはまさに、社会福祉協議会に課せられた使命であり、ことさら我々が、この総合相談力の獲得に傾注する理由もそこにある。生活困窮者自立支援モデル事

業への取り組みは、地域福祉を推進するためのツールであり、生活困窮者の支援のみをゴールとするものではない。生活困窮者自立支援モデル事業への取り組みを通して地域福祉のさらなる推進をめざすことにある。

以上を踏まえた上で、三浦市よりこれを受託したいと考える。

1 実施事業

生活困窮者自立支援モデル事業に関する取り組みは、(仮称)三浦市自立相談支援センターにおいて、取り扱いたいと考える。

同センターに備えるべき機能は以下の6つである。

(1) 総合相談機能

本会では、組織が持つ総合相談力を発揮して自立相談支援事業を実施する考えである。次頁の表-1は、既に本会が備えている相談機能である。

こうした多様な相談機能を再統合し、従来の支援システムでは十分に対応できなかった多様で複雑化した課題に対応していきたい。経済的困窮が社会的孤立を招くことは容易に推察できることから、ソーシャルインクルージョンの理念に基づく支援を展開することはもとより、潜在するニーズを能動的に把握し、これを継続的に支援する体制を構築する必要がある。総合相談機能は、これを実現する上でも根幹的機能であり、本会がそれを実施することの優位性は高い。

本会の既存相談機能

NO.	事業名	相談員	備考
1	事務局 (1) 法律相談・万（よろず）相談	弁護士	本会の顧問弁護士らによる万相談。
	(2) 生活福祉資金貸付	社会福祉士	「生活福祉資金貸付制度」は、低所得者や高齢者、障害者の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的とした貸付制度。本貸付制度は、都道府県社会福祉協議会を実施主体として、県内の市区町村社会福祉協議会が窓口となって実施している。
	(3) 法人後見事業	社会福祉主事	本会が、成年後見人、保佐人もしくは補助人となり、判断能力が不十分な人の保護・支援をおこなうもの。
	(4) 日常生活自立支援事業	社会福祉主事	高齢や障害により日常生活の判断能力に不安がある当該対象者を対象に、福祉サービスの利用手続きや生活費の管理、年金証書などの大切な書類の預かりなどの支援をおこなうもの。
	(5) アドバイザリースタッフ配置	各分野の専門家	発達障害や成年後見制制度に精通した専門家をアドバイザースタッフとして配置し、処遇困難事例に直面した本会の職員が、いつでも気軽に相談できるようスーパービジョン機能を構築している。
2	ボランティアセンター	社会福祉士	ボランティア・市民活動に関する相談に応じている。
3	地域包括支援センター	社会福祉士 看護師 主任ケアマネジャー	地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に実施。
4	障害児者相談支援事業	社会福祉士	障害のある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく相談支援事業を実施している。

5	住宅改造相談	一級建築士・理学療法士	トランスポーションの向上を目途に住宅改造相談にに応じている。
6	就労継続支援 B 型事業	社会福祉主事	就労継続支援 B 型事業所の運営に併せて就労訓練相談に応じている。

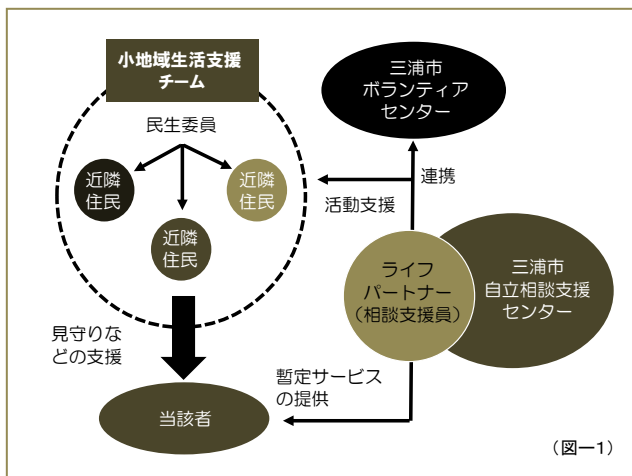
(表一)

(2) ニーズの把握とアウトリーチ

生活上の課題を抱えながらも自ら援助にアクセスできない当該対象者の存在を重視し、いわゆるフォーマルな援助に結びついていない人々を発見し、支援や情報提供を実施する、「出前型」の相談形態を確立したいと考える。

本事業計画では、あらゆる要援護者に対する相談支援事業の包括的な仕組みづくりを推進するとともに、潜在するニーズを発掘し、それを各種制度につなぐためのキャッチシステムの整備をめざしている。

そこで、地域社会に潜在する生活困窮者や生活困窮に陥る恐れのある者、または当該対象者を取り巻く環境の不安定要素を、地域の社会資源や住民の参加を得ながら把握・アウトリーチする仕組みを、次の図-1で示した。これは、地域におけるニーズ発見の「場」や関係づくりの一例として掲げたものである。「小地域生活支援チーム」の組織化は、ニーズの早期把握による予防型支援を展開することにも寄与し、悪化の防止も期待できる支援策となる。



事例が地域を変える”という個別支援と地域資源の融合を視野に入れた地域を基盤としたソーシャルワークの実践でもある。



小地域生活支援チーム活動の促進・支援をすることにより、当該対象者の身近なところでの問題解決や近隣の助け合い・支え合いの体制を構築する—という行為は一つの

事例が地域を変える”という個別支援と地域資源の融合を視野に入れた地域を基盤としたソーシャルワークの実践でもある。

(仮称) 三浦市自立相談支援センターのライフ・パートナー(=相談支援員)は、①地域に潜在する福祉的ニーズ

(生活問題)を巡回相談という方法を取りながら発掘し、介護保険事業など公的な(在宅福祉)サービスにつなげていく役割と②高齢者や障害者が、住み慣れた“我が家”での生活を継続できるよう、当該地域の民生委員児童委員の協力を得ながら「小地域生活支援チーム」の組織化(図一2)を図る—という役割を担うことになる。また、ライフ・パートナーには、各種福祉サービスに関する実践力(介護福祉士などホームヘルパーの資質を持つ専門職起用)があり、“目に見える問題”は、その場で解決に向けて援助することができる。この即応性(申請主義によらず、困ったその時に福祉サービスを試用でき、各種福祉サービスを利用することの優位性を体感できる)を持つ。

また、地域社会に点在する各種「地域サロン」などの居場所や当事者団体からのインフォーマルな情報も公的機関からの情報同様、一元的に管理できるような仕組みを構築したい。

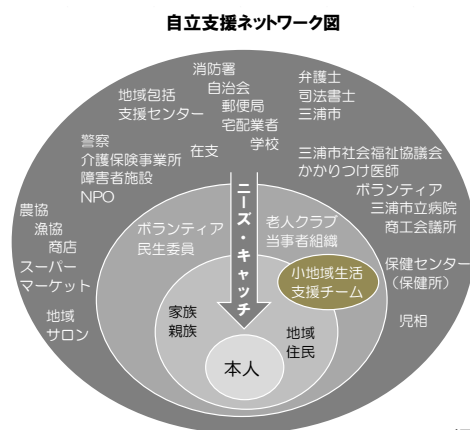
(3) アセスメント・プランの策定

インテーク時から、当事者主体のアセスメントを実践し、状況に応じて即応的な暫定サービスを提供するとともに、当該本人との共同によって「自立促進(社会参加)をめざす支援計画(プラン)」を策定する。プランには本人の行動計画と支援計画を盛り込み、一定の期間ごとに評価し(モニタリング)、状況の変化に応じて修正していくものとする。

(4) 支援・コーディネート

アセスメントとプランの作成を通じて、本人が自立に向けて主体的に行動できるよう支援する。センターが当該対象者を抱え込むのではなく、地域のフォーマルサービス、インフォーマルサポートが活かされるよう、コーディネートをおこなう。センターとしての支援が終結した後も、地域との連携によりフォローアップし、必要に応じて関わりを再開していく。

(5) 社会資源の把握・活性化、開発と需給調整



(図・3)

関係機関と地域課題を共有した上で、本人の自立に向けて、就労を含めた多様な支援プログラムを提供できるよう、社会資源の把握・活性化を促し、必要に応じ開発する。同時に、「社会参加の場づくり

り」や、多様な働き方の場として地域の産業分野を広く捉えた「雇用の創出と、受け入れに係る企業側の理解の促進を図ることにより、働きやすい環境づくりをめざす必要がある。図一3は、その関係性を社会資源間の重層的なニーズ・キャッチのネットワークと絡めて図示し

たものである（注＝本会には、既に81頁表一1の相談機能がある）。

また、モニタリングにおいて、支援内容が本人に合わない場合は、積極的に関わり、必要なサービスに繋ぎ直すことが求められる。本人や多様な支援者とともに、実践と評価を繰り返しおこない、センターとしての役割を徐々に小さくする。その後も、本人の状況をフォローし、必要に応じて支援を再調整する。

(6) 情報のワンストップ(ハブ)化

就労に関する情報や生活支援に関わる情報など、さまざまな情報のワンストップ化をめざす。相談を目的としなくても、情報を求めてくる人が気軽に立ち寄ることができる「情報のポータル」となることが、(仮称)三浦市相談自立支援センターの重要な機能の一つとなる。本事業計画に併せて、本会では、三浦海岸駅前（不二家並び）に本会のアンテナショ

ップ（名称：福祉なんでも相談「はにかみ屋」）を設けた。この「はにかみ屋」を筆頭に、三浦市総合福祉センター、三浦市地域福祉センターといった拠点のそれぞれに、インテーク機能を設け、ワンストップ化に向けた体制を整備している。

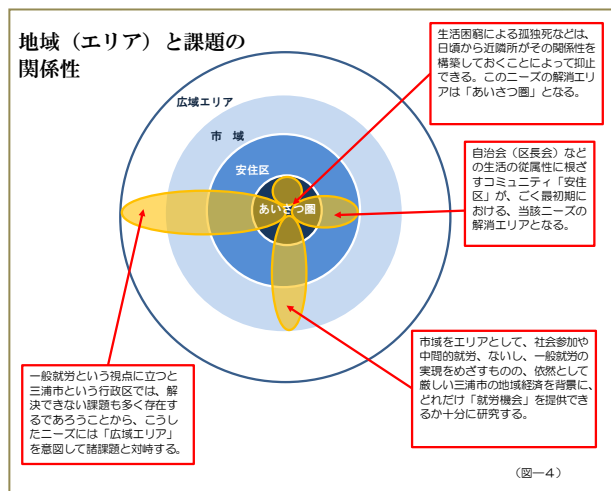


なお、生活困窮者ないし、生活困窮に陥る恐れのある者の早期把握が実現することによって、また、三浦市の依然として厳しい地域経済を背景に、関連ニーズが増大することが予想される。こうした当該対象者が、最終的には一般就労に至ることができるよう、就労情報のハブ化（（仮称）三浦市自立相談支援センターが、ネットワークの中心に位置し、複数のネットワークと接続している状態）などにより、より効果的な支援を実現できるよう、三浦市を中心とした関係自治体を通してハローワークとの連携方法を検討することが必要である。

（7）地域の実情把握・分析

市町村との協働により、地域の人口構造や経済構造、健康状態、社会資源といった社会的事象の現状と課題、それぞれの課題解決のステージとなる地域（エ

リア）の関係性についても、十分に配慮し、いわゆる「地域力」の測定（当該地域社会が、そこに存在する福祉的課題を本当に受け止めて



いけるのか否かを適正に評価することが肝要）をおこなっていく。図一四は、生活困窮者の自立支援のステージとなるエリアを想定したものである。

なお、下記枠内①及び②は、生活困窮者自立支援モデル事業の委託主でもある三浦市の果たすべき役割であると考ええる。

①データベースの整備

本人の変化や継続的な支援の方法を評価し、本人とともに成果を共有すること、支援者と情報を共有し、また、地域における生活困窮の現状を把握するために、相談・利用者の状況変化を追うことができるデータベースを整備する。データベース化については本人同意が必要である。また、有効な支援策を共有し、エビデンスに基づくプランを作成するため、支援内容に関するデータベース化を進める。

②地域への情報発信

地域住民や関係機関に対し、生活困窮に係る問題についての情報発信を行うことによって理解と関わりを促進し、地域の総合的な支援体制・ネットワーク強化を図る。また、専門職や行政職員だけでなく、地域住民や当事者グループ等の多様な担い手が相談・支援活動に参加できるよう働きかけ、地域の課題を地域で解決する仕組みづくりにつなげる。

2（仮称）三浦市自立相談支援センターの業務内容

（仮称）三浦市自立相談支援センターでは、大きく次の4つの事業を実施する。

（1）自立相談支援モデル事業

①生活困窮者の自立に向けた相談支援

生活困窮者の相談に対応し、当該生活困窮者が抱える課題を把握するとともに、その置かれている状況や本人の意思を十分

に確認することを通じて個々人の状態にあった支援計画の作成等をおこない、(2) から (4) までの事業や「住宅支援給付事業（申請手続きの支援を含む）」などの関係事業との連携を含めた支援を包括的におこなう。

②福祉事務所やハローワーク、地域包括支援センター等の関係機関とのネットワークづくり、社会資源の開発

(2) 就労促進のための支援事業

短期間の集中的な就労支援を行っても一般就労に就くことが困難な層に対し、支援付きの就労の機会を提供する就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）をおこなう事業者の育成支援を本会が運営する就労継続支援 B 型事業所「どんまい」との協働においておこなう。（「**就労訓練事業の推進**」モデル事業）

(3) 家計相談支援モデル事業

生活困窮者の家計の再建に向け、家計収支全体の改善を図る観点から、家計に関する相談に対応し、家計管理に関する指導、生活福祉資金の貸付けの斡旋等の支援をおこなう。

(4) 貧困の連鎖の防止のための学習支援その他地域の実情に応じた生活困窮者の自立の促進に資する事業

大学生や教員 O B をボランティアで募り、かつ、組織化（三浦市ボランティアセンターの登録団体として）し、学童に関しては、

復習と宿題といった基礎的な学習機会を中心に、また、生活困窮により学習機会を得られなかった成人に関しては、学び直しの機会を提供していく。

3（仮称）三浦市自立相談支援センターの人員体制

職員による判断ミスやケースの「抱え込み」を防止するとともに、当該対象者からの暴力行動の抑止などといった「リスク・マネジメント」の観点からも、ケース対応に関しては、その状況に応じて 2 人以上の体制が望ましいと考えられる。次表－2 は、（仮称）三浦市自立相談支援センターが考える人員体制案である。

（仮称）三浦市自立相談支援センターの人員体制(案)

職 制	機能・役割	備 考
所長 (1 名) 相談支援員兼務	●センターの責任者／管理・運営・コンプライアンス ●職員の育成 ●対外調整、地域ネットワーク構築 ●プラン及び支援内容の確認とスーパーバイズ	●今後、地域で想定される相談・当該対象者の把握・推計等により、職員配置人数を決定 ●スーパーバイザーとしての能力を持った人材も配置することが望ましい
相談支援員 (2 名)	●個別ケースに対する相談支援業務（①ケアマネジメント業務と②包括的・継続的支援業務） ●関係機関・団体（個人）と連携し、支援に寄与する社会資源の開発等をおこなう ●地域における就労の場（中間的就労含む）との連携や、開拓	●支援プロセスに基づき、専門的・総合的に当該対象者にかかわる研修を修了した者
事務員 (1 名)	●書類作成・管理、データ入力・分析 ●総務・経理	—

（表－2）

※（仮称）三浦市自立相談支援センターにおける 1 人あたりの相談支援件数であるが、①相談内容や本人が抱える課題、本人の能力や自己評価の程度、あるいは社会資源の状況によって、目標達成までにかかる時間や労力に違いが出ることは容易に推察できる。そこで、②センター

の設置に先立ち、第一義的には三浦市がニーズを把握し、当該対象者数を想定する必要がある。本会としては、それを参酌したうえで計画的な人員配置をすることが求められる。類似の相談支援業務の先行事例によると、1人の相談支援者の受持ち件数は、10件から80件と幅があるのが現状である。③(仮称)三浦市自立相談支援センターでは、インテークから関係構築、アセスメントやプランの作成、実施後のモニタリング等の各過程における業務量を考慮し、1人あたり30件から40件の幅で検討することが妥当であると考える。

4 支援調整会議と支援決定

三浦市保健福祉部（福祉事務所）は、引き続き生活保護業務に責任を

支援調整会議の機能と構成（案）	
出席者	役割
本人	●目標とプラン内容の確認・同意 ●本人の意向の表明
(仮称) 三浦市自立相談支援センターの相談員	●アセスメントの実施 ●プランの原案作成 ●支援調整会議の意見を踏まえたプランの修正 ●プランに基づく支援の実践
三浦市（生活保護担当CW）	●プランの原案のチェック ●プランに沿った支援の決定 ●生活保護におけるケースワークと他機関との連携を意識した状況把握をおこなう。
その他関係機関（必要に応じて出席）	
以前から支援対象者を知る機関（個人）	●支援対象者の状況を把握している立場から、(仮称)三浦市自立相談支援センターが作成したプランの妥当性を審査。
今後、主たる支援を担うと想定される機関（個人）	●今後、直接支援を担う立場から(仮称)三浦市自立相談支援センターが作成したプランの妥当性を審査。 ●支援の方向性に関し、認識を共有する。 ●期待される役割・機能を理解する。

（表―3）

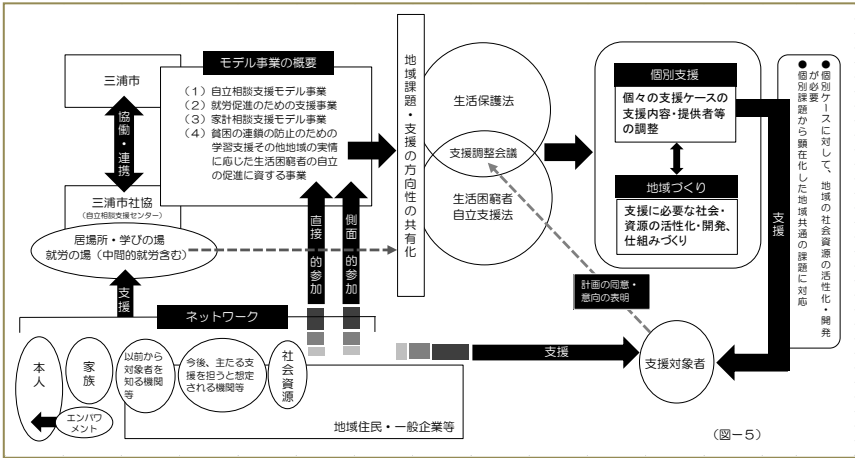
ことのないよう、福祉事務所と（仮称）三浦市自立相談支援センターの連携には、十分留意する必要がある。そこで、双方が合同で開催する「支援調整会議」を設置したいと考える。

有するが、稼働層の生活保護受給者に対する就労支援等を強化するため、その機能をセンターに一部移行していくことが考えられる。但し、センターへの機能移行により、生活保護受給者に対する支援体制が両機関で分断される

図―5でも示したとおり、支援調整会議は「個々の相談」「当該対象者への支援調整機能」に併せて、“地域づくり”を意図して働きかけを強め、①課題解決のための資源開発の企画・実行とともに②地域課題の共有化をめざすことになると考えられる。

それはまさに、「一つの事例が地域を変える」という発想の基に、個別支援と地域資源の融合を視野に入れた「地域を基盤としたソーシャルワーク」を実践することでもある。

支援調整会議の役割をこの図―5のように位置付けることによって、地域社会が当該対象者の支援を直接的に、あるいは、間接的に、かつ、ダイナミックに実現する様が想像できるだろう。



（図―5）

当該対象者の多様で複雑化したニーズに対応するため、福祉、医療、教育、就労等の多分野・多職種による一体的・継続的な支援を実現するためには、地域の課題を整理し、必要な資源を掘り起し、活性化すると

いう意味において、長年にわたって本会が取り組んできた「地域福祉活動計画」の策定プロセスと類似する。地域福祉活動計画の策定は、その行為そのものがコミュニティオーガニゼーションの実践でもある。

本会では、地域社会に確かに存在する生活問題を、個人にとどまらず地域全体の問題として受け止め、この共通の課題に対し、地域住民自らが主体となって、地域ぐるみで解決する方策を模索してきた。コミュニティオーガニゼーションの原則は第一に住民参加にある。我々はこの普遍的な理念を背景にこの「生活困窮者支援」という問題に取り組んでいきたいと考えている。

その2 三浦市における防災対策事業

- 悪いが、災害時には高齢者は置いていく。
- 家の前に（高齢者や障害者がいることを知らせる）マークが貼ってあれば助けにいける。
- 地域の中で災害時の災害弱者の救出に関する役割分担ができている。

上記は、本計画に係る住民懇談会で聴取した「災害時における要援護者の救護・救出に関する」見解から、その一部を抽出したものである。

こんなに小さな“町”でも、地域的な特性（地形・地勢・産業構造）を孕み、個々人の考え方に少なからず影響を与え、差異を生んでいる。何が正しいのか、一概には言えないが、いずれこうした考え方の違いが「地域格差」につながっていくのだろう。

ここで、18 頁をご参照いただきたい。今の三浦市の状況が「数値」で表されている。人口動態だけ見ると、何ら喜ぶべき材料のないことがわかるはずだ。三浦市民一人あたりが支えるべき要援護者の数は、人口の減少、少子高齢化を背景に確実に増えている。とりわけパイ（人口）の少ない中で介護等の問題に取り組むのは大変なことだ。

今ここで、最も注視すべきは人口の減少に他ならない。人口の問題が、状況を深刻化させているのだ。もとより、この人口の減少は、三浦半島地域が抱える共通の課題である。横須賀市も92年をピークに人口が減り続け、中核市であるにも関わらず、一昨年4月には藤沢市に抜かれ、県内5番目の人口数となった。国立社会保障・人口問題研究所の推計に

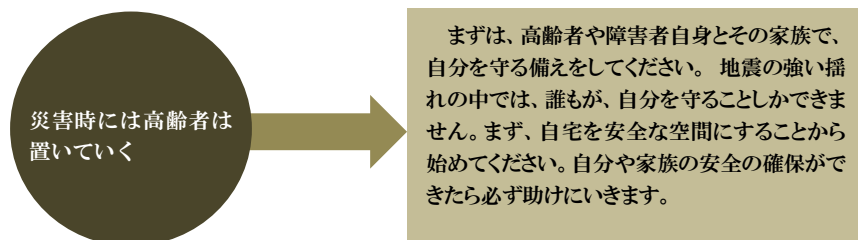
よると、2040年の横須賀市の人口は31万2千人。2010年より10万6千人も減ることになる。減少率（25・3%）は、市部では三浦市に次いで2番目に高い計算だ。

人口の減少（＝少子高齢化）は年金、医療、介護といった社会保障に大きな影響を及ぼす。そればかりか、地域経済、地方財政、行政サービスなどにも否応なく影響する。人口の減少によって、経済が疲弊し、中心市街地は活気をなくしたらどうなるだろう。並行して自治体は財政難に陥り、行政サービスの低下という悪循環に嵌ってしまう。問題は、単に人口の多寡ではなく、人口減少のプロセスで生じる、人口の年齢構成の大幅な変化にある。このために、人口が減少していくプロセスでは、労働力の不足や年金財政の危機が生じる。前者は、働く人とそれによって扶養される人（高齢者・若年者）の数のアンバランス、後者は年金保険料を支払う人と年金を受給する人の数のアンバランスによって生じる。

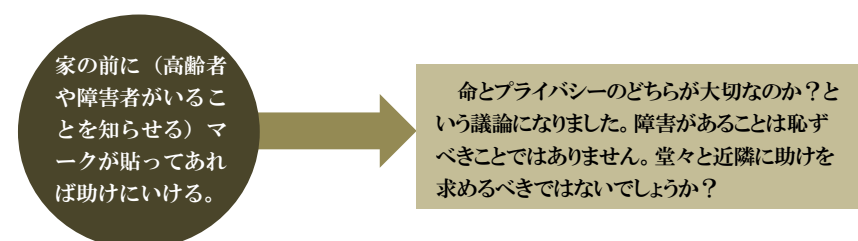
“喜ぶべき材料がない”というのはこのことだ。そして、将来への展望を描こうにもそれを阻むのが、人口減少に効く特効薬がないということである。今の人口の推移で最善の策を講ずるしかないのである。

話を戻そう。あなたは、被災時「悪いが、災害時には高齢者は置いていく」という町と「地域の中で災害弱者の救出に関する役割分担ができている」という町のどちらに住みたいと思われるだろうか。おそらく、圧倒的に後者だろう。もとより、前者の考えを否定するつもりはない。まず自分の命を守るという行為は、避難における“初動行為”、としてはむしろ正しく、それこそ非難されるいわれはない。後者の思考にしても“プライバシー”の問題や一定の干渉による「窮屈さ」は否めないか

らだ。それでも言葉では言い表せない違和感を覚えるのは何故だろう？
我々は、この違和感を埋める作業こそが「地域福祉活動計画づくり」なのだと考えるようになった。



計画の策定を通して、地域住民の考え方を上図のように変えていくところこそが、本計画の命題なのだと。もちろん、住民自らの“気づき”によるものでなければならないが…。他にも…



こういった議論や地域社会における小さな活動の積み重ねが、豊かな“わが町”を形成し、そしてそれが、三浦市が第4次三浦市総合計画に掲げる「三浦市民の力を結集し、豊かな明日・元気な都市を構築するため、その礎となる総人口が45,000人となることを目標とします」あるいは「活力ある地域社会を創出するため、高齢化率40%でも元気な都市

となることをめざすとともに、若年層の増加を促進し、少子高齢化にブレーキをかけます」という政策目標を達成する大きな原動力となるような気がしてならない。以上を踏まえた上で、三浦市における防災対策事業について考えてみたい。

三浦市の防災対策は、三浦市地域防災計画（平成25年）によるわけだが、その第3節に「市民の役割」が、専ら努力義務として記載されている。

1市民

- (1) 「自らの身は、自ら守る。」という自主防災の観点から、3日分の食糧・飲料水等の備蓄や家具の転倒等防止対策の実施等の予防対策、災害時の家族の連絡体制、行動についてのルールづくりなど、市民自らが防災対策を行います。
- (2) 「皆のまちは、皆で守る。」ため、自主防災組織の結成及びその活動への積極的な参画に努めます。
- (3) 防災訓練、防災に関する研修等に積極的に参加し、習得した防災に関する知識、技能等を災害発生時に発揮できるよう努めます。
- (4) 災害が発生した場合には、地域において相互に協力し、情報の入手、出火の防止、初期消火、救出救助、応急手当等に努めるとともに、避難するにあたっては冷静かつ積極的に行動するように努めます。
- (5) 隣近所が助け合い、高齢者、障害者、乳幼児、外国人等災害時要援護者の救助・救援活動に努めます。

2事業所

- (1) 日ごろから、食糧、飲料水等の備蓄、消火、救出救助等のための資機材の整備、また、従業員の防災訓練や防災に関する研修等の積極的な実施に努めます。
- (2) 災害対策の責任者を定め、災害が発生した場合の従業員のとるべき行動を明確にし、地域住民及び自主防災組織と連携して、地域における防災活動に参加するための体制を整備するよう努めます。
- (3) 災害が発生した場合には、地域住民及び自主防災組織と連携して、情報の収集及び伝達、消火、救出救助、応急手当、避難誘導等を積極的に行うよう努めます。

3災害ボランティア

- (1) 災害ボランティアは、日頃から、地域・行政・関係機関が開催する防災に関する研修会や訓練等に協力し、災害ボランティア自らが関係者との連携を深めるよう努めます。
- (2) 災害ボランティアは、災害時の活動の際には、食糧、飲料水の携行など、自己完結型の活動に努めるとともに、被災者の状況を把握し、被災者の心情を勘案して活動します。また、ボランティア団体相互の連絡を取り合い、効果的な活動に努めます。
- (3) 市及び関係機関は、災害時にボランティア活動が円滑に行われるよう、研修会や養成講座の開催、活動拠点の確保等、環境整備に努めます。

三浦市では、東日本大震災以降、防災対策の強化に取り組んでおり、「まずは『自分の身は自分で守る』ことを徹底し、そのうえで地域の自主防災組織と連携し、まちぐるみで助け合い、支えあうことが大切」だと呼びかけている。



三浦市が発行した「津波ハザードマップ(右)」と「市民用避難マニュアル」



一方で、三浦市社会福祉協議会の取り組みはというと、平成18年、神奈川県社会福祉協議会との広域相互支援協定に始まり、平成21年に締結した災害ボランティアセンターの設置に関する三浦市との協定、平成25年、三浦市バイオマスセンターに避難所を開設した際に、これにボランティアを派遣する旨を三浦地域資源ユーズ株式会社と協定した経緯がある。三浦地域資源ユーズ株式会社との協定は、民と民によるものであり、民間同士の被災時の協定はこれが初めてであった。

また、神奈川県共同募金会の配分事業に“災害ボランティアセンターの支援”が位置付けられており、同センター設置後速やかに運営資金300万円の提供を受けることが決まっている。

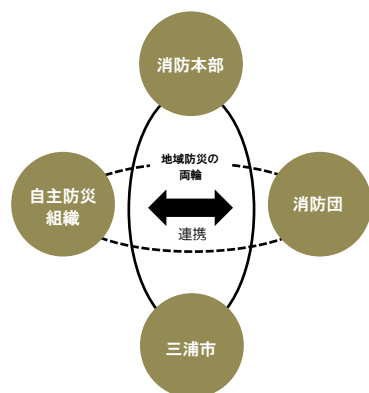
こうした背景のもとに、三浦市社会福祉協議会では、以下の事業・活動に取り組んでいきたい考えである。



- (1) 三浦市、三浦市消防本部、三浦地域資源ユーズ株式会社が協働する「災害ボランティアセンター設置運営」訓練の提案
- (2) 高齢者、障害者、乳幼児、外国人等災害時要援護者の被災を最小限に止めるためのネットワークの構築
- (3) 挙手方式による災害時要援護者台帳の整備
- (4) 近隣市町社会福祉協議会とのネットワークの構築
- (5) 三浦市社会福祉協議会が地方自治法に基づいて指定管理する「三浦市地域福祉センター」における“福祉避難所”の運営に関するマニュアルづくりがそれである。

さて、この間の三浦市民の役割であるが、これについては、前述の三浦市地域防災計画に基づくことになる。これも偏に、助かる命を助ける

ためであり、すばやい安否確認や、救助・消火、外部からの支援を待つための態勢づくりなどは、三浦市の全域で一斉に取り組むべき事柄となる。



中でも、①地域内の安否確認 ②救助や初期消火 ③避難所の運営・在宅被災者の支援④消防団・自主防災組織との連携は、市民の側に課せられた重要な役割となる。

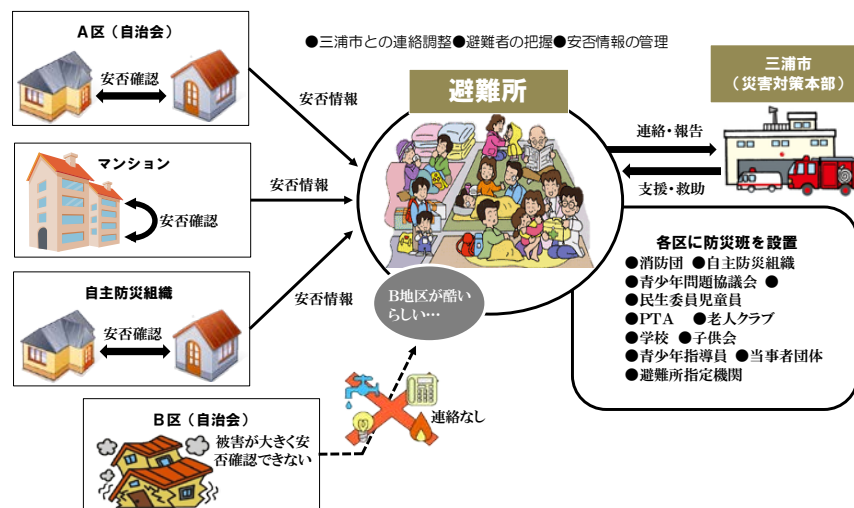
特に消防団や自主防災組織に対する期待は否応なく高まる。

消防団（消防組織法に基づいて各市町村に設置される消防機関。通常は、他の職業等に就いている一般市民で団員が構成されている）は、地域に密着した消防防災機関として、即時性に富み、火災の予防、初期消火訓練などを担っている。消防防災に関する知識とスキルを持ち、地域に根ざした活動をする消防団の役割は大きい。この消防団が、住民と一体性を持った自主防災組織と連携を図ることによって、その効力が倍加することは火を見るよりも明らかだ。自主防災組織にしても、日頃から消防団の指導を受けながらそのスキルを高め、ともに地域防災を担う“仲間”を得られるのだから、頼もしい限りだろう。ゆえに、自主防災組織と地域の消防団員とが普段から人的交流を図ることも、組織の活性化に貢献するものと考えられる。

さて、ここからは、甚大な被害が発生したと仮定する。被災者とな

ってしまった住民は、地域での安否確認や、消火・救助活動が一段落すると、家で過ごすのか、あるいは、家の被害に応じて避難所で過ごすのかといった選択を迫られることになる。

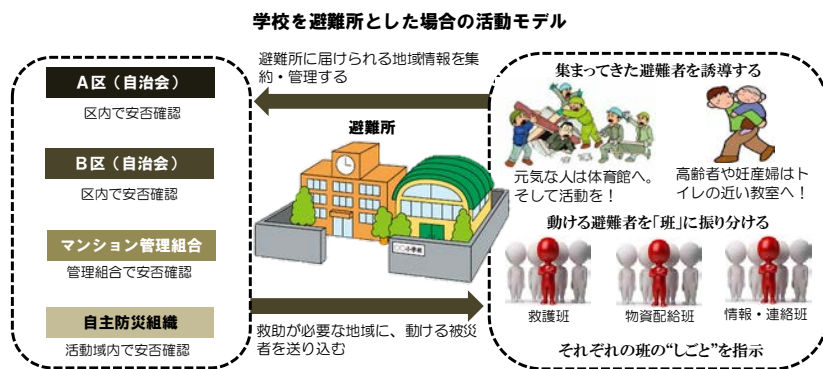
三浦市における小地域地区防災のイメージ



仮に復旧が長引くようであれば、備蓄品の配分、当該者の体調への配慮、あるいは、給水や支援物資の配布など互助活動が欠かせなくなる。

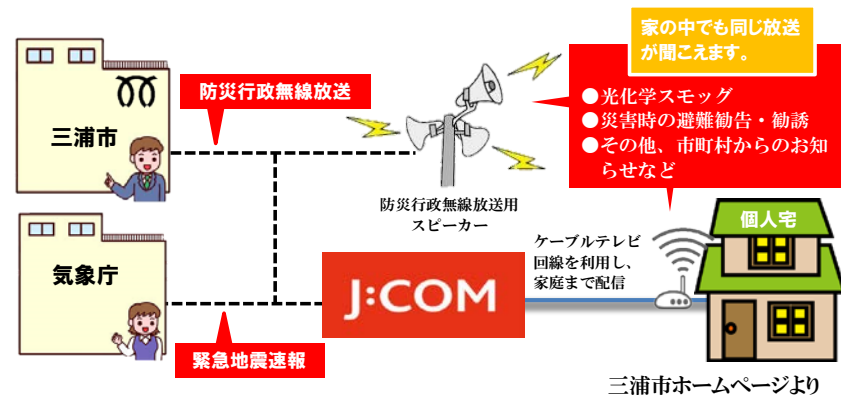
避難所には、避難者たちが主体性をもって集団生活を運営するためのルールづくりをおこなうことが求められ、それを成し得るためのリーダーが必要となる。人口の減少を抑止できず、年齢構成の変化が著しい三浦市のような“町”では、避難所の運営もそう容易ではないはずだ。避難所では、先のリーダーを中心に、避難者にもその被害の度合いに応じ

て、何らかの役割を与えたいところである。それぞれの役割に応じてチームを組織し、避難者の把握、地域内の情報集約、避難支援、支援物資の配布などをおこなう人材が求められるからだ。また、三浦市の災害対策本部との連絡窓口となり、必要な情報や支援物資のやりとり、救援・救護などの要請もおこなわなければならない。前右下段の図は、そのイメージであり、下図は、学校を避難所と想定した被災者自身の活動モデルである。



他にも民の側に課せられた役割がある。それは、防災関連情報を正確に取得しようとする姿勢である。

三浦市では大雨洪水警報など防災気象情報を、市内 99 ヶ所のスピーカー（防災行政無線放送）によって、市民に知らせているが、この防災行政無線放送の内容を、当該者の携帯電話やパソコンなどにメールで送信する「防災情報メールサービス」や三浦市の防災行政無線放送と(株)ジェイコム湘南が提供している「緊急地震速報サービス」とを連動させ、



サービス加入者の自宅に設置した「緊急地震速報受信端末」へ防災行政無線放送をそのまま再送信し、自宅の中で直接災害情報を聞くことができるサービスを開始している。利用料の他に専用端末の設置に別途工事費を要するが、当該者がこれに関心を示さなければ、宝の持ち腐れになりかねない。こうしたシステムを積極的に活用し、防災に役立てようという“姿勢”を個々人が持つことそこが肝要なのではないだろうか。それにしても足枷になるのが「人口の問題」である。人口の年齢構成において、“支える側”の世代に過重な負担を強いるからだ。

折しも、複数の市町村が、従来よりも簡単な手続きで共同事業をおこなえるよう地方自治法が一部改正された。人口の減少により単独では住民サービスの維持が難しい自治体に広域連携を促すものだ。但し、効率化を求めるあまり、小規模自治体の行政機能が極端に低下してしまっは元も子もない。中核市への機能集中は、周辺市町村との適度なバランスによって保たれるべきだからだ。地域住民の暮らしをどのように守っ

ていくのか。そのためには、どのような行政組織や自治の形態が望ましいのか。多様な住民の意見を踏まえ、地域の特性を生かせるような自治体連携に向けて、“民”の側からも積極的に提案していくことが求められるだろう。防災対策は、それを実現するためのツールとしても有効なのである。

一方で“防災行政”や“ゴミ行政”など、市民生活に深く関わる政策領域は、まさに「市民参加」なくして成し得ないことも事実だ。何故ならば、行政は個々人の台所に入りこんで残飯のチェックをしたり、勝手に押入れを開けて備蓄状況をチェックすることなどできないからである。“毎一個のゴミ減らし”も“救援物資が届くまでの備え”も個人に課せられた“役割”そのものなのである。三浦市は、人口の年齢構成に“弱み”を抱えながらも、小規模自治体ゆえに小回りが利くこと最大のメリットとして、これを活かすことが求められる。

なお「三浦市における防災対策事業」の詳細に関しては、三浦市民生活向上会議福祉のまちづくり部会が鋭意活動報告を兼ねた住民の「(災害弱者支援に重点を置いた※)行動計画」を策定しているところなので、そちらに委ねたい。

※＝一般社団法人日本自閉症協会が作成した防災・支援ハンドブックが、災害弱者支援において、大いなる示唆を与えてくれるものと考え、ここに紹介する。これら一連のハンドブックは、自閉症に特化したものだが、他の障害領域においても、それぞれの障害特性に合わせて、これに類似するハンドブックを作成することが求められている。また、障害当事者の参加を得ながらハンドブックを作成することによって、よりその障害に対する理解が深まったり、認識を新たにすることもあるだろう。ハン

ドブックを作成する行為そのものが、防災対策に寄与するのだ。「誰一人としてこの地域社会から孤立させない」というソーシャルインクルージョンの理念に基づくなら、この作業を地域住民も巻き込みながら、小地域単位で担う行為は、益々意義深いものとなるだろう。



← 防災・支援ハンドブック (本人・家族用)

→ 防災・支援ハンドブック (支援者用)

↓ 助けてカード



第4章 参考資料

1 三浦市民生活向上会議委員名簿

活動評価促進部会

	氏名	所属	選出区分
1	大野 和男	元日本社会事業大学大学院	学識経験者
2	町山 理江	育児サークルにっこにこ	当事者団体
3	世古 久枝	スポーツクラブさざなみ	ボランティア
4	菊地 隆雄	地域福祉部市町村社協支援担当	県社会福祉協議会
5	津島志津子	三崎保健福祉事務所	行政
6	中野 正和	三浦市役所福祉課	行政
7	飯嶋 和子	三浦市手をつなぐ育成会	当事者団体

ボランティア活動推進部会

	氏名	所属	選出区分
1	水野 節子	三浦市ボランティア連絡協議会	ボランティア
2	石崎 洋美	きくな作業所	福祉関係者
3	木村 信太郎	三浦市教育委員会	行政(教育)
4	石川 博英	三浦市市民協働課	行政(ボランティア)
5	芦澤 典子	神奈川県立武山養護学校連携支援部	学校
6	日景 永子	医療法人財団青山会	病院(ボランティア)
7	加藤 恵子	わいわいキャベツっ子ボランティア	ボランティア

福祉のまちづくり検討部会

	氏名	所属	選出区分
1	上野 義典	三崎警察署	警察署
2	工藤 美保	上宮田小羊保育園	子育て支援センター
3	飯島 定夫	三浦市身体障害者協会	当事者団体
4	大塚 美智子	わいわいキャベツっ子ボランティア	ボランティア
5	笹谷 月慧	三浦市民生委員	民生委員児童委員
6	長澤 清美	三浦市スクールガード	スクールガード
7	高垣 秀樹	三浦市防災課	行政
8	堀越 英一	三浦商工会議所	商工会議所
9	野村 工	三浦創生舎	福祉関係者

任期平成 24 年 10 月 26 日から平成 26 年 10 月 25 日まで

2 三浦市民生活向上会議活動評価促進部会実施状況

①平成25年8月8日(木) 13:30	団体ヒアリングと住民懇談会(前期)の実施状況を事務局より報告。「団体ヒアリングや住民懇談会に来た人を集めて、全体会をしてはどうか?課題解決の新たなつながりができるかもしれない。」「聞き出した意見を活かすためにも、前計画の振り返りを行い課題分析をするべき。」等の意見が挙がった。
②平成25年11月26日(火) 14:00	計画策定のフローチャートと、団体ヒアリング・住民懇談会(後期)の実施状況について事務局より報告。「計画策定に関係なく、社協として日常的に懇談を重ねていくことが大切。」等の意見が挙がった。
③平成26年2月21日(金) 14:00	団体ヒアリングと住民懇談会における困りごとと解決策の意見のまとめ、前計画の評価案、本計画の柱立て案について事務局より報告。「集まった困りごとの意見を、今後どのように調理していくかが重要。」「柱立ての文言について、推敲が必要。」等の意見が挙がった。
④平成26年3月28日(金) 14:00	中間報告の実施。本計画の基本理念を「皆で支え合う豊かなまち三浦となるために」に決定した。
⑤平成26年8月15日(金) 14:00	第1次素案について検討。主に「ミウの物語」について検討した。いじめのエビソードと計画事業の文言について見直しを求める意見が挙がった。この見直しを行うことと、フィードバック(住民懇談会)作業を行うことを条件に、素案を可決した。
⑥平成26年9月10日(水) 14:00 (全体会)	第3次三浦市地域福祉活動計画の策定

3 地域福祉計画策定プロジェクト実施状況

平成 25 年度

日程	時間	人数	内容
8月21日(水)	16:30	4人 オブザーバー2人	地域の定義確認、ヒアリングの日程確認
9月12日(火)	16:30	4人 オブザーバー1人	前計画の評価について、住民懇談会について
9月30日(月)	10:00	2人 オブザーバー1人	計画全体について、ヒアリングの日程確認
10月2日(水)	16:30	3人	今後のスケジュール確認、住民懇談会について
10月9日(水)	16:30	5人	住民懇談会について、ヒアリングの日程確認
10月17日(木)	16:30	5人	ヒアリングの課題抽出
10月24日(木)	16:30	5人	ヒアリングの課題抽出、住民懇談会について
10月28日(月)	16:30	5人	住民懇談会について(プレへ向けて)
11月7日(木)	16:30	3人	住民懇談会について(11/6振返り)
11月8日(金)	15:30	3人	住民懇談会について(11/11へ向けて)
11月13日(水)	16:30	4人	住民懇談会について(11/11振返り)
11月22日(金)	16:30	4人	住民懇談会について(11/22振返り)
11月25日(月)	11:00	4人 オブザーバー2人	活動評価促進部会資料準備
12月2日(月)	16:45	4人	前計画の評価、住民懇談会(12/2)について
12月9日(月)	16:30	5人	前計画の評価、住民懇談会の整理、資料見直し
12月17日(火)	16:45	5人	前計画の評価、住民懇談会(12/16振り返り)
12月25日(水)	16:30	3人	前計画の評価、住民懇談会、資料、分類わけ
1月7日(火)	16:45	4人	前計画の評価、住民懇談会(1/9)、計画案
1月21日(火)	10:00	2人、オブザーバー2人	計画の進捗状況について
1月24日(金)	17:00	4人	前計画の評価、計画案について
1月28日(火)	9:00	2人、オブザーバー2人	前計画の評価、今後のスケジュール
1月29日(水)	16:30	4人	計画柱建て、職員全体会について
2月5日(水)	16:30	4人	ヒアリング・住民懇談会分析作業
2月12日(水)	16:30	4人	ヒアリング・住民懇談会分析作業
2月19日(水)	16:30	4人	ヒアリング・住民懇談会分析作業
2月21日(金)	12:00	4人	活動評価促進部会資料準備
2月27日(木)	17:00	3人	職員全体会へ向けて話し合い
3月3日(月)	12:15	4人	職員全体会へ向けて話し合い、各事業所へ説明
3月4日(火)	11:30	2人	各事業所へ説明
3月5日(水)	13:00	2人	職員全体会へ向けて準備
3月6日(木)	17:00	4人、社協事業所職員22人	職員全体会1日目
3月13日(木)	10:00	2人	職員全体会へ向けて準備
3月14日(金)	16:30	4人、社協事業所職員31人	職員全体会2日目
3月17日(月)	9:00	2人	職員全体会へ向けて準備
3月17日(月)	16:30	3人、社協事業所職員19人	職員全体会2日目
3月19日(水)	17:00	3人	職員全体会まとめ、部会へ向けて話し合い
3月28日(金)	12:00	4人	活動評価促進部会資料準備

平成 26 年度

日程	時間	人数	内容
4月2日(水)	16:30	4人	実施事業について話し合い
4月10日(木)	16:30	3人	実施事業について話し合い
4月18日(金)	17:00	4人	実施事業について話し合い
4月30日(水)	17:00	4人	実施事業について話し合い
5月7日(水)	17:00	4人	実施事業について話し合い
5月13日(火)	16:30	4人	実施事業について話し合い
5月23日(金)	17:00	3人	実施事業について話し合い



計画の策定に望む職員全体会の様子(全3回)

4 フィードバック・ブラッシュアップ作業

ここでいうフィードバックとは、計画の完成という“結果”を目標達成に資するよう情報化し、これを住民の側に差し戻すことをいう。この計画において「住民」は、計画の客体であってはならない。住民の行動計画としての性格上、自ずと住民はこの計画の主体であることが義務付けられるからである。故に、出来上がった計画を住民の側にフィードバックするという行為と計画をブラッシュアップするという行為は対を成すものである。

なお、ブラッシュアップには、合成の誤謬を確認するという意味もある。フィードバックには、ミクロからマクロへの循環というプロセスがあり、とりわけ本計画が徹底して「個」のニーズに立脚していることから、この作業は重要となる。また、いわゆるソーシャルワークの側面からは、公共サービスの改善に対する「運動」行為として、人間と環境への介入という特性があることも見逃せない。人間と環境との接触面領域に発生する問題、あるいはその変化を起こす領域に働きかけることこそが“ソーシャルワーク”の本質だからである。

我々が、ことさら「住民懇談会」「団体ヒアリング」を重要視し、当該住民の置かれた環境を把握しようとするのは、そのためだ。係る問題が発生し、解決するためのエリアにこだわるのも同様の理由である。

そこで、本計画の根拠を形成するために実施した「住民懇談会」や「ヒアリング」にご協力をいただいた団体を中心に、本計画の第一次素案をフィードバックする作業を試みた。



2014.8.19(火)
環境衛生管理株式会社の皆さん
(6人)



2014.8.21(木)
石渡正志さん(1人)



2014.8.21(木)
城ヶ島水産の皆さん(36人)



2014.8.22(金)
ひばりの会の皆さん(8人)



2014年8月22日(金)
三浦まちづくりの会の皆さん
(9人)



2014年8月23日(土)
上宮田4区の皆さん(43人)



2014.8.27(水)
三浦市社会福祉協議会職員
(16人)



2014.8.28(木)
三浦市社会福祉協議会職員
(34人)



2014.8.31(日)
下宮田神田区の皆さん(11人)

おわりに

私は、三浦市地域福祉活動計画策定の主担当として、団体ヒアリングや住民懇談会に携わりました。そこで感じ取ったのは、三浦市民を覆う諦観にも似た感情です。「三浦はお金がないから…ないものねだりではできない」という諦めの気持ちが支配的であるかのように感じたのです。「どうしたら、この三浦市が魅力的な街にできるのか？」と私が強く思うようになったのは、こうした市民の皆様との対話が“きっかけ”だったのかも知れません。もちろん、瞬時に、誰にとっても“住みやすい”町を創造することなどできません。それでも何とかしたいという気持ちが、日増しに私の中で膨れ上がっていったのです。

「自分の子どもや孫の世代になったときに、どうしたら三浦に住み続けられるのか？住み続けたいと思えるような魅力的な“まち”とはどのような街なのか？」と自分自身に問いかけながら計画策定に携わることにしました。

私は、長いスパンで三浦市を“住みやすい”街にしていきたいと考えています。三浦市民一人ひとりの参加をえながら、長い時間をかけて、じっくりと理想とされる「豊かな街」を形成したいと心から願っています。今そこにある「生活問題」は、決して他人事ではないのですから。

そこで計画をご覧になった方が、容易に感情移入できるよう、一つの物語を挿入することにしました。あらゆる年代の人々が、物語の「登場人物」となって「自分だったらこうする」とあれこれ想像を巡らせるような計画をめざしたのです。それが、ミウの物語です。自閉症のお子さんを持つ一組の夫婦が悪戦苦闘しながらも成長するさまを綴っていま

す。語られるエピソードは、先の団体ヒアリングや住民懇談会で聴き取ったものばかりです。ミウの物語を計画の中心に据えることによって、この計画をより市民の皆様側に近づけることができたのではないかと考えています。いかがでしょうか？

計画の性格上、どうしても専門的になってしまったり、難解な用語が飛び出したりしますが、そこはどうぞご勘弁を！是非とも多くの方に興味をもっていただき、少しずつでも、読み進めていただければ幸いです。この計画を読んだ方が、自らの地域に思いを馳せ、社会のために行動するきっかけになることを願っています。そして、この計画に記載されていない、ユニークで地域性に富んだ活動を市民の皆様が自ら創造し、また、実践する日がくることを信じています。“諦めかけている”けど“諦めている人などいない”——ということを計画の策定を通して実感したからです。人口の減少によって、確かにそのキャパシティは狭まっているかも知れません。しかし、住民一人ひとりの参加やささやかな行動が少しずつでも広がっていけば、「はじめに」のところでも述べた福祉的な課題も、地域社会はしっかりと受け止めてくれることでしょう。それが私たちの結論です。

平成26年3月末日
社会福祉法人三浦市社会福祉協議会
地域福祉課 杉 崎 悠 子

第 3 次三浦市地域福祉活動計画

2014年4月

発行：〒238-0102 三浦市南下浦町菊名1258-3

三浦市総合福祉センター

電話046-888-7347

社会福祉法人三浦市社会福祉協議会

三浦市民生活向上会議

発行者：川崎 喜正

編集責任者：出口 道夫

編集人：杉崎 悠子